

議案第12号

桑名市組織条例等の一部改正について

桑名市組織条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市組織条例等の一部を改正する条例

(桑名市組織条例の一部改正)

第1条 桑名市組織条例(平成16年桑名市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「企業誘致課」を削り、「市民環境部」を「市民環境部
地域コミュニティ部」に改める。

第2条の表企業誘致課の項を削る。

第2条の表市民環境部の項中第3号から第5号までを削り、第6号から第8号までを3号ずつ繰り上げ、第9号を削り、同項の次に次の1項を加える。

地域コミュニティ部

- (1) 市民活動に関すること。
- (2) 生涯学習に関すること。
- (3) スポーツ振興に関すること。
- (4) 男女共同参画に関すること。

第2条の表産業振興部の項に次の1号を加える。

- (4) 企業誘致に関すること。

(桑名市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第2条 桑名市スポーツ推進審議会条例(平成16年桑名市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第8条中「市民環境部地域コミュニティ局スポーツ振興課」を「地域コミュニティ部スポーツ振興課」に改める。

(桑名市総合運動公園ネーミングライツ選定委員会条例の一部改正)

第3条 桑名市総合運動公園ネーミングライツ選定委員会条例(平成26年桑名市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民環境部地域コミュニティ局スポーツ振興課」を「地域コミュニティ部スポーツ振興課」に改める。

(桑名市いじめ問題専門委員会条例の一部改正)

第4条 桑名市いじめ問題専門委員会条例(平成26年桑名市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第9条中「教育委員会事務局学校支援課」を「教育委員会事務局教育指導課」に改める。

(桑名市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部改正)

第5条 桑名市生涯学習推進計画策定委員会条例(平成27年桑名市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民環境部地域コミュニティ局生涯学習課」を「地域コミュニティ部生涯学習課」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

令和7年4月の組織再編により、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
桑名市組織条例（第1条関係） （部等の設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。 防災・危機管理課 グリーン資産創造課 スマートシティ推進課 削る 市長公室 総務部 市民環境部 <u>地域コミュニティ部</u> 産業振興部 保健福祉部 子ども未来部 社会基盤整備部 都市創造部 （事務分掌） 第2条 部等の事務分掌は、次のとおりとする。 防災・危機管理課 （1） 危機管理に関すること。 （2） 防災に関すること。 （3） 市民の安全に関すること。 グリーン資産創造課 （1） GX（グリーントランスフォーメーション）に関すること。 （2） 公共施設マネジメントの推進に関すること。 スマートシティ推進課 （1） DX（デジタルトランスフォーメーション）に関すること。 （2） スマートシティの推進に関すること。 削る 市長公室 （1） 市政の総合企画及び総合調整に関する	（部等の設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。 防災・危機管理課 グリーン資産創造課 スマートシティ推進課 <u>企業誘致課</u> 市長公室 総務部 市民環境部 産業振興部 保健福祉部 子ども未来部 社会基盤整備部 都市創造部 （事務分掌） 第2条 部等の事務分掌は、次のとおりとする。 防災・危機管理課 （1） 危機管理に関すること。 （2） 防災に関すること。 （3） 市民の安全に関すること。 グリーン資産創造課 （1） GX（グリーントランスフォーメーション）に関すること。 （2） 公共施設マネジメントの推進に関すること。 スマートシティ推進課 （1） DX（デジタルトランスフォーメーション）に関すること。 （2） スマートシティの推進に関すること。 <u>企業誘致課</u> （1） <u>企業誘致及び立地調整に関すること。</u> （2） <u>立地企業の拡張支援に関すること。</u> 市長公室 （1） 市政の総合企画及び総合調整に関する

こと。

- (2) 重要施策の計画及び調整に関すること。
- (3) PX(パブリックトランスフォーメーション)に関すること。
- (4) 人口減少対策に関すること。
- (5) 秘書に関すること。
- (6) 儀式に関すること。
- (7) 職員の任免、服務、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- (8) 広報広聴に関すること。
- (9) 国際化の推進に関すること。

総務部

- (1) 議会及び市行政一般に関すること。
- (2) 文書及び例規に関すること。
- (3) 情報公開の推進に関すること。
- (4) 財政に関すること。
- (5) 契約に関すること。
- (6) 市税に関すること。
- (7) 統計に関すること。
- (8) 他の部の主管に属しないこと。

市民環境部

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (2) 人権啓発事業の総合調整に関すること。

削る

- (3) 公害の防止に関すること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (5) 環境衛生に関すること。

削る

地域コミュニティ部

- (1) 市民活動に関すること。
- (2) 生涯学習に関すること。
- (3) スポーツ振興に関すること。
- (4) 男女共同参画に関すること。

保健福祉部

- (1) 社会福祉(子ども未来部の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (2) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (3) 保健・医療(子ども未来部の主管に属するものを除く。)に関すること。

こと。

- (2) 重要施策の計画及び調整に関すること。
- (3) PX(パブリックトランスフォーメーション)に関すること。
- (4) 人口減少対策に関すること。
- (5) 秘書に関すること。
- (6) 儀式に関すること。
- (7) 職員の任免、服務、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- (8) 広報広聴に関すること。
- (9) 国際化の推進に関すること。

総務部

- (1) 議会及び市行政一般に関すること。
- (2) 文書及び例規に関すること。
- (3) 情報公開の推進に関すること。
- (4) 財政に関すること。
- (5) 契約に関すること。
- (6) 市税に関すること。
- (7) 統計に関すること。
- (8) 他の部の主管に属しないこと。

市民環境部

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (2) 人権啓発事業の総合調整に関すること。
- (3) 市民活動に関すること。
- (4) 生涯学習に関すること。
- (5) スポーツ振興に関すること。
- (6) 公害の防止に関すること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (8) 環境衛生に関すること。
- (9) 男女共同参画に関すること。

保健福祉部

- (1) 社会福祉(子ども未来部の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (2) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (3) 保健・医療(子ども未来部の主管に属するものを除く。)に関すること。

子ども未来部 (1) 子ども・子育て支援に関すること。 (2) 児童福祉に関すること。 (3) 母子保健に関すること。 (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。 産業振興部 (1) 商工業及び観光に関すること。 (2) 文化に関すること。 (3) 農林水産業に関すること。 (4) <u>企業誘致に関すること。</u> 社会基盤整備部 (1) 公園及び緑地に関すること。 (2) 道路、橋りょう及び河川に関すること。 (3) 港湾その他土木に関すること。 都市創造部 (1) 都市計画に関すること。 (2) 土地区画整理に関すること。 (3) 住宅施策及び営繕に関すること。 (4) 都市開発に関すること。 (5) 建築指導及び開発指導に関すること。 桑名市スポーツ推進審議会条例（第2条関係） （庶務） 第8条 審議会の庶務は、<u>地域コミュニティ部スポーツ振興課</u>において処理する。 桑名市総合運動公園ネーミングライツ選定委員会条例（第3条関係） （庶務） 第7条 委員会の庶務は、<u>地域コミュニティ部スポーツ振興課</u>において処理する。 桑名市いじめ問題専門委員会条例（第4条関係） （庶務） 第9条 専門委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局教育指導課</u>において処理する。 桑名市生涯学習推進計画策定委員会条例（第5条関係） （庶務）	子ども未来部 (1) 子ども・子育て支援に関すること。 (2) 児童福祉に関すること。 (3) 母子保健に関すること。 (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。 産業振興部 (1) 商工業及び観光に関すること。 (2) 文化に関すること。 (3) 農林水産業に関すること。 社会基盤整備部 (1) 公園及び緑地に関すること。 (2) 道路、橋りょう及び河川に関すること。 (3) 港湾その他土木に関すること。 都市創造部 (1) 都市計画に関すること。 (2) 土地区画整理に関すること。 (3) 住宅施策及び営繕に関すること。 (4) 都市開発に関すること。 (5) 建築指導及び開発指導に関すること。 （庶務） 第8条 審議会の庶務は、<u>市民環境部地域コミュニティ局スポーツ振興課</u>において処理する。 （庶務） 第7条 委員会の庶務は、<u>市民環境部地域コミュニティ局スポーツ振興課</u>において処理する。 （庶務） 第9条 専門委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局学校支援課</u>において処理する。 （庶務）
---	--

第7条 委員会の庶務は、 <u>地域コミュニティ部生涯学習課</u> において処理する。	第7条 委員会の庶務は、 <u>市民環境部地域コミュニティ局生涯学習課</u> において処理する。
--	---

議案第13号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(桑名市職員給与条例の一部改正)

第1条 桑名市職員給与条例(平成16年桑名市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第57条第3号及び第4号並びに第58条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(桑名市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 桑名市職員退職手当支給条例(平成16年桑名市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号及び第5項第2号、第17条の見出し及び同条第1項第1号、第18条第1項第1号並びに第20条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(桑名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 桑名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成16年桑名市条例第167号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(桑名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 桑名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成16年桑名市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(桑名市水道水源保護条例の一部改正)

第5条 桑名市水道水源保護条例(平成16年桑名市条例第196号)の一部を次のように改正する。

第19条中「各号に該当する者は、」を「各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

(桑名市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第6条 桑名市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年桑名市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(桑名市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第1条の規定による改正後の桑名市職員給与条例第58条第1項第1号及び第3項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴されたものとみなす。

（桑名市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第2条の規定による改正後の桑名市職員退職手当支給条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項第1号並びに第20条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴されたものとみなす。

参 考

(改正のあらまし)

懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設する刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
桑名市職員給与条例（第 1 条関係） （期末手当） 第 5 7 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) （略） (3) 基準日前 1 月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第 5 8 条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2 （略） 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが	（期末手当） 第 5 7 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) （略） (3) 基準日前 1 月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第 5 8 条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2 （略） 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが

一時差止処分 of 目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

桑名市職員退職手当支給条例（第2条関係）

（退職手当の支払の差止め）

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

一時差止処分 of 目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

（退職手当の支払の差止め）

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職後禁錮___以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮___以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮___以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

刑又は5万円以下の罰金に処する。 (1) 第8条の規定に違反したとき。 (2) 第10条の規定による命令に違反して操業したとき。 桑名市個人情報の保護に関する法律施行条例（第6条関係） 附 則 （桑名市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置） 第3条 （略） 2 （略） 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号に規定する個人情報ファイル（その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) （略） 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 （略）	__又は5万円以下の罰金に処する。 (1) 第8条の規定に違反した者__ (2) 第10条の規定による命令に違反して操業した者__ 附 則 （桑名市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置） 第3条 （略） 2 （略） 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号に規定する個人情報ファイル（その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) （略） 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 （略）
--	--

議案第14号

桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年桑名市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に改め、同条第3号中「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に改め、同条第4号中「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に改める。

別表第1中「

4 市長	小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	桑名市就学援助条例（平成28年桑名市条例第18号）に定める就学援助に関する事務（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務を除く。）であって規則で定めるもの

」を「

4 市長	小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務（以下「住登外者宛名事務」という。）であって規則で定めるもの
6 教育委員会	桑名市就学援助条例（平成28年桑名市条例第18号）に定める就学援助に関する事務（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務を除く。）であって規則で定めるもの
7 教育委員会	住登外者宛名事務であって規則で定めるもの

」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和

	33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び

		に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
12 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

		もの
13 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
14 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
15 市長	桑名市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は被保険者資格に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童手当関係情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。以下同じ。）に関する情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
16 市長	小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
17 市長	住登外者宛名事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に

		関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者資格に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援又は措置に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの

別表第3中「

3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護法による保護の実施に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	桑名市就学援助条例に定める就学援助に関する事務(学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を除く。)であって規則で定めるもの	市長	生活保護法による保護の実施に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの

」を「

3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	住登外者宛名事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護法による保護の実施に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	桑名市就学援助条例に定める就学援助に関する事務(学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を除く。)であって規則で定めるもの	市長	生活保護法による保護の実施に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの

7 教育委員会	住登外者宛名事務であつて規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
---------	----------------------	----	----------------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

地方公共団体情報システム標準化基本方針に係る基幹業務システムへの移行並びに情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後		改 正 前	
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) (略)		(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) (略)	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
機関	事務	機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	桑名市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年桑名市条例第89号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	桑名市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年桑名市条例第89号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務(以下「住登外者宛名事務」という。)であって規則で定めるもの	5 教 育 委 員 会	桑名市就学援助条例(平成28年桑名市条例第18号)に定める就学援助に関する事務(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務を除く。)であって規則で定めるもの
6 教 育 委 員 会	桑名市就学援助条例(平成28年桑名市条例第18号)に定める就学援助に関する事務(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務を除く。)であって規則で定めるもの		

	則で定めるもの
7 教 育 委 員 会	住登外者宛名事務であって規則で定め るもの

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しく

		規則で定めるもの		は就労自立給付金の支給に関する情報
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		（以下「生活保護関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金に関する情報であって規則で定めるもの		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
				母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要

		母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの	する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの
4	市長	地方税法その他の地方税に関する法	外国人生活保護関係情報であって規則で

		に関する情報であって規則で定めるもの	律及びこれらの法	定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
4 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	5 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	6 市長	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	7 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	8 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	9 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する
9 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	10 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
			11 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの

	事務であって規則で定めるもの				て規則で定めるもの	
10 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		12 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				
11 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		13 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				地方税関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの				
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		14 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの				
		地方税関係情報であって規則で定めるもの		15 市長	桑名市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は被保険者資格に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの				児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				地方税関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	桑名市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は被保険者資格に関する情報であって規則で定めるもの				児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの				児童福祉法による障

		は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの			身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの			
		児童福祉法による障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。以下同じ。）に関する情報であって規則で定めるもの			
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの			
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの			
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			
16	市長	小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	16	市長	小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報で			

		あつて規則で定める もの
17 市長	住登外者宛名事務	外国人生活保護関係
	であつて規則で定 めるもの	情報であつて規則で 定めるもの
		医療保険各法又は高 齢者の医療の確保に 関する法律による医 療に関する給付の支 給に関する情報であ つて規則で定めるも の
		医療保険各法又は高 齢者の医療の確保に 関する法律による保 険料の徴収に関する 情報であつて規則で 定めるもの
		生活保護関係情報で あつて規則で定める もの
		児童扶養手当関係情 報であつて規則で定 めるもの
		母子及び父子並びに 寡婦福祉法による給 付金に関する情報で あつて規則で定める もの
		特別児童扶養手当等 の支給に関する法律 による障害児福祉手 当若しくは特別障害 者手当又は国民年金 法等の一部を改正す る法律附則第97条第 1項の福祉手当の支 給に関する情報であ つて規則で定めるも の
		地方税関係情報であ つて規則で定めるも の
		母子保健法による養 育医療の給付又は養 育医療に要する費用 の支給に関する情報 であつて規則で定め るもの

		児童手当関係情報であって規則で定めるもの 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者資格に関する情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による障害児入所支援又は措置に関する情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの 住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの	
別表第3（第4条関係）		別表第3（第4条関係）	
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報

1	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるものの	1	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるものの
2	市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるものの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるものの	2	市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるものの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるものの
3	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるものの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるものの	3	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるものの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるものの
4	市長	住登外者宛名事務であって規則で定めるものの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるものの	4	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるものの	市長	生活保護法による保護の実施に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものの
5	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるものの	市長	生活保護法による保護の実施に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものの					住民票関係情報であって規則で定めるものの
				住民票関係情報であって規則で定めるものの					地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるものの
				地方税関係情報	5	教育委員会	桑名市就学援助	市長	生活保護法に
				で					

			あつて規則で定めるもの				
6	教育委員会	桑名市就学援助条例に定める就学援助に関する事務（学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を除く。）であつて規則で定めるもの	市長	生活保護法による保護の実施に関する情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報 で あつて規則で定めるもの	委員会	助条例に定める就学援助に関する事務（学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を除く。）であつて規則で定めるもの	よる保護の実施に関する情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であつて規則で定めるもの
7	教育委員会	住登外者宛名事務であつて規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの			

議案第15号

桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び桑名市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び桑名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び桑名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年桑名市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第8条の3第2項及び第8条の4第1項から第3項まで」を「この項、次条第1項から第3項まで及び第15条の3第1項」に改め、同条第2項中「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで及び第15条の3第1項において同じ。）」を加える。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第11条中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2第3項中「同条例」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第15条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、給与条例第17条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(桑名市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 桑名市職員の育児休業等に関する条例（平成16年桑名市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第22条の表中「

第67条	第6条、第29条から第38条まで及び前条	第29条から第38条まで、第42条及び前条
	定年前再任用 短時間勤務職員	短時間勤務職員

」を「

第67条	第6条、第29条、第30条及び第32条	第29条、第30条、第32条、第42条及び前条
	定年前再任用 短時間勤務職員	短時間勤務職員

」に改める。

第24条第2項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「による介護時間」の次に「又は勤務時間条例第15条の3の規定による子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第3項中「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改め、「という。）」の次に「又は子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護をするための時間」を「、当該介護をするための時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3及び第11条の改正規定、同条例第15条の2の次に1条を加える改正規定並びに同条例第17条の改正規定並びに第2条中桑名市職員の育児休業等に関する条例第24条第2項の改正規定及び同条第3項の改正規定（「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める部分を除く。）

令和7年10月1日

(2) 次項の規定 公布の日

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限を請求する期間の初日とする第1条の規定による改正後の桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

参 考

(改正のあらまし)

職員が仕事と生活を両立することのできる働きやすい職場環境とするため、「子育て部分休暇」を新たに規定すること等について、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第1条関係） （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで及び第15条の3第1項において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 （1）・（2） （略） 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで及び第15条の3	（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の3第2項及び第8条の4第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 （1）・（2） （略） 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

第1項において同じ。)を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の4 (略)

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親である者が、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項

及び

前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の4 (略)

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親である者が、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び

前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇及び組合休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条の2第1項において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(介護時間)

第15条の2 (略)

2 (略)

3 介護時間については、給与条例第17条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

(子育て部分休暇)

第15条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、給与条例第17条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間_____及び組合休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(介護時間)

第15条の2 (略)

2 (略)

3 介護時間については、給与条例第17条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例同条第2項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

桑名市職員の育児休業等に関する条例（第2条関係）

（短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第22条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）
第45条第	とする	とする。ただし、短時間勤務職員

第17条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間_____については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第22条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）
第45条第	とする	とする。ただし、短時間勤務職員

1 項		が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 125）を乗じて得た額とする。	1 項		が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 125）を乗じて得た額とする。
第 45 条第 5 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第 22 条の規定により読み替えられた第 1 項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 49 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 175）から 100 分の 100（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 125）を減じた割合を乗じて得た額とする。	第 45 条第 5 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第 22 条の規定により読み替えられた第 1 項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 49 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 175）から 100 分の 100（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 125）を減じた割合を乗じて得た額とする。
第 67 条	第 6 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条	第 29 条、第 30 条、第 32 条、第 42 条及び前条	第 67 条	第 6 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条	第 29 条から第 38 条まで、第 42 条及び前条
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員		定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
（部分休業の承認） 第 2 4 条 （略） 2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）<u>、勤務時間条例 第 15 条の 2 の規定による介護時間又は勤務時間条例第 15 条の 3 の規定による子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1 日につ</u>			（部分休業の承認） 第 2 4 条 （略） 2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）<u>又は勤務時間条例第 15 条の 2 の規定による介護時間</u><u>の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1 日につ</u>		

き2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項 _____ の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間、当該介護をするための時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

き2時間から当該育児時間又は当該介護時間 _____ の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。） _____ の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間 _____ の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

議案第16号

桑名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

桑名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

桑名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年桑名市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

人事院勧告の趣旨を踏まえ、国の指定職職員の期末・勤勉手当の支給割合に準じている議員の期末手当の支給割合の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の規定により支給する期末手当の額は、それぞれその基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、それぞれその日現在)における議員報酬月額に、その議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の期末手当の支給の例により在職期間に応じて一定の割合を乗じて得た額とする。 3 (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の規定により支給する期末手当の額は、それぞれその基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、それぞれその日現在)における議員報酬月額に、その議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の期末手当の支給の例により在職期間に応じて一定の割合を乗じて得た額とする。 3 (略)

議案第17号

桑名市職員給与条例等の一部改正について

桑名市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市職員給与条例等の一部を改正する条例

(桑名市職員給与条例の一部改正)

第1条 桑名市職員給与条例(平成16年桑名市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「により職員」の次に「(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項前段」を「前項前段」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

第6条第6項中「第1項から前項まで」を「前各項」に改める。

第30条の前の見出しを削り、同条及び第31条を次のように改める。

(扶養範囲)

第30条 前条の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

第31条 削除

第32条第1項中「第30条に該当する扶養親族中配偶者及び前条各号のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」を「第30条第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)」については1人につき13,000円、同条第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「(以下「行8級職員」という。)」及び「、第30条に該当する扶養親族中満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(以下「扶養親族たる子」という。)」については1人につき10,000円」を削り、同条第2項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第29条、第30条及び前2項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第33条から第38条までを次のように改める。

第33条から第38条まで 削除

第42条第1項本文中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加え、同条第3項中「桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年桑名市条例第192号)の適用を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して、規則で定める職員に限る。)」を削る。

第56条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第59条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改

める。

第64条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第67条中「第29条から第38条まで及び前条」を「第29条、第30条及び第32条」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	201,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	202,700	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	204,400	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	206,100	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	207,400	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	209,000	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	210,600	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	212,100	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	213,600	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	215,200	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	216,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	218,400	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	220,000	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	221,700	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	223,000	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	224,300	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	225,600	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	226,700	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	227,800	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	228,900	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	230,000	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	231,500	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	233,000	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	234,500	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	236,000	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	237,500	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	239,000	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	240,500	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	242,000	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	243,400	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	244,800	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	246,200	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	

33	230, 000	247, 400	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600	
34	231, 100	248, 600	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000	
35	232, 200	249, 800	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400	
36	233, 300	251, 000	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800	
37	234, 400	252, 100	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
38	235, 400	253, 200	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	
39	236, 400	254, 300	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000	
40	237, 300	255, 400	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	
41	238, 200	256, 400	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
42	239, 100	257, 400	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
43	239, 900	258, 400	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
44	240, 700	259, 400	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	260, 400	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242, 000	261, 300	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	262, 200	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	263, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	263, 900	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	264, 700	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245, 000	265, 500	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	266, 300	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	267, 000	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	267, 800	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	268, 600	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	269, 300	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	270, 000	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	270, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	271, 600	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	272, 300	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	273, 000	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	273, 800	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	274, 600	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	249, 400	275, 300	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	249, 700	276, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	250, 000	276, 700	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
67	250, 300	277, 400	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250, 600	278, 100	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
69	250, 900	278, 800	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	279, 500	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	251, 500	280, 200	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	251, 800	280, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	281, 500	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	282, 200	341, 100	381, 600	395, 500			
75	252, 700	282, 800	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	283, 500	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	284, 100	342, 300	382, 800	396, 200			
78	253, 600	284, 800	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	285, 400	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	286, 100	343, 800	384, 100	397, 000			

81	254, 500	286, 700	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	287, 400	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	288, 000	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	288, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	289, 000	345, 600	386, 100	398, 200			
86	256, 000	289, 600	346, 000					
87	256, 300	290, 100	346, 400					
88	256, 600	290, 700	346, 800					
89	256, 900	291, 200	347, 000					
90	257, 200	291, 700	347, 400					
91	257, 500	292, 300	347, 800					
92	257, 800	292, 900	348, 200					
93	258, 100	293, 400	348, 400					
94		293, 900	348, 800					
95		294, 300	349, 200					
96		294, 600	349, 500					
97		294, 800	349, 800					
98		295, 100	350, 200					
99		295, 300	350, 600					
100		295, 600	351, 000					
101		295, 800	351, 500					
102		296, 000	351, 900					
103		296, 300	352, 300					
104		296, 500	352, 700					
105		296, 800	353, 200					
106		297, 100	353, 600					
107		297, 400	353, 900					
108		297, 700	354, 200					
109		298, 000	354, 700					
110		298, 300						
111		298, 600						
112		299, 000						
113		299, 200						
114		299, 400						
115		299, 700						
116		300, 100						
117		300, 300						
118		300, 600						
119		301, 000						
120		301, 400						
121		301, 600						
122		301, 900						
123		302, 200						
124		302, 500						
125		302, 700						
126		303, 000						
127		303, 300						
128		303, 600						

	129		303,800						
	130		304,200						
	131		304,600						
	132		304,900						
	133		305,100						
	134		305,300						
	135		305,600						
	136		306,000						
	137		306,200						
	138		306,400						
	139		306,700						
	140		307,000						
	141		307,400						
	142		307,600						
	143		307,900						
	144		308,200						
	145		308,500						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区 分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000

21	224, 900	251, 500	279, 000	300, 200	344, 900	393, 600	443, 100
22	225, 800	252, 400	279, 900	301, 400	346, 400	394, 900	443, 900
23	226, 700	253, 200	280, 800	302, 600	347, 900	396, 200	444, 300
24	227, 600	254, 000	281, 600	303, 800	349, 400	397, 300	445, 000
25	228, 500	254, 800	282, 400	305, 000	350, 900	398, 400	445, 500
26	229, 400	255, 600	283, 300	306, 200	352, 400	399, 500	445, 900
27	230, 300	256, 400	284, 200	307, 300	353, 900	400, 600	446, 300
28	231, 200	257, 200	285, 000	308, 500	355, 300	401, 700	446, 700
29	232, 100	258, 000	285, 800	309, 800	356, 700	402, 500	447, 100
30	233, 000	258, 800	286, 900	311, 000	358, 300	403, 300	447, 500
31	233, 900	259, 600	287, 900	312, 200	359, 800	404, 100	447, 900
32	234, 800	260, 400	288, 900	313, 400	361, 300	404, 900	448, 200
33	235, 600	261, 200	289, 900	314, 600	362, 500	405, 300	448, 500
34	236, 400	262, 000	291, 000	315, 700	363, 600	405, 900	448, 900
35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800	406, 400	449, 200
36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900	406, 800	449, 500
37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900	407, 200	449, 800
38	239, 600	265, 200	295, 000	320, 600	367, 700	407, 400	
39	240, 400	266, 000	296, 000	321, 900	368, 700	407, 700	
40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800	408, 000	
41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300	
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600	
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900	
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200	
45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400	
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700	
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000	
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300	
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500	
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800	
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100	
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400	
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600	
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000		
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700		
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300		
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700		
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200		
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800		
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400		
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800		
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300		
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800		
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300		
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900		
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400		
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000		
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600		

	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100		
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600		
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100		
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600		
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900		
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400		
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800		
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200		
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600		
	78	254,800	291,900	328,600	349,900			
	79	255,100	292,200	329,000	350,100			
	80	255,300	292,500	329,500	350,400			
	81	255,500	292,800	330,000	350,900			
	82	255,800	293,100	330,400	351,200			
	83	256,100	293,400	330,600	351,500			
	84	256,300	293,700	330,900	351,800			
	85	256,500	293,900	331,300	352,200			
	86		294,100	331,700	352,500			
	87		294,300	332,000	352,800			
	88		294,500	332,300	353,100			
	89		294,900	332,600	353,500			
	90		295,100	332,800	353,800			
	91		295,300	333,200	354,100			
	92		295,500	333,500	354,400			
	93		295,900	333,700	354,700			
	94		296,100	334,000	355,100			
	95		296,300	334,300	355,500			
	96		296,600	334,600	355,900			
	97		296,900	334,800	356,400			
	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、理学療法士その他の職員で別表第４ 等級別基準職務表 イ 医療職給料表
で定めるものに適用する。

別表第３（第３条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
		円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	200, 200	221, 600	351, 500
	2	202, 500	224, 200	353, 000
	3	204, 900	226, 700	354, 500
	4	207, 100	229, 200	356, 000
	5	209, 400	231, 700	357, 400
	6	211, 800	234, 200	358, 800
	7	214, 100	236, 700	360, 200
	8	216, 400	239, 200	361, 600
	9	218, 700	241, 700	363, 000
	10	221, 100	243, 500	364, 300
	11	223, 400	245, 200	365, 600
	12	225, 700	246, 900	366, 900
	13	228, 100	248, 600	368, 100
	14	230, 300	250, 200	369, 400
	15	232, 500	251, 700	370, 600
	16	234, 700	253, 200	371, 800
	17	236, 900	254, 700	373, 000
	18	238, 800	256, 000	374, 200
	19	240, 600	257, 200	375, 400
	20	242, 400	258, 400	376, 500
	21	244, 200	259, 800	377, 600
	22	245, 600	261, 000	378, 800
	23	247, 000	262, 300	380, 000
	24	248, 400	263, 600	381, 100
	25	249, 700	264, 900	382, 200
	26	250, 900	266, 800	383, 400
	27	252, 000	268, 600	384, 600
	28	253, 100	270, 400	385, 700
	29	254, 300	272, 100	386, 800
	30	255, 600	274, 300	388, 000
	31	256, 800	276, 500	389, 200
	32	258, 000	278, 700	390, 300
	33	259, 100	280, 900	391, 400
	34	260, 300	283, 100	392, 600
	35	261, 500	285, 300	393, 800
	36	262, 700	287, 400	395, 000
	37	263, 900	289, 400	396, 200
	38	265, 100	291, 300	397, 500
	39	266, 300	293, 200	398, 700
	40	267, 500	295, 000	399, 900
	41	268, 700	296, 800	401, 100
	42	269, 800	298, 700	402, 400
	43	270, 900	300, 500	403, 400
	44	272, 000	302, 200	404, 500

45	273, 000	303, 900	405, 700
46	273, 800	305, 700	406, 900
47	274, 600	307, 400	408, 100
48	275, 400	309, 000	409, 300
49	276, 100	310, 600	410, 400
50	276, 900	312, 300	411, 400
51	277, 600	314, 100	412, 700
52	278, 300	315, 800	413, 900
53	279, 100	317, 100	415, 100
54	279, 900	319, 000	416, 200
55	280, 700	320, 800	417, 300
56	281, 400	322, 500	418, 400
57	282, 100	324, 200	419, 400
58	282, 900	326, 100	420, 600
59	283, 700	327, 800	421, 800
60	284, 400	329, 500	423, 000
61	285, 000	331, 200	423, 600
62	285, 700	333, 000	424, 400
63	286, 400	334, 800	425, 100
64	287, 000	336, 500	425, 600
65	287, 700	338, 200	425, 900
66	288, 400	339, 500	426, 200
67	289, 100	340, 800	426, 600
68	289, 800	342, 100	427, 000
69	290, 500	343, 600	427, 300
70	291, 300	345, 100	427, 700
71	292, 000	346, 600	428, 000
72	292, 700	348, 100	428, 300
73	293, 200	349, 500	428, 600
74	293, 900	351, 000	429, 000
75	294, 600	352, 500	429, 300
76	295, 200	354, 000	429, 600
77	295, 800	355, 400	429, 900
78	296, 500	356, 900	430, 200
79	297, 100	358, 400	430, 500
80	297, 700	359, 900	430, 700
81	298, 300	361, 300	430, 900
82	298, 900	362, 600	431, 200
83	299, 500	363, 900	431, 500
84	300, 100	365, 100	431, 700
85	300, 600	366, 300	431, 900
86	301, 100	367, 500	432, 200
87	301, 600	368, 700	432, 500
88	302, 100	369, 800	432, 700
89	302, 500	370, 900	432, 900
90	303, 100	372, 000	433, 900
91	303, 600	373, 100	434, 900
92	304, 100	374, 200	435, 900

93	304, 400	375, 300	436, 900
94	304, 900	376, 500	437, 900
95	305, 400	377, 600	438, 800
96	305, 800	378, 700	439, 700
97	306, 200	379, 700	440, 500
98	306, 700	380, 700	441, 300
99	307, 200	381, 600	442, 100
100	307, 600	382, 500	442, 900
101	308, 000	383, 300	443, 700
102	308, 400	384, 300	444, 500
103	308, 800	385, 200	445, 300
104	309, 100	386, 100	446, 000
105	309, 300	386, 900	446, 700
106	309, 600	387, 800	447, 400
107	309, 900	388, 700	448, 100
108	310, 100	389, 600	448, 800
109	310, 300	390, 400	449, 500
110	310, 500	391, 400	450, 200
111	310, 800	392, 300	450, 900
112	311, 100	393, 200	451, 600
113	311, 300	393, 800	452, 300
114	311, 500	394, 700	453, 000
115	311, 700	395, 600	453, 700
116	312, 000	396, 500	454, 300
117	312, 300	397, 300	454, 900
118	312, 500	398, 000	455, 500
119	312, 800	398, 800	456, 100
120	313, 100	399, 600	456, 600
121	313, 300	400, 200	457, 100
122	313, 500	400, 900	457, 600
123	313, 700	401, 600	458, 100
124	314, 000	402, 200	458, 600
125	314, 300	402, 800	459, 100
126		403, 500	459, 600
127		404, 000	460, 100
128		404, 600	460, 600
129		405, 200	461, 100
130		405, 800	461, 600
131		406, 300	462, 100
132		406, 800	
133		407, 100	
134		407, 400	
135		407, 700	
136		408, 000	
137		408, 300	
138		408, 600	
139		408, 900	
140		409, 200	

	141		409,500	
	142		409,800	
	143		410,100	
	144		410,400	
	145		410,600	
	146		410,900	
	147		411,200	
	148		411,400	
	149		411,600	
	150		411,900	
	151		412,200	
	152		412,400	
	153		412,600	
	154		412,900	
	155		413,200	
	156		413,400	
	157		413,600	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		232,500	278,800	332,800

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭（平成22年4月1日以後に法第17条第4項の競争試験又は選考の結果により採用された者を除く。）、助教諭並びに中学校、小学校、幼稚園に勤務する養護教諭及び養護助教諭その他の職員であって別表第4 等級別基準職務表 ウ 教育職給料表で定めるものに適用する。

別記様式を削る。

（桑名市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第2条 桑名市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成16年桑名市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の235」を「100分の230」に改める。

（桑名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 桑名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年桑名市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「第29条から第38条まで」を「第29条、第30条、第32条」に改め、「、第59条」を削り、同条第2項中「第2条、第56条第2項及び第64条第1項」を「第56条第2項、第59条第2項第1号及び第64条」に改め、「、給与条例第2条中「寒冷地手当」とあるのは「寒冷地手当並びに桑名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年桑名市条例第68号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」とを削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「「100分の175」」を「「100分の95」と、給与条例第59条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」に、「任期付職員条例」を「桑名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年桑名市条例第68号）」に改め、「された職員」の次に「（次項において「特定任期付職員」という。）が」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員」を加える。

（桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年桑名市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第15条の2第4項第1号中「100分の51.25」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

第27条第1項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第27条の2第4項第1号中「100分の51.25」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

職種	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
		円	円
事務職Ⅰ	1	183,500	201,000
	2	184,600	202,700
	3	185,800	204,400
	4	186,900	206,100
	5	188,000	207,400
	6	189,700	209,000
	7	191,300	210,600
	8	192,900	212,100
	9	194,500	213,600
	10	196,200	215,200
	11	197,800	216,800
	12	199,400	218,400
	13	201,000	220,000
	14	202,700	221,700
	15	204,400	223,000
	16	206,100	224,300
	17	207,400	225,600
	18	209,000	226,700
	19	210,600	227,800
	20	212,100	228,900
	21	213,600	230,000
	22	215,200	231,500
	23	216,800	233,000
	24	218,400	234,500
	25	220,000	236,000
事務職Ⅱ	1	237,300	263,900
	2	238,200	264,700
	3	239,100	265,500
	4	239,900	266,300
	5	240,700	267,000
	6	241,400	267,800
	7	242,000	268,600
	8	242,600	269,300
	9	243,200	270,000
	10	243,800	270,800
	11	244,400	271,600
	12	245,000	272,300

	13	245, 500	273, 000
	14	246, 000	273, 800
	15	246, 400	274, 600
	16	246, 700	275, 300
	17	247, 000	276, 000
	18	247, 300	276, 700
	19	247, 600	277, 400
	20	247, 900	278, 100
	21	248, 200	278, 800
	22	248, 500	279, 500
	23	248, 800	280, 200
	24	249, 100	280, 900
	25	249, 400	281, 500
専門職Ⅰ	1	206, 100	228, 900
	2	207, 400	230, 000
	3	209, 000	231, 500
	4	210, 600	233, 000
	5	212, 100	234, 500
	6	213, 600	236, 000
	7	215, 200	237, 500
	8	216, 800	239, 000
	9	218, 400	240, 500
	10	220, 000	242, 000
	11	221, 700	243, 400
	12	223, 000	244, 800
	13	224, 300	246, 200
	14	225, 600	247, 400
	15	226, 700	248, 600
	16	227, 800	249, 800
	17	228, 900	251, 000
	18	230, 000	252, 100
	19	231, 100	253, 200
	20	232, 200	254, 300
	21	233, 300	255, 400
	22	234, 400	256, 400
	23	235, 400	257, 400
	24	236, 400	258, 400
	25	237, 300	259, 400
専門職Ⅱ	1	220, 000	242, 000
	2	221, 700	243, 400
	3	223, 000	244, 800
	4	224, 300	246, 200
	5	225, 600	247, 400
	6	226, 700	248, 600
	7	227, 800	249, 800
	8	228, 900	251, 000
	9	230, 000	252, 100
	10	231, 100	253, 200

	11	232, 200	254, 300
	12	233, 300	255, 400
	13	234, 400	256, 400
	14	235, 400	257, 400
	15	236, 400	258, 400
	16	237, 300	259, 400
	17	238, 200	260, 400
	18	239, 100	261, 300
	19	239, 900	262, 200
	20	240, 700	263, 100
	21	241, 400	263, 900
	22	242, 000	264, 700
	23	242, 600	265, 500
	24	243, 200	266, 300
	25	243, 800	267, 000
専門職Ⅲ	1	231, 500	343, 800
	2	233, 000	344, 100
	3	234, 500	344, 500
	4	236, 000	344, 900
	5	237, 500	345, 300
	6	239, 000	345, 600
	7	240, 500	346, 000
	8	242, 000	346, 400
	9	243, 400	346, 800
	10	244, 800	347, 000
	11	246, 200	347, 400
	12	247, 400	347, 800
	13	248, 600	348, 200
	14	249, 800	348, 400
	15	251, 000	348, 800
	16	252, 100	349, 200
	17	253, 200	349, 500
	18	254, 300	349, 800
	19	255, 400	350, 200
	20	256, 400	350, 600
	21	257, 400	351, 000
	22	258, 400	351, 500
	23	259, 400	351, 900
	24	260, 400	352, 300
	25	261, 300	352, 700
	26	262, 200	353, 200
	27	263, 100	353, 600
	28	263, 900	353, 900
	29	264, 700	354, 200
	30	265, 500	354, 700
教育職Ⅰ	1	228, 100	243, 500
	2	230, 300	245, 200
	3	232, 500	246, 900

4	234, 700	248, 600
5	236, 900	250, 200
6	238, 800	251, 700
7	240, 600	253, 200
8	242, 400	254, 700
9	244, 200	256, 000
10	245, 600	257, 200
11	247, 000	258, 400
12	248, 400	259, 800
13	249, 700	261, 000
14	250, 900	262, 300
15	252, 000	263, 600
16	253, 100	264, 900
17	254, 300	266, 800
18	255, 600	268, 600
19	256, 800	270, 400
20	258, 000	272, 100
21	259, 100	274, 300
22	260, 300	276, 500
23	261, 500	278, 700
24	262, 700	280, 900
25	263, 900	283, 100
26	265, 100	285, 300
27	266, 300	287, 400
28	267, 500	289, 400
29	268, 700	291, 300
30	269, 800	293, 200
31	270, 900	295, 000
32	272, 000	296, 800
33	273, 000	298, 700
34	273, 800	300, 500
35	274, 600	302, 200
36	275, 400	303, 900
37	276, 100	305, 700
38	276, 900	307, 400
39	277, 600	309, 000
40	278, 300	310, 600
41	279, 100	312, 300
42	279, 900	314, 100
43	280, 700	315, 800
44	281, 400	317, 100
45	282, 100	319, 000
46	282, 900	320, 800
47	283, 700	322, 500
48	284, 400	324, 200
49	285, 000	326, 100
50	285, 700	327, 800
51	286, 400	329, 500

	52	287,000	331,200
	53	287,700	333,000
	54	288,400	334,800
	55	289,100	336,500
	56	289,800	338,200
	57	290,500	339,500
	58	291,300	340,800
	59	292,000	342,100
	60	292,700	343,600
	61	293,200	345,100
	62	293,900	346,600
	63	294,600	348,100
	64	295,200	349,500
	65	295,800	351,000
	66	296,500	352,500
	67	297,100	354,000
	68	297,700	355,400
	69	298,300	356,900
	70	298,900	358,400
教育職Ⅱ	1	356,000	
	2	357,400	
	3	358,800	
	4	360,200	
	5	361,600	
	6	363,000	
	7	364,300	
	8	365,600	
	9	366,900	
	10	368,100	
	11	369,400	
	12	370,600	
	13	371,800	
	14	373,000	
	15	374,200	
	16	375,400	
	17	376,500	
	18	377,600	
	19	378,800	
	20	380,000	
	21	381,100	
	22	382,200	
	23	383,400	
	24	384,600	
	25	385,700	
	26	386,800	
	27	388,000	
	28	389,200	
	29	390,300	

30	391, 400
31	392, 600
32	393, 800
33	395, 000
34	396, 200
35	397, 500
36	398, 700
37	399, 900
38	401, 100
39	402, 400
40	403, 400
41	404, 500
42	405, 700
43	406, 900
44	408, 100
45	409, 300
46	410, 400
47	411, 400
48	412, 700
49	413, 900
50	415, 100
51	416, 200
52	417, 300
53	418, 400
54	419, 400
55	420, 600
56	421, 800
57	423, 000
58	423, 600
59	424, 400
60	425, 100
61	425, 600
62	425, 900
63	426, 200
64	426, 600
65	427, 000
66	427, 300
67	427, 700
68	428, 000
69	428, 300
70	428, 600

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において桑名市職員給与条例別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において

「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の
新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合と
の権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことがで
きる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の桑名市職員給与条例
(以下「改正後給与条例」という。)第30条及び第32条第1項の規定の適用については、第30条中
「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、第32条第1
項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同条第6号に該当する扶養
親族については3,000円とする。ただし、同号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表
の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては支給しない」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 5 改正後給与条例第42条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者
にも適用する。

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定め
る。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 7 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年桑名市
条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項中「第29条から第38条まで及び第66条」を「第29条、第30条及び第32条」に改
める。

附則別表 職員の号給の切替表(附則第2項関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給						
	1 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	2	1	1	1	1	1
7	1	3	1	1	1	1	1
8	1	4	1	1	1	1	1
9	1	5	1	1	1	1	1
10	1	6	2	2	1	1	1
11	1	7	3	3	1	1	1
12	1	8	4	4	1	1	1
13	1	9	5	5	1	1	1
14	1	10	6	6	2	1	1
15	1	11	7	7	3	1	1
16	1	12	8	8	4	1	1
17	1	13	9	9	5	1	1
18	2	14	10	10	6	2	1

19	3	15	11	11	7	3	1
20	4	16	12	12	8	4	1
21	5	17	13	13	9	5	1
22	6	18	14	14	10	6	1
23	7	19	15	15	11	7	1
24	8	20	16	16	12	8	2
25	9	21	17	17	13	9	2
26	10	22	18	18	14	10	2
27	11	23	19	19	15	11	2
28	12	24	20	20	16	12	3
29	13	25	21	21	17	13	3
30	14	26	22	22	18	14	3
31	15	27	23	23	19	15	3
32	16	28	24	24	20	16	3
33	17	29	25	25	21	17	3
34	18	30	26	26	22	18	4
35	19	31	27	27	23	19	4
36	20	32	28	28	24	20	4
37	21	33	29	29	25	21	4
38	22	34	30	30	26	22	4
39	23	35	31	31	27	23	4
40	24	36	32	32	28	24	4
41	25	37	33	33	29	25	4
42	26	38	34	34	30	26	5
43	27	39	35	35	31	27	5
44	28	40	36	36	32	28	5
45	29	41	37	37	33	29	5
46	30	42	38	38	34	30	
47	31	43	39	39	35	31	
48	32	44	40	40	36	32	
49	33	45	41	41	37	33	
50	34	46	42	42	38	34	
51	35	47	43	43	39	35	
52	36	48	44	44	40	36	
53	37	49	45	45	41	37	
54	38	50	46	46	42	38	
55	39	51	47	47	43	39	
56	40	52	48	48	44	40	
57	41	53	49	49	45	41	
58	42	54	50	50	46	42	
59	43	55	51	51	47	43	
60	44	56	52	52	48	44	
61	45	57	53	53	49	45	
62	46	58	54	54	50		
63	47	59	55	55	51		
64	48	60	56	56	52		
65	49	61	57	57	53		
66	50	62	58	58	54		

67	51	63	59	59	55		
68	52	64	60	60	56		
69	53	65	61	61	57		
70	54	66	62	62	58		
71	55	67	63	63	59		
72	56	68	64	64	60		
73	57	69	65	65	61		
74	58	70	66	66	62		
75	59	71	67	67	63		
76	60	72	68	68	64		
77	61	73	69	69	65		
78	62	74	70	70	66		
79	63	75	71	71	67		
80	64	76	72	72	68		
81	65	77	73	73	69		
82	66	78	74	74	70		
83	67	79	75	75	71		
84	68	80	76	76	72		
85	69	81	77	77	73		
86	70	82	78	78			
87	71	83	79	79			
88	72	84	80	80			
89	73	85	81	81			
90	74	86	82	82			
91	75	87	83	83			
92	76	88	84	84			
93	77	89	85	85			
94	78	90					
95	79	91					
96	80	92					
97	81	93					
98	82	94					
99	83	95					
100	84	96					
101	85	97					
102	86	98					
103	87	99					
104	88	100					
105	89	101					
106	90	102					
107	91	103					
108	92	104					
109	93	105					
110		106					
111		107					
112		108					
113		109					

イ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30

47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			

95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

ウ 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給
	3 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14

27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62

75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86
99	87
100	88
101	89
102	90
103	91
104	92
105	93
106	94
107	95
108	96
109	97
110	98
111	99
112	100
113	101
114	102
115	103
116	104
117	105
118	106
119	107
120	108
121	109
122	110

123	111
124	112
125	113
126	114
127	115
128	116
129	117
130	118
131	119
132	120
133	121
134	122
135	123
136	124
137	125
138	126
139	127
140	128
141	129
142	130
143	131

参 考

(改正のあらまし)

人事院勧告に基づき、職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに給料表を改正する等、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
桑名市職員給与条例（第 1 条関係） （昇給の基準） 第 6 条 （略） 2 前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を 4 号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3 号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 3 次各号に掲げる職員の第 1 項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) 55 歳（規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。） (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの 4・5 （略） 6 前各項 に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。 （扶養範囲） 第 30 条 前条の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日	（昇給の基準） 第 6 条 （略） 2 前項の規定により職員 を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を 4 号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3 号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 3 55 歳（規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3 号給）」とあるのは、「2 号給」とする。 4・5 （略） 6 第 1 項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。 （扶養範囲） 第 30 条 この条例にいう扶養親族とは、職員と同一戸籍内にある配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子をいう。ただし、相当の勤労所得、資産所得、事業所得があつて扶養

- までの間にある孫
(3) 満60歳以上の父母及び祖父母
(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日
までの間にある弟妹
(5) 重度心身障害者

第31条 削除

(扶養手当額)

第32条 扶養手当の月額、第30条第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同条第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの _____ にあつては3,500円） _____ となる。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 _____ にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 第29条、第30条及び前2項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第33条から第38条まで 削除

を受けていないことが明瞭な者は、扶養親族としない。

第31条 職員と生計を一にする次に掲げる職員の親族の中で、主として職員の収入によって生計を維持している者であることを市長が承認した者は、これを扶養親族とすることができる。

- (1) 満60歳以上の父母及び祖父母
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(4) 重度心身障害者

(扶養手当額)

第32条 扶養手当の月額、第30条に該当する扶養親族中配偶者及び前条各号のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。） _____ については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。） _____ にあつては3,500円）、第30条に該当する扶養親族中満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。） _____ にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の認定)

第33条 扶養親族であるかどうかの認定は、その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以下である者に限り、こ

れを扶養親族とする。

第34条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第31条第2号若しくは第3号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における、扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員が行8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員以外のものが行8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合における、その異動した日の属する月の扶養手当は、第38条の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において、その月分を支給する。この場合において、その給料の支給義務者は、職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(2人以上の者が同一人を扶養する場合の受給順位)

第35条 2人以上の者が同一扶養親族を扶養する場合(職員でないものが扶養する場合を含む。)の扶養手当の受給者の順序は、民法(明治29年法律第89号)第878条によって定めた扶養義務者の順序によって、なお、同順位者がある時には、その扶養親族と同居する者を先順位とし、その扶養親族と別居する者を後順位とし、更に同順位がある場合には、それらの者の資力とその他一切の事情を考慮して市長がこれを定める。

2 前項の受給者の順序は、当事者の協議によって定めた場合には、その当事者の連署をもって、家庭裁判所の定めるところによった場合には、家庭裁判所の証明を添えて扶養親族認定の申請に当たり、これ(同順位になるときは、その旨)を市長に届け出なければならない。

(扶養親族認定申請)

第36条 第34条第1項の規定による届出は、扶養親族認定申請書(別記様式)によるものとする。

(扶養手当の返還等)

第37条 虚偽の申請又は申請の遅延によって不当に扶養手当の支給を受けたときは、現に受けた手当は、これを返還させることとし、なお以後の手当は、これを支給しないことがある。

(単身赴任手当)

第42条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったこと

に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して、規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(期末手当)

第56条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の

(その他)

第38条 この章に定めるものを除くほか、扶養手当の支給については、給料支給の例(第17条及び第18条並びに懲戒による減給の場合を除く。)による。

(単身赴任手当)

第42条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者

と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 (略)

3 桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年桑名市条例第192号)の適用を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して、規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して、規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(期末手当)

第56条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の

125 を乗じて得た額（第63条第1項に規定する職員（第59条第2項において「管理職員」という。）にあつては100分の105 を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第59条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（管理職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第64条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

127.5 を乗じて得た額（第63条第1項に規定する職員（第59条第2項において「管理職員」という。）にあつては100分の107.5 を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第59条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（管理職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（管理職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第64条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第67条 第6条、第29条、第30条及び第32条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

別表第1（第3条関係）〔別記〕

別表第2（第3条関係）〔別記〕

別表第3（第3条関係）〔別記〕
削る

桑名市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（第2条関係）

(諸手当)

第4条 市長等には、通勤手当及び期末手当を一般職に属する職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の230を乗じて得た額とする。

2 (略)

桑名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係）

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第67条 第6条、第29条から第38条まで及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

別表第1（第3条関係）〔別記〕

別表第2（第3条関係）〔別記〕

別表第3（第3条関係）〔別記〕
別記様式（第36条関係）
(略)

(諸手当)

第4条 市長等には、通勤手当及び期末手当を一般職に属する職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の235を乗じて得た額とする。

2 (略)

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第7条 (略)

2・3 (略)

削る

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額決定_____は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第8条 桑名市職員給与条例(平成16年桑名市条例第46号。以下「給与条例」という。)第3条、第5条、第6条、第29条、第30条、第32条、第44条から第47条まで____、第63条及び第66条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第56条第2項、第59条第2項第1号及び第64条の規定の適用については_____

____、給与条例第56条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第59条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、給与条例第64条第1項中「管理職員が」とあるのは「桑名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年桑名市条例第68号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次項において「特定任期付職員」という。)が」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」とする。

桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(第4条関係)

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 給与条例第56条から第58条までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第56条第2項中「100分の125」とあるのは、「桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桑名

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第8条 桑名市職員給与条例(平成16年桑名市条例第46号。以下「給与条例」という。)第3条、第5条、第6条、第29条から第38条まで____、第44条から第47条まで、第59条、第63条及び第66条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第56条第2項及び第64条第1項_____の規定の適用については、給与条例第2条中「寒冷地手当」とあるのは「寒冷地手当並びに桑名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年桑名市条例第68号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第56条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」

____と、給与条例第64条第1項中「管理職員が」とあるのは「任期付職員条例

_____第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員_____

_____が」とする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 給与条例第56条から第58条までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第56条第2項中「100分の127.5」とあるのは、「桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桑名

市条例第70号) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される者については100分の70、同表の2級に分類される者については100分の125」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 (略)

2・3 (略)

4 フルタイム会計年度任用職員に任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

(2) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の2級に分類される職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第27条 給与条例第56条から第58条まで(第56条第4項を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が規則で定める勤務時間未満の者を除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第56条第2項中「100分の125」とあるのは、「桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桑名市条例第70号)第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される者については100分の70、同表の2級に分類される者については100分の125」と読み替えるものとし、期末手当基礎額の算出方法については、別に定める。

2・3 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第27条の2 (略)

2・3 (略)

4 パートタイム会計年度任用職員に任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、そ

市条例第70号) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される者については100分の71.25、同表の2級に分類される者については100分の127.5」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 (略)

2・3 (略)

4 フルタイム会計年度任用職員に任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

(2) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の2級に分類される職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第27条 給与条例第56条から第58条まで(第56条第4項を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が規則で定める勤務時間未満の者を除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第56条第2項中「100分の127.5」とあるのは、「桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桑名市条例第70号)第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される者については100分の71.25、同表の2級に分類される者については100分の127.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額の算出方法については、別に定める。

2・3 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第27条の2 (略)

2・3 (略)

4 パートタイム会計年度任用職員に任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、そ

れぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 (2) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の2級に分類される職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 別表第1（第4条関係）　〔別記〕	れぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 (2) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の2級に分類される職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 別表第1（第4条関係）　〔別記〕
--	---

〔別記〕（第1条関係）

〔改正前〕

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,500	201,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	167,700	202,700	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	168,800	204,400	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	169,900	206,100	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	171,200	207,400	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	172,400	209,000	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	173,600	210,600	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	174,800	212,100	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	175,800	213,600	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	177,000	215,200	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	178,300	216,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	179,500	218,400	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	180,600	220,000	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	181,300	221,700	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	182,000	223,000	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	182,700	224,300	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	183,500	225,600	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	184,600	226,700	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	185,800	227,800	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	186,900	228,900	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	188,000	230,000	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	189,700	231,500	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	191,300	233,000	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	192,900	234,500	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	194,500	236,000	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	196,200	237,500	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	197,800	239,000	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	199,400	240,500	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	201,000	242,000	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	202,700	243,400	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	204,400	244,800	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	206,100	246,200	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	207,400	247,400	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	209,000	248,600	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	210,600	249,800	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	212,100	251,000	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	213,600	252,100	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	215,200	253,200	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	216,800	254,300	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	218,400	255,400	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000

41	220,000	256,400	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	221,700	257,400	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	223,000	258,400	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	224,300	259,400	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	225,600	260,400	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	226,700	261,300	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	227,800	262,200	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	228,900	263,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	230,000	263,900	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	231,100	264,700	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	232,200	265,500	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	233,300	266,300	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	234,400	267,000	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	235,400	267,800	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	236,400	268,600	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	237,300	269,300	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	238,200	270,000	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	239,100	270,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	239,900	271,600	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	240,700	272,300	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	241,400	273,000	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	242,000	273,800	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	242,600	274,600	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	243,200	275,300	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	243,800	276,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	244,400	276,700	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	245,000	277,400	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	245,500	278,100	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	246,000	278,800	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	246,400	279,500	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	246,700	280,200	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	247,000	280,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	247,300	281,500	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	247,600	282,200	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	247,900	282,800	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	248,200	283,500	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	248,500	284,100	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	248,800	284,800	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	249,100	285,400	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	249,400	286,100	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	249,700	286,700	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	250,000	287,400	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	250,300	288,000	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	250,600	288,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	250,900	289,000	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	251,200	289,600	344,500	383,300	396,500			
87	251,500	290,100	344,900	383,700	396,800			
88	251,800	290,700	345,300	384,100	397,000			

89	252, 100	291, 200	345, 600	384, 500	397, 200			
90	252, 400	291, 700	346, 000	385, 000	397, 500			
91	252, 700	292, 300	346, 400	385, 400	397, 800			
92	253, 000	292, 900	346, 800	385, 800	398, 000			
93	253, 300	293, 400	347, 000	386, 100	398, 200			
94	253, 600	293, 900	347, 400					
95	253, 900	294, 300	347, 800					
96	254, 200	294, 600	348, 200					
97	254, 500	294, 800	348, 400					
98	254, 800	295, 100	348, 800					
99	255, 100	295, 300	349, 200					
100	255, 400	295, 600	349, 500					
101	255, 700	295, 800	349, 800					
102	256, 000	296, 000	350, 200					
103	256, 300	296, 300	350, 600					
104	256, 600	296, 500	351, 000					
105	256, 900	296, 800	351, 500					
106	257, 200	297, 100	351, 900					
107	257, 500	297, 400	352, 300					
108	257, 800	297, 700	352, 700					
109	258, 100	298, 000	353, 200					
110		298, 300	353, 600					
111		298, 600	353, 900					
112		299, 000	354, 200					
113		299, 200	354, 700					
114		299, 400						
115		299, 700						
116		300, 100						
117		300, 300						
118		300, 600						
119		301, 000						
120		301, 400						
121		301, 600						
122		301, 900						
123		302, 200						
124		302, 500						
125		302, 700						
126		303, 000						
127		303, 300						
128		303, 600						
129		303, 800						
130		304, 200						
131		304, 600						
132		304, 900						
133		305, 100						
134		305, 300						
135		305, 600						
136		306, 000						

	137		306, 200						
	138		306, 400						
	139		306, 700						
	140		307, 000						
	141		307, 400						
	142		307, 600						
	143		307, 900						
	144		308, 200						
	145		308, 500						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区 分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188, 600	227, 400	258, 500	278, 600	303, 500	341, 100	379, 500
	2	190, 700	228, 700	259, 700	279, 400	305, 000	342, 800	381, 800
	3	192, 800	230, 000	260, 800	280, 200	306, 500	344, 500	384, 100
	4	194, 900	231, 300	261, 900	281, 000	308, 000	346, 100	386, 400
	5	196, 900	232, 500	263, 000	281, 800	309, 500	347, 700	388, 700
	6	198, 900	233, 600	263, 800	282, 600	310, 900	349, 400	391, 300
	7	200, 900	234, 600	264, 600	283, 400	312, 300	351, 000	393, 900
	8	202, 700	235, 600	265, 400	284, 100	313, 700	352, 600	396, 500
	9	204, 500	236, 700	266, 200	284, 800	315, 000	354, 200	398, 600
	10	206, 400	237, 900	267, 000	285, 500	316, 400	355, 900	400, 800
	11	208, 300	239, 200	267, 800	286, 200	317, 800	357, 600	403, 000
	12	210, 400	240, 500	268, 600	287, 000	319, 200	359, 200	405, 200
	13	212, 100	241, 800	269, 400	287, 800	320, 600	360, 700	407, 200
	14	214, 100	243, 100	270, 200	288, 600	322, 200	362, 400	409, 200
	15	216, 300	244, 400	271, 000	289, 400	323, 700	364, 000	411, 200
	16	218, 400	245, 600	271, 800	290, 100	325, 200	365, 600	413, 200
	17	220, 500	246, 800	272, 600	290, 800	326, 700	367, 200	415, 000
	18	221, 600	248, 000	273, 400	291, 900	328, 300	368, 800	416, 900
	19	222, 700	249, 200	274, 200	293, 000	329, 800	370, 400	418, 800
	20	223, 800	250, 400	275, 000	294, 200	331, 300	372, 000	420, 600
	21	224, 900	251, 500	275, 800	295, 400	332, 800	373, 600	422, 400
	22	225, 800	252, 400	276, 600	296, 600	334, 400	375, 600	424, 000
	23	226, 700	253, 200	277, 400	297, 800	335, 900	377, 600	425, 600
	24	227, 600	254, 000	278, 200	299, 000	337, 400	379, 600	427, 100
	25	228, 500	254, 800	279, 000	300, 200	338, 900	381, 000	428, 600
	26	229, 400	255, 600	279, 900	301, 400	340, 500	382, 700	429, 900
	27	230, 300	256, 400	280, 800	302, 600	342, 100	384, 400	431, 200
	28	231, 200	257, 200	281, 600	303, 800	343, 600	386, 100	432, 500

29	232, 100	258, 000	282, 400	305, 000	344, 900	387, 800	433, 800
30	233, 000	258, 800	283, 300	306, 200	346, 400	389, 300	435, 000
31	233, 900	259, 600	284, 200	307, 300	347, 900	390, 800	436, 200
32	234, 800	260, 400	285, 000	308, 500	349, 400	392, 300	437, 300
33	235, 600	261, 200	285, 800	309, 800	350, 900	393, 600	438, 500
34	236, 400	262, 000	286, 900	311, 000	352, 400	394, 900	439, 600
35	237, 200	262, 700	287, 900	312, 200	353, 900	396, 200	440, 800
36	238, 000	263, 500	288, 900	313, 400	355, 300	397, 300	442, 000
37	238, 800	264, 400	289, 900	314, 600	356, 700	398, 400	443, 100
38	239, 600	265, 200	291, 000	315, 700	358, 300	399, 500	443, 900
39	240, 400	266, 000	292, 000	316, 900	359, 800	400, 600	444, 300
40	241, 200	266, 800	293, 000	318, 100	361, 300	401, 700	445, 000
41	241, 800	267, 600	294, 000	319, 300	362, 500	402, 500	445, 500
42	242, 400	268, 400	295, 000	320, 600	363, 600	403, 300	445, 900
43	243, 000	269, 200	296, 000	321, 900	364, 800	404, 100	446, 300
44	243, 500	270, 000	297, 000	323, 100	365, 900	404, 900	446, 700
45	244, 000	270, 700	298, 000	324, 000	366, 900	405, 300	447, 100
46	244, 600	271, 500	299, 200	325, 200	367, 700	405, 900	447, 500
47	245, 100	272, 300	300, 300	326, 400	368, 700	406, 400	447, 900
48	245, 500	273, 100	301, 400	327, 600	369, 800	406, 800	448, 200
49	245, 900	273, 800	302, 500	328, 700	370, 800	407, 200	448, 500
50	246, 400	274, 600	303, 600	329, 700	371, 800	407, 400	448, 900
51	246, 900	275, 300	304, 700	330, 700	372, 800	407, 700	449, 200
52	247, 400	276, 000	305, 800	331, 600	373, 700	408, 000	449, 500
53	247, 700	276, 700	306, 900	332, 500	374, 500	408, 300	449, 800
54	248, 000	277, 400	308, 000	333, 500	375, 300	408, 600	
55	248, 300	278, 100	309, 100	334, 500	376, 200	408, 900	
56	248, 600	278, 800	310, 200	335, 400	377, 000	409, 200	
57	248, 900	279, 500	311, 200	335, 900	377, 500	409, 400	
58	249, 200	280, 200	312, 200	336, 800	378, 300	409, 700	
59	249, 500	280, 900	313, 200	337, 500	379, 100	410, 000	
60	249, 800	281, 500	314, 200	338, 400	379, 900	410, 300	
61	250, 100	282, 100	315, 200	339, 100	380, 300	410, 500	
62	250, 400	282, 800	316, 200	339, 400	381, 000	410, 800	
63	250, 700	283, 500	317, 200	339, 900	381, 700	411, 100	
64	251, 000	284, 100	318, 100	340, 500	382, 300	411, 400	
65	251, 300	284, 700	319, 000	341, 100	382, 700	411, 600	
66	251, 600	285, 400	319, 800	341, 800	383, 200		
67	251, 900	286, 100	320, 500	342, 500	383, 800		
68	252, 200	286, 700	321, 200	343, 100	384, 400		
69	252, 500	287, 300	321, 800	343, 800	384, 800		
70	252, 800	288, 000	322, 500	344, 300	385, 300		
71	253, 100	288, 700	323, 100	344, 900	385, 800		
72	253, 300	289, 300	323, 700	345, 500	386, 300		
73	253, 500	289, 900	324, 300	345, 800	386, 900		
74	253, 800	290, 400	324, 500	346, 400	387, 400		
75	254, 100	290, 800	325, 000	346, 900	388, 000		
76	254, 300	291, 200	325, 500	347, 400	388, 600		

77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100		
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600		
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100		
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600		
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900		
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400		
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800		
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200		
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600		
86		294,100	330,400	351,200			
87		294,300	330,600	351,500			
88		294,500	330,900	351,800			
89		294,900	331,300	352,200			
90		295,100	331,700	352,500			
91		295,300	332,000	352,800			
92		295,500	332,300	353,100			
93		295,900	332,600	353,500			
94		296,100	332,800	353,800			
95		296,300	333,200	354,100			
96		296,600	333,500	354,400			
97		296,900	333,700	354,700			
98		297,100	334,000	355,100			
99		297,300	334,300	355,500			
100		297,600	334,600	355,900			
101		297,900	334,800	356,400			
102		298,100	335,100	356,800			
103		298,300	335,400	357,200			
104		298,600	335,600	357,600			
105		298,900	335,800	358,100			
106			336,000				
107			336,400				
108			336,600				
109			336,800				
110			337,200				
111			337,600				
112			338,000				
113			338,200				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400

備考 この表は、理学療法士その他の職員で別表第4 等級別基準職務表 イ 医療職給料表
で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時		円	円	円

間勤務職員以外の 職員	1	200, 200	221, 600	326, 700
	2	202, 500	224, 200	328, 800
	3	204, 900	226, 700	330, 900
	4	207, 100	229, 200	333, 000
	5	209, 400	231, 700	335, 000
	6	211, 800	234, 200	337, 100
	7	214, 100	236, 700	339, 200
	8	216, 400	239, 200	341, 300
	9	218, 700	241, 700	343, 300
	10	221, 100	243, 500	345, 400
	11	223, 400	245, 200	347, 500
	12	225, 700	246, 900	349, 500
	13	228, 100	248, 600	351, 500
	14	230, 300	250, 200	353, 000
	15	232, 500	251, 700	354, 500
	16	234, 700	253, 200	356, 000
	17	236, 900	254, 700	357, 400
	18	238, 800	256, 000	358, 800
	19	240, 600	257, 200	360, 200
	20	242, 400	258, 400	361, 600
	21	244, 200	259, 800	363, 000
	22	245, 600	261, 000	364, 300
	23	247, 000	262, 300	365, 600
	24	248, 400	263, 600	366, 900
	25	249, 700	264, 900	368, 100
	26	250, 900	266, 800	369, 400
	27	252, 000	268, 600	370, 600
	28	253, 100	270, 400	371, 800
	29	254, 300	272, 100	373, 000
	30	255, 600	274, 300	374, 200
	31	256, 800	276, 500	375, 400
	32	258, 000	278, 700	376, 500
	33	259, 100	280, 900	377, 600
	34	260, 300	283, 100	378, 800
	35	261, 500	285, 300	380, 000
	36	262, 700	287, 400	381, 100
	37	263, 900	289, 400	382, 200
	38	265, 100	291, 300	383, 400
	39	266, 300	293, 200	384, 600
	40	267, 500	295, 000	385, 700
	41	268, 700	296, 800	386, 800
	42	269, 800	298, 700	388, 000
	43	270, 900	300, 500	389, 200
	44	272, 000	302, 200	390, 300
	45	273, 000	303, 900	391, 400
	46	273, 800	305, 700	392, 600
	47	274, 600	307, 400	393, 800
	48	275, 400	309, 000	395, 000

49	276, 100	310, 600	396, 200
50	276, 900	312, 300	397, 500
51	277, 600	314, 100	398, 700
52	278, 300	315, 800	399, 900
53	279, 100	317, 100	401, 100
54	279, 900	319, 000	402, 400
55	280, 700	320, 800	403, 400
56	281, 400	322, 500	404, 500
57	282, 100	324, 200	405, 700
58	282, 900	326, 100	406, 900
59	283, 700	327, 800	408, 100
60	284, 400	329, 500	409, 300
61	285, 000	331, 200	410, 400
62	285, 700	333, 000	411, 400
63	286, 400	334, 800	412, 700
64	287, 000	336, 500	413, 900
65	287, 700	338, 200	415, 100
66	288, 400	339, 500	416, 200
67	289, 100	340, 800	417, 300
68	289, 800	342, 100	418, 400
69	290, 500	343, 600	419, 400
70	291, 300	345, 100	420, 600
71	292, 000	346, 600	421, 800
72	292, 700	348, 100	423, 000
73	293, 200	349, 500	423, 600
74	293, 900	351, 000	424, 400
75	294, 600	352, 500	425, 100
76	295, 200	354, 000	425, 600
77	295, 800	355, 400	425, 900
78	296, 500	356, 900	426, 200
79	297, 100	358, 400	426, 600
80	297, 700	359, 900	427, 000
81	298, 300	361, 300	427, 300
82	298, 900	362, 600	427, 700
83	299, 500	363, 900	428, 000
84	300, 100	365, 100	428, 300
85	300, 600	366, 300	428, 600
86	301, 100	367, 500	429, 000
87	301, 600	368, 700	429, 300
88	302, 100	369, 800	429, 600
89	302, 500	370, 900	429, 900
90	303, 100	372, 000	430, 200
91	303, 600	373, 100	430, 500
92	304, 100	374, 200	430, 700
93	304, 400	375, 300	430, 900
94	304, 900	376, 500	431, 200
95	305, 400	377, 600	431, 500
96	305, 800	378, 700	431, 700

97	306, 200	379, 700	431, 900
98	306, 700	380, 700	432, 200
99	307, 200	381, 600	432, 500
100	307, 600	382, 500	432, 700
101	308, 000	383, 300	432, 900
102	308, 400	384, 300	433, 900
103	308, 800	385, 200	434, 900
104	309, 100	386, 100	435, 900
105	309, 300	386, 900	436, 900
106	309, 600	387, 800	437, 900
107	309, 900	388, 700	438, 800
108	310, 100	389, 600	439, 700
109	310, 300	390, 400	440, 500
110	310, 500	391, 400	441, 300
111	310, 800	392, 300	442, 100
112	311, 100	393, 200	442, 900
113	311, 300	393, 800	443, 700
114	311, 500	394, 700	444, 500
115	311, 700	395, 600	445, 300
116	312, 000	396, 500	446, 000
117	312, 300	397, 300	446, 700
118	312, 500	398, 000	447, 400
119	312, 800	398, 800	448, 100
120	313, 100	399, 600	448, 800
121	313, 300	400, 200	449, 500
122	313, 500	400, 900	450, 200
123	313, 700	401, 600	450, 900
124	314, 000	402, 200	451, 600
125	314, 300	402, 800	452, 300
126		403, 500	453, 000
127		404, 000	453, 700
128		404, 600	454, 300
129		405, 200	454, 900
130		405, 800	455, 500
131		406, 300	456, 100
132		406, 800	456, 600
133		407, 100	457, 100
134		407, 400	457, 600
135		407, 700	458, 100
136		408, 000	458, 600
137		408, 300	459, 100
138		408, 600	459, 600
139		408, 900	460, 100
140		409, 200	460, 600
141		409, 500	461, 100
142		409, 800	461, 600
143		410, 100	462, 100
144		410, 400	

	145		410,600	
	146		410,900	
	147		411,200	
	148		411,400	
	149		411,600	
	150		411,900	
	151		412,200	
	152		412,400	
	153		412,600	
	154		412,900	
	155		413,200	
	156		413,400	
	157		413,600	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		232,500	278,800	332,800

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭（平成22年4月1日以後に法第17条第4項の競争試験又は選考の結果により採用された者を除く。）、助教諭並びに中学校、小学校、幼稚園に勤務する養護教諭及び養護助教諭その他の職員であって別表第4 等級別基準職務表 ウ 教育職給料表で定めるものに適用する。

〔改正後〕
別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	201,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	202,700	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	204,400	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	206,100	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	207,400	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	209,000	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	210,600	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	212,100	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	213,600	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	215,200	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	216,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	218,400	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	220,000	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	221,700	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	223,000	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	224,300	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	225,600	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	226,700	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	227,800	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	228,900	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	230,000	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	231,500	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	233,000	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	234,500	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	236,000	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	237,500	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	239,000	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	240,500	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	242,000	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	243,400	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	244,800	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	246,200	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	247,400	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	248,600	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	249,800	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	251,000	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	252,100	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	253,200	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	254,300	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	255,400	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	256,400	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	

42	239, 100	257, 400	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
43	239, 900	258, 400	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
44	240, 700	259, 400	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	260, 400	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242, 000	261, 300	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	262, 200	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	263, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	263, 900	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	264, 700	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245, 000	265, 500	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	266, 300	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	267, 000	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	267, 800	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	268, 600	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	269, 300	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	270, 000	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	270, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	271, 600	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	272, 300	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	273, 000	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	273, 800	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	274, 600	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	249, 400	275, 300	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	249, 700	276, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	250, 000	276, 700	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
67	250, 300	277, 400	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250, 600	278, 100	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
69	250, 900	278, 800	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	279, 500	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	251, 500	280, 200	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	251, 800	280, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	281, 500	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	282, 200	341, 100	381, 600	395, 500			
75	252, 700	282, 800	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	283, 500	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	284, 100	342, 300	382, 800	396, 200			
78	253, 600	284, 800	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	285, 400	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	286, 100	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	286, 700	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	287, 400	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	288, 000	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	288, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	289, 000	345, 600	386, 100	398, 200			
86	256, 000	289, 600	346, 000					
87	256, 300	290, 100	346, 400					
88	256, 600	290, 700	346, 800					
89	256, 900	291, 200	347, 000					

90	257, 200	291, 700	347, 400					
91	257, 500	292, 300	347, 800					
92	257, 800	292, 900	348, 200					
93	258, 100	293, 400	348, 400					
94		293, 900	348, 800					
95		294, 300	349, 200					
96		294, 600	349, 500					
97		294, 800	349, 800					
98		295, 100	350, 200					
99		295, 300	350, 600					
100		295, 600	351, 000					
101		295, 800	351, 500					
102		296, 000	351, 900					
103		296, 300	352, 300					
104		296, 500	352, 700					
105		296, 800	353, 200					
106		297, 100	353, 600					
107		297, 400	353, 900					
108		297, 700	354, 200					
109		298, 000	354, 700					
110		298, 300						
111		298, 600						
112		299, 000						
113		299, 200						
114		299, 400						
115		299, 700						
116		300, 100						
117		300, 300						
118		300, 600						
119		301, 000						
120		301, 400						
121		301, 600						
122		301, 900						
123		302, 200						
124		302, 500						
125		302, 700						
126		303, 000						
127		303, 300						
128		303, 600						
129		303, 800						
130		304, 200						
131		304, 600						
132		304, 900						
133		305, 100						
134		305, 300						
135		305, 600						
136		306, 000						
137		306, 200						

	138		306,400						
	139		306,700						
	140		307,000						
	141		307,400						
	142		307,600						
	143		307,900						
	144		308,200						
	145		308,500						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
1		188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
2		190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
3		192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
4		194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
5		196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
6		198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
7		200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
8		202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
9		204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
10		206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
11		208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
12		210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
13		212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
14		214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
15		216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
16		218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
17		220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
18		221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
19		222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
20		223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
21		224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
22		225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
23		226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
24		227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
25		228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
26		229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
27		230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
28		231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
29		232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100

30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500	
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800	
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100	
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400	
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600	
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000		
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700		
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300		
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700		
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200		
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800		
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400		
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800		
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300		
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800		
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300		
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900		
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400		
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000		
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600		
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100		
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600		
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100		
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600		
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900		
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400		
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800		
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200		
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600		

	78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900			
	79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100			
	80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400			
	81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900			
	82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200			
	83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500			
	84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800			
	85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200			
	86		294, 100	331, 700	352, 500			
	87		294, 300	332, 000	352, 800			
	88		294, 500	332, 300	353, 100			
	89		294, 900	332, 600	353, 500			
	90		295, 100	332, 800	353, 800			
	91		295, 300	333, 200	354, 100			
	92		295, 500	333, 500	354, 400			
	93		295, 900	333, 700	354, 700			
	94		296, 100	334, 000	355, 100			
	95		296, 300	334, 300	355, 500			
	96		296, 600	334, 600	355, 900			
	97		296, 900	334, 800	356, 400			
	98		297, 100	335, 100	356, 800			
	99		297, 300	335, 400	357, 200			
	100		297, 600	335, 600	357, 600			
	101		297, 900	335, 800	358, 100			
	102		298, 100	336, 000				
	103		298, 300	336, 400				
	104		298, 600	336, 600				
	105		298, 900	336, 800				
	106			337, 200				
	107			337, 600				
	108			338, 000				
	109			338, 200				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料月 額
		円	円	円	円	円	円	円
		193, 000	219, 600	248, 100	261, 700	287, 300	328, 400	371, 000

備考 この表は、理学療法士その他の職員で別表第4 等級別基準職務表 イ 医療職給料表で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	200, 200	221, 600	351, 500
	2	202, 500	224, 200	353, 000
	3	204, 900	226, 700	354, 500
	4	207, 100	229, 200	356, 000
	5	209, 400	231, 700	357, 400

6	211, 800	234, 200	358, 800
7	214, 100	236, 700	360, 200
8	216, 400	239, 200	361, 600
9	218, 700	241, 700	363, 000
10	221, 100	243, 500	364, 300
11	223, 400	245, 200	365, 600
12	225, 700	246, 900	366, 900
13	228, 100	248, 600	368, 100
14	230, 300	250, 200	369, 400
15	232, 500	251, 700	370, 600
16	234, 700	253, 200	371, 800
17	236, 900	254, 700	373, 000
18	238, 800	256, 000	374, 200
19	240, 600	257, 200	375, 400
20	242, 400	258, 400	376, 500
21	244, 200	259, 800	377, 600
22	245, 600	261, 000	378, 800
23	247, 000	262, 300	380, 000
24	248, 400	263, 600	381, 100
25	249, 700	264, 900	382, 200
26	250, 900	266, 800	383, 400
27	252, 000	268, 600	384, 600
28	253, 100	270, 400	385, 700
29	254, 300	272, 100	386, 800
30	255, 600	274, 300	388, 000
31	256, 800	276, 500	389, 200
32	258, 000	278, 700	390, 300
33	259, 100	280, 900	391, 400
34	260, 300	283, 100	392, 600
35	261, 500	285, 300	393, 800
36	262, 700	287, 400	395, 000
37	263, 900	289, 400	396, 200
38	265, 100	291, 300	397, 500
39	266, 300	293, 200	398, 700
40	267, 500	295, 000	399, 900
41	268, 700	296, 800	401, 100
42	269, 800	298, 700	402, 400
43	270, 900	300, 500	403, 400
44	272, 000	302, 200	404, 500
45	273, 000	303, 900	405, 700
46	273, 800	305, 700	406, 900
47	274, 600	307, 400	408, 100
48	275, 400	309, 000	409, 300
49	276, 100	310, 600	410, 400
50	276, 900	312, 300	411, 400
51	277, 600	314, 100	412, 700
52	278, 300	315, 800	413, 900
53	279, 100	317, 100	415, 100

54	279, 900	319, 000	416, 200
55	280, 700	320, 800	417, 300
56	281, 400	322, 500	418, 400
57	282, 100	324, 200	419, 400
58	282, 900	326, 100	420, 600
59	283, 700	327, 800	421, 800
60	284, 400	329, 500	423, 000
61	285, 000	331, 200	423, 600
62	285, 700	333, 000	424, 400
63	286, 400	334, 800	425, 100
64	287, 000	336, 500	425, 600
65	287, 700	338, 200	425, 900
66	288, 400	339, 500	426, 200
67	289, 100	340, 800	426, 600
68	289, 800	342, 100	427, 000
69	290, 500	343, 600	427, 300
70	291, 300	345, 100	427, 700
71	292, 000	346, 600	428, 000
72	292, 700	348, 100	428, 300
73	293, 200	349, 500	428, 600
74	293, 900	351, 000	429, 000
75	294, 600	352, 500	429, 300
76	295, 200	354, 000	429, 600
77	295, 800	355, 400	429, 900
78	296, 500	356, 900	430, 200
79	297, 100	358, 400	430, 500
80	297, 700	359, 900	430, 700
81	298, 300	361, 300	430, 900
82	298, 900	362, 600	431, 200
83	299, 500	363, 900	431, 500
84	300, 100	365, 100	431, 700
85	300, 600	366, 300	431, 900
86	301, 100	367, 500	432, 200
87	301, 600	368, 700	432, 500
88	302, 100	369, 800	432, 700
89	302, 500	370, 900	432, 900
90	303, 100	372, 000	433, 900
91	303, 600	373, 100	434, 900
92	304, 100	374, 200	435, 900
93	304, 400	375, 300	436, 900
94	304, 900	376, 500	437, 900
95	305, 400	377, 600	438, 800
96	305, 800	378, 700	439, 700
97	306, 200	379, 700	440, 500
98	306, 700	380, 700	441, 300
99	307, 200	381, 600	442, 100
100	307, 600	382, 500	442, 900
101	308, 000	383, 300	443, 700

102	308, 400	384, 300	444, 500
103	308, 800	385, 200	445, 300
104	309, 100	386, 100	446, 000
105	309, 300	386, 900	446, 700
106	309, 600	387, 800	447, 400
107	309, 900	388, 700	448, 100
108	310, 100	389, 600	448, 800
109	310, 300	390, 400	449, 500
110	310, 500	391, 400	450, 200
111	310, 800	392, 300	450, 900
112	311, 100	393, 200	451, 600
113	311, 300	393, 800	452, 300
114	311, 500	394, 700	453, 000
115	311, 700	395, 600	453, 700
116	312, 000	396, 500	454, 300
117	312, 300	397, 300	454, 900
118	312, 500	398, 000	455, 500
119	312, 800	398, 800	456, 100
120	313, 100	399, 600	456, 600
121	313, 300	400, 200	457, 100
122	313, 500	400, 900	457, 600
123	313, 700	401, 600	458, 100
124	314, 000	402, 200	458, 600
125	314, 300	402, 800	459, 100
126		403, 500	459, 600
127		404, 000	460, 100
128		404, 600	460, 600
129		405, 200	461, 100
130		405, 800	461, 600
131		406, 300	462, 100
132		406, 800	
133		407, 100	
134		407, 400	
135		407, 700	
136		408, 000	
137		408, 300	
138		408, 600	
139		408, 900	
140		409, 200	
141		409, 500	
142		409, 800	
143		410, 100	
144		410, 400	
145		410, 600	
146		410, 900	
147		411, 200	
148		411, 400	
149		411, 600	

	150		411,900	
	151		412,200	
	152		412,400	
	153		412,600	
	154		412,900	
	155		413,200	
	156		413,400	
	157		413,600	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		232,500	278,800	332,800

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭（平成22年4月1日以後に法第17条第4項の競争試験又は選考の結果により採用された者を除く。）、助教諭並びに中学校、小学校、幼稚園に勤務する養護教諭及び養護助教諭その他の職員であって別表第4 等級別基準職務表ウ 教育職給料表で定めるものに適用する。

〔 別 記 〕（第4条関係）

〔改正前〕

別表第1（第4条関係）

職種	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
		円	円
事務職Ⅰ	1	162,100	176,100
	2	163,200	177,600
	3	164,400	179,100
	4	165,500	180,700
	5	166,600	181,800
	6	167,700	183,200
	7	168,800	184,600
	8	169,900	186,000
	9	170,900	187,300
	10	172,300	189,600
	11	173,600	191,800
	12	174,900	194,000
	13	176,100	196,200
	14	177,600	197,900
	15	179,100	199,400
	16	180,700	200,900
	17	181,800	202,400
	18	183,200	203,800
	19	184,600	205,200
	20	186,000	206,600
	21	187,300	208,000
	22	189,600	209,700
	23	191,800	211,400
	24	194,000	212,900
	25	196,200	214,400
事務職Ⅱ	1	216,700	248,700
	2	217,800	249,700
	3	218,900	250,600
	4	219,900	251,500
	5	220,900	252,400
	6	221,800	253,300
	7	222,700	254,100
	8	223,600	254,900
	9	224,500	255,600
	10	225,400	256,700
	11	226,300	257,900
	12	227,200	259,000
	13	228,100	260,200
	14	228,900	261,400
	15	229,800	262,500
	16	230,700	263,600
	17	231,500	264,700

	18	231, 800	265, 800
	19	232, 600	266, 900
	20	233, 300	267, 900
	21	233, 900	268, 900
	22	234, 500	269, 900
	23	235, 200	270, 900
	24	235, 800	271, 800
	25	236, 300	272, 700
専門職Ⅰ	1	180, 700	206, 600
	2	181, 800	208, 000
	3	183, 200	209, 700
	4	184, 600	211, 400
	5	186, 000	212, 900
	6	187, 300	214, 400
	7	189, 600	216, 200
	8	191, 800	217, 900
	9	194, 000	219, 600
	10	196, 200	221, 100
	11	197, 900	222, 600
	12	199, 400	224, 100
	13	200, 900	225, 600
	14	202, 400	226, 800
	15	203, 800	228, 200
	16	205, 200	229, 600
	17	206, 600	231, 000
	18	208, 000	232, 400
	19	209, 300	234, 000
	20	210, 600	235, 500
	21	211, 900	236, 900
	22	213, 200	238, 100
	23	214, 400	239, 700
	24	215, 600	241, 200
	25	216, 700	242, 600
専門職Ⅱ	1	196, 200	221, 100
	2	197, 900	222, 600
	3	199, 400	224, 100
	4	200, 900	225, 600
	5	202, 400	226, 800
	6	203, 800	228, 200
	7	205, 200	229, 600
	8	206, 600	231, 000
	9	208, 000	232, 400
	10	209, 300	234, 000
	11	210, 600	235, 500
	12	211, 900	236, 900
	13	213, 200	238, 100
	14	214, 400	239, 700
	15	215, 600	241, 200

	16	216, 700	242, 600
	17	217, 800	243, 600
	18	218, 900	245, 100
	19	219, 900	246, 400
	20	220, 900	247, 600
	21	221, 800	248, 700
	22	222, 700	249, 700
	23	223, 600	250, 600
	24	224, 500	251, 500
	25	225, 400	252, 400
専門職Ⅲ	1	209, 700	339, 800
	2	211, 400	340, 100
	3	212, 900	340, 500
	4	214, 400	341, 000
	5	216, 200	341, 400
	6	217, 900	341, 700
	7	219, 600	342, 100
	8	221, 100	342, 600
	9	222, 600	343, 000
	10	224, 100	343, 200
	11	225, 600	343, 600
	12	226, 800	344, 100
	13	228, 200	344, 500
	14	229, 600	344, 700
	15	231, 000	345, 100
	16	232, 400	345, 500
	17	234, 000	345, 800
	18	235, 500	346, 100
	19	236, 900	346, 500
	20	238, 100	346, 900
	21	239, 700	347, 300
	22	241, 200	347, 800
	23	242, 600	348, 200
	24	243, 600	348, 600
	25	245, 100	349, 000
	26	246, 400	349, 500
	27	247, 600	349, 900
	28	248, 700	350, 200
	29	249, 700	350, 500
	30	250, 600	351, 000
教育職Ⅰ	1	201, 700	215, 700
	2	203, 800	218, 000
	3	205, 900	220, 200
	4	208, 000	222, 600
	5	210, 200	224, 300
	6	212, 300	225, 800
	7	214, 500	227, 300
	8	216, 400	229, 000

9	218,600	230,300
10	220,200	231,500
11	221,700	232,800
12	223,200	234,500
13	224,700	236,200
14	225,800	237,900
15	226,900	239,500
16	228,100	241,000
17	229,600	243,000
18	231,100	244,900
19	232,600	246,800
20	234,100	248,500
21	235,400	250,900
22	237,000	253,300
23	238,700	255,700
24	240,100	258,100
25	241,400	260,500
26	242,800	262,800
27	244,200	265,000
28	245,600	267,200
29	246,900	269,400
30	248,200	271,800
31	249,400	273,900
32	250,700	276,200
33	252,000	278,500
34	253,300	280,700
35	254,500	282,800
36	255,600	284,900
37	256,700	287,100
38	258,000	289,200
39	259,300	291,100
40	260,300	293,200
41	261,400	294,900
42	262,800	296,700
43	263,800	298,400
44	264,800	299,700
45	265,800	301,700
46	266,800	303,600
47	267,800	305,600
48	268,800	307,600
49	269,700	309,700
50	270,400	311,900
51	271,100	314,100
52	271,700	316,200
53	272,400	318,500
54	273,600	320,700
55	274,700	322,800
56	275,800	324,900

	57	277, 100	326, 400
	58	278, 500	327, 900
	59	279, 700	329, 400
	60	280, 900	331, 100
	61	281, 700	333, 100
	62	282, 600	335, 100
	63	283, 600	337, 000
	64	284, 600	338, 800
	65	285, 500	340, 800
	66	286, 500	342, 700
	67	287, 600	344, 600
	68	288, 400	346, 300
	69	289, 200	348, 100
	70	290, 000	349, 800
教育職Ⅱ	1	338, 800	
	2	340, 500	
	3	342, 500	
	4	344, 500	
	5	346, 500	
	6	348, 500	
	7	350, 100	
	8	351, 700	
	9	353, 200	
	10	354, 700	
	11	356, 500	
	12	358, 200	
	13	359, 900	
	14	361, 500	
	15	363, 100	
	16	364, 700	
	17	366, 200	
	18	367, 500	
	19	369, 000	
	20	370, 500	
	21	372, 200	
	22	373, 900	
	23	375, 400	
	24	376, 700	
	25	378, 100	
	26	379, 200	
	27	380, 600	
	28	382, 000	
	29	383, 500	
	30	384, 900	
	31	386, 500	
	32	388, 000	
	33	389, 500	
	34	390, 800	

35	392, 300	
36	393, 700	
37	395, 000	
38	396, 200	
39	397, 500	
40	398, 600	
41	399, 700	
42	400, 900	
43	402, 100	
44	403, 300	
45	404, 500	
46	405, 600	
47	406, 600	
48	407, 900	
49	409, 100	
50	410, 300	
51	411, 400	
52	412, 500	
53	413, 600	
54	414, 600	
55	415, 800	
56	417, 000	
57	418, 200	
58	418, 800	
59	419, 600	
60	420, 300	
61	420, 800	
62	421, 100	
63	421, 500	
64	421, 900	
65	422, 300	
66	422, 600	
67	423, 000	
68	423, 400	
69	423, 700	
70	424, 000	

〔改正後〕
別表第 1（第 4 条関係）

職種	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
		円	円
事務職Ⅰ	1	183,500	201,000
	2	184,600	202,700
	3	185,800	204,400
	4	186,900	206,100
	5	188,000	207,400
	6	189,700	209,000
	7	191,300	210,600
	8	192,900	212,100
	9	194,500	213,600
	10	196,200	215,200
	11	197,800	216,800
	12	199,400	218,400
	13	201,000	220,000
	14	202,700	221,700
	15	204,400	223,000
	16	206,100	224,300
	17	207,400	225,600
	18	209,000	226,700
	19	210,600	227,800
	20	212,100	228,900
	21	213,600	230,000
	22	215,200	231,500
	23	216,800	233,000
	24	218,400	234,500
	25	220,000	236,000
事務職Ⅱ	1	237,300	263,900
	2	238,200	264,700
	3	239,100	265,500
	4	239,900	266,300
	5	240,700	267,000
	6	241,400	267,800
	7	242,000	268,600
	8	242,600	269,300
	9	243,200	270,000
	10	243,800	270,800
	11	244,400	271,600
	12	245,000	272,300
	13	245,500	273,000
	14	246,000	273,800
	15	246,400	274,600
	16	246,700	275,300
	17	247,000	276,000
	18	247,300	276,700

	19	247,600	277,400
	20	247,900	278,100
	21	248,200	278,800
	22	248,500	279,500
	23	248,800	280,200
	24	249,100	280,900
	25	249,400	281,500
専門職Ⅰ	1	206,100	228,900
	2	207,400	230,000
	3	209,000	231,500
	4	210,600	233,000
	5	212,100	234,500
	6	213,600	236,000
	7	215,200	237,500
	8	216,800	239,000
	9	218,400	240,500
	10	220,000	242,000
	11	221,700	243,400
	12	223,000	244,800
	13	224,300	246,200
	14	225,600	247,400
	15	226,700	248,600
	16	227,800	249,800
	17	228,900	251,000
	18	230,000	252,100
	19	231,100	253,200
	20	232,200	254,300
	21	233,300	255,400
	22	234,400	256,400
	23	235,400	257,400
	24	236,400	258,400
	25	237,300	259,400
専門職Ⅱ	1	220,000	242,000
	2	221,700	243,400
	3	223,000	244,800
	4	224,300	246,200
	5	225,600	247,400
	6	226,700	248,600
	7	227,800	249,800
	8	228,900	251,000
	9	230,000	252,100
	10	231,100	253,200
	11	232,200	254,300
	12	233,300	255,400
	13	234,400	256,400
	14	235,400	257,400
	15	236,400	258,400
	16	237,300	259,400

	17	238, 200	260, 400
	18	239, 100	261, 300
	19	239, 900	262, 200
	20	240, 700	263, 100
	21	241, 400	263, 900
	22	242, 000	264, 700
	23	242, 600	265, 500
	24	243, 200	266, 300
	25	243, 800	267, 000
専門職Ⅲ	1	231, 500	343, 800
	2	233, 000	344, 100
	3	234, 500	344, 500
	4	236, 000	344, 900
	5	237, 500	345, 300
	6	239, 000	345, 600
	7	240, 500	346, 000
	8	242, 000	346, 400
	9	243, 400	346, 800
	10	244, 800	347, 000
	11	246, 200	347, 400
	12	247, 400	347, 800
	13	248, 600	348, 200
	14	249, 800	348, 400
	15	251, 000	348, 800
	16	252, 100	349, 200
	17	253, 200	349, 500
	18	254, 300	349, 800
	19	255, 400	350, 200
	20	256, 400	350, 600
	21	257, 400	351, 000
	22	258, 400	351, 500
	23	259, 400	351, 900
	24	260, 400	352, 300
	25	261, 300	352, 700
	26	262, 200	353, 200
	27	263, 100	353, 600
	28	263, 900	353, 900
	29	264, 700	354, 200
	30	265, 500	354, 700
教育職Ⅰ	1	228, 100	243, 500
	2	230, 300	245, 200
	3	232, 500	246, 900
	4	234, 700	248, 600
	5	236, 900	250, 200
	6	238, 800	251, 700
	7	240, 600	253, 200
	8	242, 400	254, 700
	9	244, 200	256, 000

10	245, 600	257, 200
11	247, 000	258, 400
12	248, 400	259, 800
13	249, 700	261, 000
14	250, 900	262, 300
15	252, 000	263, 600
16	253, 100	264, 900
17	254, 300	266, 800
18	255, 600	268, 600
19	256, 800	270, 400
20	258, 000	272, 100
21	259, 100	274, 300
22	260, 300	276, 500
23	261, 500	278, 700
24	262, 700	280, 900
25	263, 900	283, 100
26	265, 100	285, 300
27	266, 300	287, 400
28	267, 500	289, 400
29	268, 700	291, 300
30	269, 800	293, 200
31	270, 900	295, 000
32	272, 000	296, 800
33	273, 000	298, 700
34	273, 800	300, 500
35	274, 600	302, 200
36	275, 400	303, 900
37	276, 100	305, 700
38	276, 900	307, 400
39	277, 600	309, 000
40	278, 300	310, 600
41	279, 100	312, 300
42	279, 900	314, 100
43	280, 700	315, 800
44	281, 400	317, 100
45	282, 100	319, 000
46	282, 900	320, 800
47	283, 700	322, 500
48	284, 400	324, 200
49	285, 000	326, 100
50	285, 700	327, 800
51	286, 400	329, 500
52	287, 000	331, 200
53	287, 700	333, 000
54	288, 400	334, 800
55	289, 100	336, 500
56	289, 800	338, 200
57	290, 500	339, 500

	58	291, 300	340, 800
	59	292, 000	342, 100
	60	292, 700	343, 600
	61	293, 200	345, 100
	62	293, 900	346, 600
	63	294, 600	348, 100
	64	295, 200	349, 500
	65	295, 800	351, 000
	66	296, 500	352, 500
	67	297, 100	354, 000
	68	297, 700	355, 400
	69	298, 300	356, 900
	70	298, 900	358, 400
教育職Ⅱ	1	356, 000	
	2	357, 400	
	3	358, 800	
	4	360, 200	
	5	361, 600	
	6	363, 000	
	7	364, 300	
	8	365, 600	
	9	366, 900	
	10	368, 100	
	11	369, 400	
	12	370, 600	
	13	371, 800	
	14	373, 000	
	15	374, 200	
	16	375, 400	
	17	376, 500	
	18	377, 600	
	19	378, 800	
	20	380, 000	
	21	381, 100	
	22	382, 200	
	23	383, 400	
	24	384, 600	
	25	385, 700	
	26	386, 800	
	27	388, 000	
	28	389, 200	
	29	390, 300	
	30	391, 400	
	31	392, 600	
	32	393, 800	
	33	395, 000	
	34	396, 200	
	35	397, 500	

36	398, 700
37	399, 900
38	401, 100
39	402, 400
40	403, 400
41	404, 500
42	405, 700
43	406, 900
44	408, 100
45	409, 300
46	410, 400
47	411, 400
48	412, 700
49	413, 900
50	415, 100
51	416, 200
52	417, 300
53	418, 400
54	419, 400
55	420, 600
56	421, 800
57	423, 000
58	423, 600
59	424, 400
60	425, 100
61	425, 600
62	425, 900
63	426, 200
64	426, 600
65	427, 000
66	427, 300
67	427, 700
68	428, 000
69	428, 300
70	428, 600

議案第18号

桑名市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

桑名市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(桑名市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 桑名市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成16年桑名市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,028,000円」を「1,056,000円」に、「781,000円」を「802,000円」に改める。

(桑名市常勤の監査委員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 桑名市常勤の監査委員の給与及び旅費等に関する条例(平成16年桑名市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「37万6,000円」を「38万6,000円」に改める。

(桑名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第3条 桑名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成16年桑名市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「590,000円」を「598,000円」に、「510,000円」を「517,000円」に、「460,000円」を「466,000円」に改める。

(桑名市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 桑名市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(平成16年桑名市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第2条中「64万2,000円」を「65万9,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

特別職報酬等審議会答申に基づき、給料額・報酬額等の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
桑名市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（第1条関係） （給料） 第2条 市長等の給料は、次のとおりとする。 市長 月額 <u>1,056,000円</u> 副市長 月額 <u>802,000円</u>	（給料） 第2条 市長等の給料は、次のとおりとする。 市長 月額 <u>1,028,000円</u> 副市長 月額 <u>781,000円</u>
桑名市常勤の監査委員の給与及び旅費等に関する条例（第2条関係） （給料） 第2条 常勤監査委員の給料額は、月額<u>38万6,000円</u>とする。	（給料） 第2条 常勤監査委員の給料額は、月額<u>37万6,000円</u>とする。
桑名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第3条関係） （議員報酬） 第2条 議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>598,000円</u> 副議長 月額 <u>517,000円</u> 議員 月額 <u>466,000円</u>	（議員報酬） 第2条 議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>590,000円</u> 副議長 月額 <u>510,000円</u> 議員 月額 <u>460,000円</u>
桑名市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（第4条関係） （給料） 第2条 教育長の給料額は、月額<u>65万9,000円</u>とする。	（給料） 第2条 教育長の給料額は、月額<u>64万2,000円</u>とする。

議案第19号

桑名市恩給条例の廃止について

桑名市恩給条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市恩給条例を廃止する条例

桑名市恩給条例（平成16年桑名市条例第51号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

(廃止の理由)

恩給受給権者への支給が終了したため、当該条例の廃止を行うものであります。

議案第20号

桑名市特別会計条例の一部改正について

桑名市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市特別会計条例の一部を改正する条例

桑名市特別会計条例（平成16年桑名市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(5) 土地取得事業特別会計 土地取得事業

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

都市計画道路桑名北部東員線等の早期整備に向けて、事業用地を先行して取得していくことを目的として、土地取得事業特別会計を新たに設置するものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第20 9条第2項の規定により、次の各号に掲げる特 別会計を、当該各号に定める目的のため設置す る。 (1)～(4) (略) <u>(5) 土地取得事業特別会計 土地取得事業</u>	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第20 9条第2項の規定により、次の各号に掲げる特 別会計を、当該各号に定める目的のため設置す る。 (1)～(4) (略)

議案第21号

桑名市財政調整基金条例等の一部改正について

桑名市財政調整基金条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市財政調整基金条例等の一部を改正する条例

(桑名市財政調整基金条例の一部改正)

第1条 桑名市財政調整基金条例（平成16年桑名市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

(長島町土地改良施設の整備及び維持管理基金設置条例の一部改正)

第2条 長島町土地改良施設の整備及び維持管理基金設置条例（平成5年長島町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第5条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(長島町人にやさしい生きがいのある町づくり施設整備基金設置条例の一部改正)

第3条 長島町人にやさしい生きがいのある町づくり施設整備基金設置条例（平成13年長島町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市減債基金条例の一部改正)

第4条 桑名市減債基金条例（平成16年桑名市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市公共施設整備基金条例の一部改正)

第5条 桑名市公共施設整備基金条例（平成16年桑名市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市職員退職手当基金条例の一部改正)

第6条 桑名市職員退職手当基金条例（平成16年桑名市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市社会福祉事業基金条例の一部改正)

第7条 桑名市社会福祉事業基金条例（平成16年桑名市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市地域福祉基金条例の一部改正)

第8条 桑名市地域福祉基金条例（平成16年桑名市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市ごみ減量・再資源化基金条例の一部改正)

第9条 桑名市ごみ減量・再資源化基金条例（平成16年桑名市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市ふるさと・水と土保全基金条例の一部改正)

第10条 桑名市ふるさと・水と土保全基金条例（平成16年桑名市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市奨学基金条例の一部改正)

第11条 桑名市奨学基金条例（平成16年桑名市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市文化振興基金条例の一部改正)

第12条 桑名市文化振興基金条例（平成16年桑名市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市ふるさと応援基金条例の一部改正)

第13条 桑名市ふるさと応援基金条例（平成20年桑名市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市地域振興基金条例の一部改正)

第14条 桑名市地域振興基金条例（平成21年桑名市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市農業用施設維持管理基金条例の一部改正)

第15条 桑名市農業用施設維持管理基金条例（平成21年桑名市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市病院整備基金条例の一部改正)

第16条 桑名市病院整備基金条例（平成23年桑名市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市産業振興基金条例の一部改正)

第17条 桑名市産業振興基金条例（平成26年桑名市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の一部改正)

第18条 桑名市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例（平成27年桑名市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市観光振興基金条例の一部改正)

第19条 桑名市観光振興基金条例（平成28年桑名市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市国際化推進基金条例の一部改正)

第20条 桑名市国際化推進基金条例（平成28年桑名市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市情報システム整備基金条例の一部改正)

第21条 桑名市情報システム整備基金条例（平成29年桑名市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市まちづくり応援基金条例の一部改正)

第22条 桑名市まちづくり応援基金条例（平成30年桑名市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市森林環境譲与税基金条例の一部改正)

第23条 桑名市森林環境譲与税基金条例（平成31年桑名市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市にぎわい創出基金条例の一部改正)

第24条 桑名市にぎわい創出基金条例（平成31年桑名市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市桑名駅前整備基金条例の一部改正)

第25条 桑名市桑名駅前整備基金条例（令和3年桑名市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市小中一貫校建設基金条例の一部改正)

第26条 桑名市小中一貫校建設基金条例（令和3年桑名市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市ゼロカーボン基金条例の一部改正)

第27条 桑名市ゼロカーボン基金条例(令和4年桑名市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市子ども応援基金条例の一部改正)

第28条 桑名市子ども応援基金条例(令和4年桑名市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市桑名北部東員線整備基金条例の一部改正)

第29条 桑名市桑名北部東員線整備基金条例(令和5年桑名市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

(桑名市企業版ふるさと応援基金条例の一部改正)

第30条 桑名市企業版ふるさと応援基金条例(令和5年桑名市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

基金の運用益金の使途について、市政運営に、より柔軟に活用できるよう、運用益金の処理手続き等を見直すため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
桑名市財政調整基金条例（第1条関係） 削る （管理） 第3条 （略） （運用益金の処理） 第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。 削る 第5条～第7条 （略） 長島町土地改良施設の整備及び維持管理基金設置条例（第2条関係） （管理） 第4条 （略） 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 （運用益金の処理） 第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。 長島町人にやさしい生きがいのある町づくり施設整備基金設置条例（第3条関係） （運用及び管理） 第3条 （略） 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 （運用益金の処理）	（基金への編入） 第3条 予算の執行により取得した有価証券は、この基金に編入するものとする。 （管理） 第4条 （略） （運用益金の処理） 第5条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。 第6条～第8条 （略） （管理） 第4条 （略） （運用益金の整理） 第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して整理する。 （運用及び管理） 第3条 （略） （基金から生じる収入）

<u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。</u> 桑名市減債基金条例（第4条関係） <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。</u> 桑名市公共施設整備基金条例（第5条関係） <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。</u> 桑名市職員退職手当基金条例（第6条関係） <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。</u> 桑名市社会福祉事業基金条例（第7条関係） <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。</u> 桑名市地域福祉基金条例（第8条関係） <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。</u> 桑名市ごみ減量・再資源化基金条例（第9条関係） <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。</u> 桑名市ふるさと・水と土保全基金条例（第10条関係）	<u>第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</u> <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u> <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u> <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u> <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u> <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u> <u>2 前項の益金は、予算の定めるところにより、第1条に定める事業の経費に充てることができる。</u> <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u> <u>2 前項の益金は、予算の定めるところによりごみ減量・再資源化活動の推進を図るための経費に充てることができる。</u>
---	---

係)

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

桑名市奨学基金条例（第11条関係）

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

桑名市文化振興基金条例（第12条関係）

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

桑名市ふるさと応援基金条例（第13条関係）

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

桑名市地域振興基金条例（第14条関係）

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

桑名市農業用施設維持管理基金条例（第15条関係）

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

桑名市病院整備基金条例（第16条関係）

(運用益金の処理)

(運用益金の処理)

第4条 基金から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

2 前項の益金は、予算の定めるところによりふるさと・水と土保全に関する事業に要する経費に充てることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

2 前項の益金は、予算の定めるところにより奨学費に充てることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

2 前項の益金は、予算の定めるところにより文化振興に関する事業の経費に充てることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

桑名市産業振興基金条例（第17条関係）

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

桑名市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例
(第18条関係)

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

桑名市観光振興基金条例（第19条関係）

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

桑名市国際化推進基金条例（第20条関係）

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

桑名市情報システム整備基金条例（第21条関係）

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

桑名市まちづくり応援基金条例（第22条関係）

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

桑名市森林環境譲与税基金条例（第23条関係）

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

桑名市にぎわい創出基金条例（第24条関係） <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。</u>	<u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。</u>
桑名市桑名駅前整備基金条例（第25条関係） <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。</u>	<u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u>
桑名市小中一貫校建設基金条例（第26条関係） <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。</u>	<u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u>
桑名市ゼロカーボン基金条例（第27条関係） <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。</u>	<u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u>
桑名市子ども応援基金条例（第28条関係） <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。</u>	<u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u>
桑名市桑名北部東員線整備基金条例（第29条関係） <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。</u>	<u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u>
桑名市企業版ふるさと応援基金条例（第30条関係） <u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより処理する。</u>	<u>（運用益金の処理）</u> <u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u>

議案第22号

桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年桑名市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市」を「当該家庭的保育事業所等若しくはその他の施設、保健所又は市」に改め、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、栄養士の配置等を改正するものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
(食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) <u>当該家庭的保育事業所等若しくはその他の施設、保健所又は市の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</u> (3)～(5) (略) 2 (略)	(食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) <u>当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市</u>の栄養士<u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)

議案第23号

桑名市子ども・子育て会議条例の一部改正について

桑名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

桑名市子ども・子育て会議条例（平成25年桑名市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき」を「こども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第2条第2項に規定するこども施策の推進に関し必要な事項を調査審議するとともに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項各号に掲げる事務を処理するため」に改める。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 基本法第10条第2項に規定する計画に関して必要な事項について調査審議すること。

(2) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

第2条第4号中「前2号」を「前3号」に、「子ども・子育て支援施策」を「こども施策の推進」に改める。

第3条第2項第2号及び第3号中「子ども・子育て支援」を「こども施策」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

こどもをまんなかに据えた政策を引き続き展開すべく、新たに策定する「桑名市こども計画」ではこども基本法に基づく計画としても位置づけて、こども施策を総合的に推進する。これに伴い、桑名市子ども・子育て会議の所掌事務等に関する規定について、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 <u>こども基本法(令和4年法律第77号。以下「基本法」という。)</u>第2条第2項に規定するこども施策の推進に関し必要な事項を調査審議するとともに、<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)</u>第72条第1項各号に掲げる事務を処理するため、<u>桑名市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)</u>を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。 (1) <u>基本法第10条第2項に規定する計画に関して必要な事項について調査審議すること。</u> (2) <u>支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。</u> (3) (略) (4) <u>前3号に掲げるもののほか、本市のこども施策の推進</u>に関し、桑名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の意見を聴いた上で、市長が必要と認める事項について調査審議すること。 (組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。 (1) (略) (2) <u>こども施策</u>に関する事業に従事する者 (3) <u>こども施策</u>に関し学識経験のある者 (4)・(5) (略)	(設置) 第1条 <u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)</u>第77条第1項の規定に基づき ____、<u>桑名市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)</u>を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。 (1) <u>法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。</u> (2) <u>次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に規定する市町村行動計画を推進するため、事業の進捗状況の点検、評価及び見直し等に関し、調査審議すること。</u> (3) (略) (4) <u>前2号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策</u>に関し、桑名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の意見を聴いた上で、市長が必要と認める事項について調査審議すること。 (組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。 (1) (略) (2) <u>子ども・子育て支援</u>に関する事業に従事する者 (3) <u>子ども・子育て支援</u>に関し学識経験のある者 (4)・(5) (略)

議案第24号

桑名市企業等誘致促進条例の一部改正について

桑名市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例

桑名市企業等誘致促進条例（平成16年桑名市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「施設が操業」を「事業者が施設の操業」に、「土地に限る」を「土地であって、当該土地に家屋を建築した場合に限る」に改め、「家屋」を削り、「取得価格」の次に「並びに家屋の建築工事価格」を加える。

第6条第3項を削る。

第7条第1項中「操業開始日から操業開始日後2年に当たる日」を「第4条第2項に規定する指定をした日（以下「指定日」という。）から操業開始日後2年に当たる日」に、「操業開始日から申請した日」を「指定日から申請した日」に改め、同条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に指定の申請を行った事業者から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の桑名市企業等誘致促進条例（以下「旧条例」という。）の規定により奨励措置を受けている事業者及びこの条例の施行の日前までに旧条例の規定に基づき手続を行った事業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

参 考

(改正のあらまし)

企業の積極的な設備投資等を促進するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) 投下固定資産額 一の施設の新設等を行うために必要な地方税法（昭和25年法律第26号）第341条に規定する土地（<u>事業者が施設の操業又は営業を開始した日前3年以内に取得した土地であって、当該土地に家屋を建築した場合に限る。</u>）<u>及び償却資産の取得価格並びに家屋の建築工事価格の合計額をいう。</u> (10)～(15) (略) (立地奨励金) 第6条 (略) 2 (略) 削る (定住促進奨励金) 第7条 定住促進奨励金は、指定事業者に対し、<u>第4条第2項に規定する指定をした日（以下「指定日」という。）から操業開始日後2年に当たる日までの期間（当該期間内に、次条に規定する交付の申請をした場合は、指定日から申請した日までの期間）で連続して1年以上雇用した新規雇用常用従業員及び1年以上市内に住所を有する新規転入常用従業員の数の合計に30万円を乗じて得た額を交付する。</u>この場合において、定住促進奨励金の交付は、同一の奨励措置対象施設につき、1回とし、5,000万円を限度とする。 削る	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) 投下固定資産額 一の施設の新設等を行うために必要な地方税法（昭和25年法律第26号）第341条に規定する土地（<u>施設が操業</u><u>又は営業を開始した日前3年以内に取得した土地に限る</u><u>。）、家屋及び償却資産の取得価格</u><u>の合計額をいう。</u> (10)～(15) (略) (立地奨励金) 第6条 (略) 2 (略) <u>3 指定した奨励措置対象施設が2以上ある場合においては、立地奨励金の額は、合算するものとし、その合算額は前項の規定によるものとする。この場合において、同一の事業者に交付する立地奨励金の総額は、3億円を限度とする。</u> (定住促進奨励金) 第7条 定住促進奨励金は、指定事業者に対し、<u>操業開始日から操業開始日後2年に当たる日</u><u>までの期間（当該期間内に、次条に規定する交付の申請をした場合は、操業開始日から申請した日までの期間）で連続して1年以上雇用した新規雇用常用従業員及び1年以上市内に住所を有する新規転入常用従業員の数の合計に30万円を乗じて得た額を交付する。</u>この場合において、定住促進奨励金の交付は、同一の奨励措置対象施設につき、1回とし、5,000万円を限度とする。 <u>2 同一の事業者に交付する定住促進奨励金の総額は1億円を限度とする。</u>

議案第25号

桑名市宿泊施設誘致促進条例の一部改正について

桑名市宿泊施設誘致促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市宿泊施設誘致促進条例の一部を改正する条例

桑名市宿泊施設誘致促進条例（令和元年桑名市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則中「施行し、令和7年3月31日までに指定の申請をした者について適用する」を「施行する」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

宿泊施設の誘致を促進するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
附 則 この条例は、公布の日から <u>施行する</u> ____。	附 則 この条例は、公布の日から <u>施行し、令和7年3月31日までに指定の申請をした者について適用する。</u>

議案第26号

桑名市建築開発関係手数料条例の一部改正について

桑名市建築開発関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市建築開発関係手数料条例の一部を改正する条例

桑名市建築開発関係手数料条例（平成30年桑名市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を削り、同条第8号中「別表第8」を「別表第7」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「別表第9」を「別表第8」に改め、同号を同条第8号とする。

別表第1中「

1	建築物に関する建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に対する審査	建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）に係る確認申請又は計画通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	8,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	41,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	63,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	107,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	155,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	231,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	341,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000	1件につき	610,000円

			平方メートルを超えるもの		
		イ	確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）に係る確認申請又は計画通知手数料	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）をアに掲げる床面積の合計とした場合の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	
		ウ	建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）に係る確認申請又は計画通知手数料	当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1をアに掲げる床面積の合計とした場合の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	
		エ	確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合に係る確認申請又は計画通知手数料	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1をアに掲げる床面積の合計とした場合の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	

」を「

1	建築物に関する建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に対する審査	ア	建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）に係る確認申請又は計画通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	12,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	27,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	63,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	97,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件につき	110,000円

			方メートルを超え、 1,000平方メートル以 内のもの		
			当該建築に係る部分の 床面積の合計が1,000 平方メートルを超え、 2,000平方メートル以 内のもの	1 件につき	160,000円
			当該建築に係る部分の 床面積の合計が2,000 平方メートルを超え、 10,000平方メートル以 内のもの	1 件につき	239,000円
			当該建築に係る部分の 床面積の合計が10,000 平方メートルを超え、 50,000平方メートル以 内のもの	1 件につき	352,000円
			当該建築に係る部分の 床面積の合計が50,000 平方メートルを超える もの	1 件につき	630,000円
	イ	確認済証の交付を 受けた建築物の計 画の変更をして建 築物を建築する場 合（移転する場合を 除く。）に係る確認 申請又は計画通知 手数料	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床 面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分 の床面積）をアに掲げる床面積の合計とした場合の 当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数 料の金額と同一の金額		
	ウ	建築物を移転し、そ の大規模の修繕若 しくは大規模の模 様替をし、又はその 用途を変更する場 合（エに掲げる場 合を除く。）に係る確 認申請又は計画通 知手数料	当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の 床面積の2分の1をアに掲げる床面積の合計とした 場合の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当 該手数料の金額と同一の金額		
	エ	確認済証の交付を 受けた建築物の計 画の変更をして建 築物を移転し、その 大規模の修繕若し しくは大規模の模 様替をし、又はその 用途を変更する場 合に係る確認申請又 は計画通知手数料	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1をア に掲げる床面積の合計とした場合の当該床面積の合 計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一 の金額		

」に改め、同表中68の部を69の部とし、9の部から67の部までを1部ずつ繰り下げ、同表中「

4	建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に対する審査	ア 建築物（建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）を建築した場合（移転した場合を除く。）に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	36,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	51,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	67,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	95,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	171,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	244,000円
		イ 建築物（建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）を建築した場合（移転した場合を除く。）に係る完了検査申請	当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	449,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	21,000円

		請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	34,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	49,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	64,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	89,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	164,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	237,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	443,000円
		ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1をア又はイに掲げる床面積の合計とした場合の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額		
5	建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通	建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料	ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備	1件につき (昇降機については、1基につき)	41,000円
			イ 小荷物専用昇降機	1基につき	24,000円

	知に対する審査				
6	工作物に関する建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に対する審査	工作物に関する完了検査申請又は完了通知手数料		建築基準法施行令第138条第1項の工作物1件につき	29,000円
				建築基準法施行令第138条第2項又は第3項の工作物1件につき	41,000円
7	建築物に関する建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査	建築物に関する中間検査申請又は特定工事終了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	21,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	33,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	47,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	62,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	84,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	143,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	204,000円
			当該建築に係る部分の	1件につき	391,000円

			床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの		
8	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料		1件につき	120,000円

」を「

4	建築物に関する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築物である場合に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に適合するかどうかの審査	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく審査手数料	ア 一戸建ての住宅	当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	15,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	16,000円
		イ 共同住宅等		当該建築に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	27,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	42,000円

				当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	66,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	85,000円
5	建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に対する審査	ア	建築物（建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）を建築した場合（移転した場合を除く。）に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 29,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 35,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき 58,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき 82,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 88,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 97,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 177,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、	1件につき 252,000円

		50,000平方メートル以内のもの		
		当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1 件につき	464,000円
イ	建築物（建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）を建築した場合（移転した場合を除く。）に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件につき	28,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1 件につき	34,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき	56,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき	79,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	84,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき	91,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件につき	169,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1 件につき	245,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1 件につき	458,000円
ウ	建築物を移転し、又はその大規模の修繕	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1をア又はイに掲げる床面積の合計とした場合		

		繕若しくは大規模の模様替をした場合に係る完了検査申請又は完了通知手数料	の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額			
6	建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に対する審査	建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料	ア	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1件につき (昇降機については、1基につき)	41,000円
			イ	小荷物専用昇降機	1基につき	24,000円
7	工作物に関する建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に対する審査	工作物に関する完了検査申請又は完了通知手数料			建築基準法施行令第138条第1項の工作物1件につき	29,000円
					建築基準法施行令第138条第2項又は第3項の工作物1件につき	41,000円
8	建築物に関する建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査	建築物に関する中間検査申請又は特定工事終了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの		1件につき	26,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		1件につき	32,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		1件につき	50,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		1件につき	71,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		1件につき	77,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、		1件につき	86,000円

			2,000平方メートル以内のもの		
			当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	148,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	211,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	404,000円
9	建築基準法第7条第6第1項第1号又は第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料		1件につき	120,000円

」に改め、同表備考中「

3 建築基準法第7条第1項の規定による検査に昇降機が含まれる場合は、4の部ア又はイに規定する手数料のほか、5の部ア又はイに規定する手数料を徴収する。

4 この表の1の部及び4の部に掲げる移転とは、同一敷地内における移転に限るものとする。
」を「

3 建築基準法第7条第1項の規定による検査に昇降機が含まれる場合は、5の部ア又はイに規定する手数料のほか、6の部ア又はイに規定する手数料を徴収する。

4 この表の1の部及び5の部に掲げる移転とは、同一敷地内における移転に限るものとする。

5 この表の4の部における用語の意義は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の例によるものとし、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいうものとする。

」に改める。

別表第3備考中「部分全体」を「部分」に、「場合において、申請対象部分が次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号」を「場合は、申請対象部分の区分に応じ、次の各号」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の手数料

手数料を徴収する事務		手数料の名称	手数料の額				
			区分			1件当たりの金額	
1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	一戸建ての住宅			5,000円
				共同住宅	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	10,000円
						1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,000円
						1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,000円
						1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,000円
						1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,000円
						1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,000円
						1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,000円
						1棟の総戸数が300戸を超えるもの	185,000円
				共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,000円	
					床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,000円	
					床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,000円	
					床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円	
					床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000円	
					床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,000円	
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	
					非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,000円
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		18,000円	
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		28,000円	
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		86,000円	
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		137,000円	
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		173,000円	
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの		217,000円	

				えるもの		
イ	非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合			床面積が300平方メートル以内のもの	21,000円	
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	29,000円	
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	42,000円	
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	107,000円	
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	161,000円	
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	200,000円	
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	249,000円	
				ウ	非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の用途が工場等以外であって、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	124,000円					
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	164,000円					
床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	266,000円					
床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	348,000円					
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	418,000円					
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	490,000円					
エ	上記以外のものである場合	共同住宅等	住戸部分			
				1棟の総戸数が5戸以下のもの	74,000円	
				1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	104,000円	
				1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	147,000円	
				1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	211,000円	
				1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	303,000円	
				1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	411,000円	
				1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	539,000円	
				1棟の総戸数が300戸を超えるもの	633,000円	
			共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	117,000円	
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	155,000円	

						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	194,000円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	303,000円
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	389,000円
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	465,000円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	541,000円
					非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	256,000円
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	321,000円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	415,000円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	592,000円
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	730,000円
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	862,000円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,000円
2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項规定的其他の建築物	一戸建ての住宅			3,000円
				共同住宅	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	6,000円
						1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	10,000円
						1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	17,000円
						1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	29,000円
						1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	52,000円
						1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,000円
						1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,000円
						1棟の総戸数が300戸を超えるもの	111,000円
					共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円
						床面積が5,000平方メートルを超	82,000円

	物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合			え10,000平方メートル以内のもの	
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
		非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	
			床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	
			床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円	
			床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	
			床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円	
			床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円	
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円	
	イ 非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の用途が工場等である場合	床面積が300平方メートル以内のもの	11,000円		
		床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円		
		床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	24,000円		
		床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	62,000円		
		床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	95,000円		
		床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	118,000円		
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	147,000円		
	ウ 非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の用途が工場等以外であって、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	50,000円		
		床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	64,000円		
		床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	85,000円		
		床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	142,000円		
		床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	188,000円		
		床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	227,000円		
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	268,000円		
	エ	上記以外 のものです	一戸建ての住宅	18,000円	
			共同住宅 住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	38,000円

			ある場合	等		1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	54,000円
						1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	76,000円
						1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	110,000円
						1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	160,000円
						1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	219,000円
						1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	287,000円
						1棟の総戸数が300戸を超えるもの	335,000円
					共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	59,000円
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	79,000円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	100,000円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	160,000円
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	208,000円
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	249,000円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	292,000円
				非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分		床面積が300平方メートル以内のもの	129,000円
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	162,000円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,000円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	305,000円
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	379,000円
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	449,000円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	514,000円
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	建築物エネルギー消費性能の向上に関する	建築物の用途が住宅である場合	一戸建ての住宅			9,000円
				共同住宅	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	19,000円
						1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	27,000円
						1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	38,000円
						1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	55,000円

法律第11条第2項又は第12条第3項に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請に対する審査	する旨の証明書交付申請手数料			下のもの	
				1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	80,000円
				1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	109,000円
				1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	143,000円
				1棟の総戸数が300戸を超えるもの	167,000円
			共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	29,000円
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	39,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	50,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	104,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	124,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	146,000円
		イ	非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の用途が工場等である場合	床面積が300平方メートル以内のもの	5,000円
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	8,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	12,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	31,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	47,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	59,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	73,000円
		ウ	非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の用途が工場等以外であって、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	25,000円
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	32,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	42,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	71,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	94,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	113,000円

						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	134,000円	
			エ	上記以外のものである場合		床面積が300平方メートル以内のもの	64,000円	
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	81,000円	
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	105,000円	
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	152,000円	
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	189,000円	
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	224,000円	
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	257,000円	
4	建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	一戸建ての住宅		5,000円	
					共同住宅	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	10,100円
							1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円
							1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,900円
							1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400円
							1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800円
							1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,400円
							1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円
							1棟の総戸数が300戸を超えるもの	185,100円
						共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円
							床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円
							床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円
							床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円
							床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円
							床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円
							床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
						非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供す	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円
							床面積が300平方メートルを超え	18,400円

				る部分	1,000平方メートル以内のもの	
					床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円
					床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円
					床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円
					床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
イ	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	一戸建ての住宅				18,700円
		共同住宅	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	35,300円	
				1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	51,200円	
				1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	73,600円	
				1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	111,100円	
				1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	168,100円	
				1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	239,500円	
				1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	309,500円	
				1棟の総戸数が300戸を超えるもの	352,100円	
		非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	93,800円		
			床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	124,900円		
			床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	157,300円		
			床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	254,700円		
			床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	332,600円		
			床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	399,800円		
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	469,000円		
ウ	上記以外のものがある場合		一戸建ての住宅			
		共同住宅	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	74,500円	
				1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	104,800円	
				1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	147,500円	
				1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	211,900円	

						1 棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	303,800円
						1 棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	411,500円
						1 棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	539,600円
						1 棟の総戸数が300戸を超えるもの	633,600円
					共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	117,900円
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	155,500円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	194,500円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	303,000円
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	389,100円
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	465,100円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	541,700円
					非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	256,700円
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	321,600円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	415,200円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	592,600円
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	730,000円
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	862,900円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,500円
5	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物	建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物	申請に係る建築物エネルギー消費性能の向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各	申請に係る建築物エネルギー消費性能の向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各	一戸建ての住宅		3,000円
					共同住宅住戸部分	1 棟の総戸数が5戸以下のもの	6,000円
						1 棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	10,400円
						1 棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	17,300円
						1 棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	29,000円
						1 棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	52,000円
						1 棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,400円
						1 棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,100円

エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に対する審査		号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	共用部分	以下のもの		
				1 棟の総戸数が300戸を超えるもの	111,100円	
				床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円	
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	
		非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円		
			床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円		
			床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円		
			床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円		
			床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円		
			床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円		
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円		
		イ	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法	一戸建ての住宅		9,800円
				共同住宅	住戸部分	1 棟の総戸数が5 戸以下のもの
	1 棟の総戸数が5 戸を超え10戸以下のもの					23,700円
	1 棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの					39,600円
	1 棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの					60,400円
	1 棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの					92,700円
	1 棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの					133,500円
	1 棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの					172,100円
	1 棟の総戸数が300戸を超えるもの	176,000円				
		非住宅建築物又は複合建築物の住宅	床面積が300平方メートル以内のもの	47,900円		

				であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	64,300円	
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	81,500円	
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	136,000円	
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	180,000円	
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	217,200円	
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	256,100円	
			ウ	上記以外のものである場合	一戸建ての住宅		18,900円	
					共同住宅	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	38,200円
							1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	54,100円
							1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	76,600円
							1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	110,800円
							1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	160,500円
							1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	219,500円
							1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	287,100円
							1棟の総戸数が300戸を超えるもの	335,300円
						共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	59,900円
							床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	79,500円
							床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	100,100円
							床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	160,200円
							床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	208,300円
							床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	249,900円
							床面積が25,000平方メートルを超えるもの	292,500円
					非住宅建築物又は複合建築物の住宅	床面積が300平方メートル以内のもの	129,400円	
					以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	162,600円	
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,600円	
						床面積が2,000平方メートルを超	305,300円	

					え5,000平方メートル以内のもの	
					床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	379,300円
					床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	449,600円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	514,900円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
 - (2) 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。
 - (3) 住戸部分 共同住宅等の住戸の部分をいう。
 - (4) 共用部分 共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
 - (5) 複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。
- 2 この表において、床面積とは次の各号に定めるところにより算定した面積の合計をいう。ただし、2の部及び5の部において「床面積」とあるのは「変更後の床面積」と読み替えるものとする。
 - (1) 「共同住宅等・共用部分」の区分における床面積にあつては、共用部分の床面積
 - (2) 「非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分」の区分における床面積にあつては、非住宅建築物全体の床面積又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積
- 3 1の部、2の部及び3の部において、共同住宅等の申請をする場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額を加算した金額を徴収する。ただし、共用部分の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。）を算定しない場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額のみを徴収する。
- 4 1の部及び2の部において、住宅以外の用途に供する部分に工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じたイの款に定める金額とする。
- 5 3の部において、住宅以外の用途に供する部分に工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じたイの款に定める金額とする。
- 6 1の部及び2の部において、住宅以外の用途に供する部分に工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じたウの款又はエの款に定める金額とする。
- 7 3の部において、住宅以外の用途に供する部分に工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じたウの款又はエの款に定める金額とする。
- 8 1の部及び2の部において、住宅以外の用途に供する部分に工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（備考4又は備考6に該当する建築物を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じたイの款に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じたウの款又はエの款に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じたウの款又はエの款に定める金額を超える場合は、当該ウの款又はエの款の金額とする。

- 9 3の部において、住宅以外の用途に供する部分に工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（備考5又は備考7に該当する建築物を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じたイの款に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じたウの款又はエの款に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じたウの款又はエの款に定める金額を超える場合は、当該ウの款又はエの款の金額とする。
- 10 1の部、2の部及び3の部において、複合建築物の申請をする場合は、当該建築物における住宅の用途に供する部分に応じた金額と住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じた金額とを合算した金額を徴収するものとし、申請対象部分の区分に応じ、次の各号に定める金額を徴収する。
- (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 「一戸建ての住宅」の区分に定める金額
 - (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額を加算した金額。ただし、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額
 - (3) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 「非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分」の区分に定める金額
- 11 4の部及び5の部において、共同住宅等の認定申請をする場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額を加算した金額を徴収する。ただし、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1号ロ（1）に規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。）を算定しない場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額のみを徴収する。
- 12 4の部及び5の部において、複合建築物の認定申請をする場合は、申請対象部分の区分に応じ、次の各号に定める金額を徴収する。
- (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 「一戸建ての住宅」の区分に定める金額
 - (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額を加算した金額。ただし、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額
 - (3) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 「非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分」の区分に定める金額
- 13 4の部及び5の部において、複数の建築物が連携する計画の認定申請をする場合は、当該計画に係る建築物ごとの区分に定める金額を合算した金額を徴収する。
- 14 4の部において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出があったときには、4の部に規定する手数料の額に別表第1に定める金額を加算した金額を徴収する。
- 15 5の部において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出があったときには、5の部に規定する手数料の額に別表第1に定める金額を加算した金額を徴収する。

別表第7を削り、別表第8を別表第7とし、別表第9を別表第8とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第7を削り、別表第8を別表第7とし、別表第9を別表第8とする改正規定については、令和7年5月26日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

令和4年6月17日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されることにより、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正が行われる。このことにより、建築基準法及び建築物省エネ法における手数料を整備する必要が生じること並びに三重県宅地開発事業の基準に関する条例の廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) 削る (7) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良宅地造成認定申請手数料 <u>別表第7</u>に定める額 (8) 租税特別措置法に基づく優良住宅新築認定申請手数料 <u>別表第8</u>に定める額 別表第1(第2条関係) [別記] 別表第3(第2条関係) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係の手数料 表 (略) 備考 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。 (2) 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。 (3) 住戸部分 共同住宅等の住戸の部分进行う。 (4) 共用部分 共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分进行う。 (5) 複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。 2 1の部において床面積とは、次の各号に定めるところにより算定した面積の合計进行う。	(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) <u>三重県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和47年三重県条例第41号)関係の手数料別表第7</u>に定める額 (8) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良宅地造成認定申請手数料 <u>別表第8</u>に定める額 (9) 租税特別措置法に基づく優良住宅新築認定申請手数料 <u>別表第9</u>に定める額 別表第1(第2条関係) [別記] 別表第3(第2条関係) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係の手数料 表 (略) 備考 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。 (2) 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。 (3) 住戸部分 共同住宅等の住戸の部分进行う。 (4) 共用部分 共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分进行う。 (5) 複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。 2 1の部において床面積とは、次の各号に定めるところにより算定した面積の合計进行う。

(1) 「共同住宅等・共用部分」の区分における床面積にあつては、共用部分の床面積

(2) 「非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分」の区分における床面積にあつては、非住宅建築物全体の床面積又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分____の床面積

3 2の部において床面積とは、備考2各号の規定中「床面積」とあるのは「変更後の床面積」と読み替え、備考2各号により算定した面積の合計をいう。

4 共同住宅等の認定申請をする場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額を加算した金額を徴収する。

5 複合建築物の認定申請をする場合は____、申請対象部分の区分に応じ____、次の____各号に定める金額を徴収する。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 「一戸建ての住宅」の区分に定める金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額を加算した金額

(3) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 「非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分」の区分に定める金額

6 1の部において、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があつたときには、1の部に規定する手数料の額に別表第1に定める金額を加算した金額を徴収する。

7 2の部において、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出があつたときには、2の部に規定する手数料の額に別表第1に定める金額を加算した金額を徴収する。

別表第4（第2条関係） 〔別記〕

削る

(1) 「共同住宅等・共用部分」の区分における床面積にあつては、共用部分の床面積

(2) 「非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分」の区分における床面積にあつては、非住宅建築物全体の床面積又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分全体の床面積

3 2の部において床面積とは、備考2各号の規定中「床面積」とあるのは「変更後の床面積」と読み替え、備考2各号により算定した面積の合計をいう。

4 共同住宅等の認定申請をする場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額を加算した金額を徴収する。

5 複合建築物の認定申請をする場合において、申請対象部分が次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める金額を徴収する。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 「一戸建ての住宅」の区分に定める金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額を加算した金額

(3) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 「非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分」の区分に定める金額

6 1の部において、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があつたときには、1の部に規定する手数料の額に別表第1に定める金額を加算した金額を徴収する。

7 2の部において、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出があつたときには、2の部に規定する手数料の額に別表第1に定める金額を加算した金額を徴収する。

別表第4（第2条関係） 〔別記〕

別表第7（第2条関係）

三重県宅地開発事業の基準に関する条例関係の手数料

手数料 を徴収料の する事 務	手 数 名 称	手数料の額	
		区 分	金 額
1 三 重 県 宅 地 開 発 事 業 の 手 数 料 基 準 料 に 関 する 条 例 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 確 認 の 申 請 に 対 する 審 査	三 重 県 宅 地 開 発 事 業 の 手 数 料 基 準 料 に 関 する 条 例 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 確 認 の 申 請 に 対 する 審 査	ア 主 と し て 自 己 の 居 住 の 用 に 供 する 住 宅 の 建 築 の 用 に 供 する 目 的 で 行 う 開 発 行 為 の 場 合	開 発 区 域 の 面 積 が 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 43,000 円
		イ 主 と し て 住 宅 以 外 の 建 築 物 で 自 己 の 業 務 の 用 に 供 する 物 品 の 建 築 又 は 自 己 の 業 務 の 用 に 供 する 特 定 工 作 物 の 建 設 の 用 に 供 する 目 的 で 行 う 開 発 行 為 の 場 合	開 発 区 域 の 面 積 が 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 86,000 円
		ウ ア 及 び イ 以 外 の 開 発 行 為 の 場 合	開 発 区 域 の 面 積 が 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 120,000 円
			開 発 区 域 の 面 積 が 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 260,000 円

				クータル未満	
2	三重県 宅地 開発 事業 の申 請基 準手 数に 関料 する 条例 第9 条第 1項 の規 定に 基づ く変 更確 認の 申請 に対 する 審査	宅地 開発 事業 の申 請基 準手 数に 関料 する 条例 第9 条第 1項 の規 定に 基づ く変 更確 認の 申請 に対 する 審査	変更確認申請1件につき、次に掲げ る額を合算した額	ア 開発区域の変更を伴わない設 計の変更については、開発区域の 面積に応じ、1の部でそれぞれの 区分に規定する額に10分の1を 乗じて得た額	イ 新たな土地の開発区域への編 入に係る設計の変更については、 新たに編入される開発区域の面 積に応じ、1の部でそれぞれの区 分に規定する額。ただし、当該面 積が0.3ヘクタール未満のものに あつては、1の部の0.3ヘクタ ール以上0.6ヘクタール未満のそ れぞれの区分に規定する額に2分 の1を乗じて得た額
				ウ 新たな土地の開発区域への編 入に伴う変更前の開発区域に係 る部分の設計の変更については、 変更前の開発区域の面積に応じ、 1の部でそれぞれの区分に規定 する額に10分の1を乗じて得た 額	エ 開発区域の面積の縮小に係る 設計の変更については、縮小後の 開発区域の面積（新たな土地の開 発区域への編入を伴う場合にお いては、当該編入に係る土地の面 積を除く。）に応じ、1の部でそ れぞれの区分に規定する額に10 分の1を乗じて得た額

	3	三重県	建築物等	5,000円
		地開	の建	
		発事	築等	
		業の	の承	
		基準	認申	
		に關	請手	
		する	数料	
		条 例		
		第12		
		条 の		
		2 の		
		規 定		
		に 基		
		づく		
		建 築		
別表第7・別表第8（略）		承 認		別表第8・別表第9（略）
		申 請		
		に 対		
		する		
		審 査		

〔別記〕

〔改正前〕

別表第1（第2条関係）

建築基準法関係の手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額		
		区分	金額	
1 建築物に関する建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に対する審査	ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）に係る確認申請又は計画通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	8,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	41,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	63,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	107,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	155,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	231,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	341,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	610,000円
	イ 確認済証の交付を受けた建築物の計画	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分		

			画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）に係る確認申請又は計画通知手数料	の床面積）をアに掲げる床面積の合計とした場合の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額		
		ウ	建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）に係る確認申請又は計画通知手数料	当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1をアに掲げる床面積の合計とした場合の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額		
		エ	確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合に係る確認申請又は計画通知手数料	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1をアに掲げる床面積の合計とした場合の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額		
2	建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査	建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	ア	小荷物専用昇降機以外の建築設備を設置する場合（ウに掲げる場合を除く。）	1件につき（昇降機については、1基につき）	23,000円
			イ	小荷物専用昇降機	1基につき	8,000円
			ウ	確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機以外の建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	1件につき（昇降機については、1基につき）	10,000円
			エ	確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	1基につき	5,000円
3	工作物に関する建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認	工作物に関する確認申請又は計画通知手数料	ア	工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項の工作物1件につき	17,000円

	の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査			建築基準法施行令第138条第2項又は第3項の工作物1件につき	23,000円	
			イ	確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	建築基準法施行令第138条第1項の工作物1件につき	7,000円
					建築基準法施行令第138条第2項又は第3項の工作物1件につき	10,000円
4	建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に対する審査	ア	建築物（建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）を建築した場合（移転した場合を除く。）に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの				1件につき	22,000円	
当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの				1件につき	36,000円	
当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの				1件につき	51,000円	
当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの				1件につき	67,000円	
当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの				1件につき	95,000円	
当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの				1件につき	171,000円	
当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、				1件につき	244,000円	

		50,000平方メートル以内のもの		
		当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	449,000円
イ	建築物（建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）を建築した場合（移転した場合を除く。）に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	21,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	34,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	49,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	64,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	89,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	164,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	237,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	443,000円
ウ	建築物を移転し、又はその大規模の修繕	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1をア又はイに掲げる床面積の合計とした場合		

		繕若しくは大規模の模様替をした場合に係る完了検査申請又は完了通知手数料	の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額			
5	建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に対する審査	建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料	ア	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1件につき (昇降機については、1基につき)	41,000円
			イ	小荷物専用昇降機	1基につき	24,000円
6	工作物に関する建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に対する審査	工作物に関する完了検査申請又は完了通知手数料			建築基準法施行令第138条第1項の工作物1件につき	29,000円
					建築基準法施行令第138条第2項又は第3項の工作物1件につき	41,000円
7	建築物に関する建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査	建築物に関する中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの		1件につき	17,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		1件につき	21,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		1件につき	33,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		1件につき	47,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		1件につき	62,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、		1件につき	84,000円

			2,000平方メートル以内のもの		
			当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件につき	143,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1 件につき	204,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1 件につき	391,000円
8	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料		1 件につき	120,000円
9	建築基準法第42条第1項第5号の規程に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査	道路位置指定申請手数料		1 件につき	50,000円
10	建築基準法第43条第2項第1号の規程に基づく建築の接道の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料		1 件につき	27,000円
11	建築基準法第43条第2項第2号の規程に基づく建築の接道の許可の申請	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料		1 件につき	33,000円

	に対する審査				
12	建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料		1件につき	33,000円
13	建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料		1件につき	27,000円
14	建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料		1件につき	160,000円
15	建築基準法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料		1件につき	160,000円
16	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（同条第16項各号のいずれかに該当する場合を除き、同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料		1件につき	180,000円
17	建築基準法第48条第16項第1号（同法第88条第2項にお	特例許可を受けた建築物等に係る用途地域における増築等許可申請		1件につき	120,000円

	いて準用する場合を含む。)の規定に該当する場合の増築等の許可の申請に対する審査	手数料			
18	建築基準法第48条第16項第2号(同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に該当する場合の建築等の許可の申請に対する審査	日常生活に必要な建築物等に係る用途地域における建築等許可申請手数料		1件につき	140,000円
19	建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料		1件につき	160,000円
20	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料		1件につき	27,000円
21	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料		1件につき	160,000円
22	建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の特例に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の特例に係る許可申請手数料		1件につき	33,000円
23	建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		1件につき	33,000円

	係る許可の申請に対する審査				
24	建築基準法第53条の2第1項第3号及び第4号（同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料		1件につき	160,000円
25	建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料		1件につき	27,000円
26	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき	160,000円
27	建築基準法第55条第4項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		1件につき	160,000円
28	建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき	160,000円
29	建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき	27,000円
30	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき	160,000円

31	建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の容積率、建蔽率、の位置の特例許可申請建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の容積率、建蔽率、の位置の特例許可申請手数料	1 件につき	160,000円
32	建築基準法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1 件につき	160,000円
33	建築基準法第59条第2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さの特例容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1 件につき	160,000円
34	建築基準法第60条第2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	1 件につき	160,000円
35	建築基準法第60条第2の2第2項ただし書の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	1 件につき	160,000円
36	建築基準法第60条第2の2第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1 件につき	160,000円
37	建築基準法第60条第3第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率及び建築面積の特例許可申請手数料に関する特例の許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区における建築物の容積率及び建築面積の特例許可申請手数料	1 件につき	160,000円
38	建築基準法第60条	特定用途誘導地区にお	1 件につき	160,000円

	の3第2項ただしける建築物の高さの特書の規定に基づく特例許可申請手数料 建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査			
39	建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の特例許可申請手数料 の特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	1件につき	160,000円
40	建築基準法第67条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置の特例許可申請の特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき	160,000円
41	建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	160,000円
42	建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円
43	建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発等促進区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき	160,000円
44	建築基準法第68条の3第7項の規定に基づく開発整備促進区内における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 同法第48条第6項、第7項、第12項及び	開発整備促進区内における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円

	第14項の適用除外に係る認定申請に対する審査				
45	建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき	27,000円
46	建築基準法第68条の5の2第1項の規定に基づく区域建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例の認定申請に対する審査	特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料		1件につき	27,000円
47	建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請に対する審査	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		1件につき	160,000円
48	建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき	27,000円
49	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料		1件につき	27,000円
50	建築基準法第68条の7第5項の規定	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可		1件につき	160,000円

	に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	申請手数料			
51	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料		1件につき	120,000円
52	建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料		1件につき	160,000円
53	建築基準法第86条第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築等をする1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料		建築物の数が1又は2	78,000円
				建築物の数が3以上	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
54	建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料		建築等をする建築物の数が1	78,000円
				建築等をする建築物の数が2以上	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
55	建築基準法第86条第3項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する一団地内に建築等をする1又は2以上の建築物の特例許可申請手数料		建築物の数が1又は2	220,000円
				建築物の数が3以上	220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
56	建築基準法第86条第4項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する一定の一団地の土地に既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例許可申請手数料		建築等をする建築物の数が1	220,000円
				建築等をする建築物の数が2以上	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
57	建築基準法第86条	一敷地内認定建築物以		建築物（一敷	78,000円

	の 2 第 1 項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料		地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が 1	
				建築物の数が 2 以上	78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
58	建築基準法第 86 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定に基づく一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等許可申請手数料		建築物（一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が 1	220,000 円
				建築物の数が 2 以上	220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
59	建築基準法第 86 条の 5 第 1 項の規定に基づく 1 の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	1 の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料		1 件につき	6,400 円に現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額
60	建築基準法第 86 条の 6 第 2 項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建蔽率、外率、外壁の後退距離又は壁の後退距離又は	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、建蔽率、外率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の		1 件につき	27,000 円

	高さに関する制限 の適用除外に係る 認定の申請に対す る審査	適用除外に係る認定申 請手数料			
61	建築基準法第86条 の8第1項の規定 に基づく既存の1 の建築物について 2以上の工事に分 けて増築等を含む 工事を行う場合の 制限の緩和に係る 認定の申請に対す る審査	既存の1の建築物を段 階的に増築等を含む工 事を行う場合の制限の 緩和に係る認定申請手 数料		1件につき	27,000円
62	建築基準法第86条 の8第3項（同法第 87条の2第2項に おいて準用する場合 を含む。）の規定 に基づく既存の1 の建築物について 2以上の工事に分 けて増築等を含む 工事等を行う場合 の制限の緩和に係 る認定の変更の申 請に対する審査	既存の1の建築物を段 階的に増築等を含む工 事等を行う場合の制限 の緩和に係る認定の変 更認定申請手数料		1件につき	27,000円
63	建築基準法第87条 の2第1項の規定 に基づく既存の1 の建築物について 2以上の工事に分 けて用途の変更に 伴う工事を行う場 合の制限の緩和に 係る認定の申請に 対する審査	既存の1の建築物を段 階的に用途の変更に伴 う工事を行う場合の制 限の緩和に係る認定申 請手数料		1件につき	27,000円
64	建築基準法第87条 の3第6項の規定 に基づく建築物の 用途を変更して一 時的に興行場等と して使用する場合 の制限の緩和に係 る許可の申請に対 する審査	建築物の用途を変更し て一時的に興行場等と して使用する場合の制 限の緩和に係る許可申 請手数料		1件につき	120,000円
65	建築基準法第87条 の3第7項の規定 に基づく建築物の	建築物の用途を変更し て一時的に特別興行場 等として使用する場合		1件につき	160,000円

	用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する 場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	の制限の緩和に係る許可申請手数料			
66	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料		1 件につき	27,000円
67	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料		1 件につき	27,000円
68	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の移転を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料		1 件につき	27,000円

備考

- 1 建築物に関する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機（以下「昇降機」という。）が含まれる場合は、1の部アに規定する手数料のほか、2の部ア又はイに規定する手数料を徴収する。
- 2 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項の規定により確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画に昇降機が含まれる場合は、1の部イに規定する手数料のほか、2の部ウ又はエに規定する手数料を徴収する。
- 3 建築基準法第7条第1項の規定による検査に昇降機が含まれる場合は、4の部ア又はイに規定する手数料のほか、5の部ア又はイに規定する手数料を徴収する。
- 4 この表の1の部及び4の部に掲げる移転とは、同一敷地内における移転に限るものとする。

別表第4（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額			
		区分		1 件当たりの金額	
1	建築物の建築物エ	ア	建築物エネ	床面積が300平方メートル以内のもの	10,000円

エネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	エネルギー消費性能適合性判定手数料	エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000円
			床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,000円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
	イ	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	床面積が300平方メートル以内のもの	21,000円
			床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	29,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	42,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	107,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	161,000円
			床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	200,000円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	249,000円
	ウ	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外であって、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保	床面積が300平方メートル以内のもの	98,000円
			床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	124,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	164,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	266,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	348,000円

				保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	方メートル以内のもの	
				エ 上記以外のものである場合	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	418,000円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	490,000円
2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円
				建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
				建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円
				建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円
				建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円
				建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円
				建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
				建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築		

	物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合		
イ	建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合	床面積が300平方メートル以内のもの	11,000円
		床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	24,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	62,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	95,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	118,000円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	147,000円
ウ	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外であって、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法によ	床面積が300平方メートル以内のもの	50,000円
		床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	64,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	85,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	142,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	188,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	227,000円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	268,000円

				り評価されたものである場合		
			エ	上記以外のものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	129,000円
					床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	162,000円
					床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,000円
					床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	305,000円
					床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	379,000円
					床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	449,000円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	514,000円
3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る法律第12条第2項又は第13条第3項に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請に対する審査	ア	建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合	床面積が300平方メートル以内のもの	5,000円
					床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	8,000円
					床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	12,000円
					床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	31,000円
					床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	47,000円
					床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	59,000円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	73,000円
			イ	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外であって、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法によ	床面積が300平方メートル以内のもの	25,000円
					床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	32,000円
					床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	42,000円
					床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	71,000円
					床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	94,000円
					床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	113,000円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	134,000円

			り評価されたものである場合			
			ウ 上記以外のものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの		64,000円
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		81,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		105,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		152,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		189,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		224,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの		257,000円
4	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	一戸建ての住宅		5,000円
				共 住 戸	1棟の総戸数が5戸以下のもの	10,100円
				部分	1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円
				住宅等	1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,900円
					1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400円
					1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800円
					1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,400円
					1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円
					1棟の総戸数が300戸を超えるもの	185,100円
				共 用	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円
				部分	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円
					床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円
					床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円
					床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円
					床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
				非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円
					床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円
					床面積が1,000平方メートルを超え	28,900円

				途に供する部分	2,000平方メートル以内のもの	
					床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円
					床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円
					床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
イ	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合	一戸建て	住宅			18,700円
				共用部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	35,300円
		共同住宅等			1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	51,200円
					1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	73,600円
					1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	111,100円
					1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	168,100円
					1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	239,500円
					1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	309,500円
					1棟の総戸数が300戸を超えるもの	352,100円
		非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分			床面積が300平方メートル以内のもの	93,800円
					床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	124,900円
					床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	157,300円
					床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	254,700円
					床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	332,600円
					床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	399,800円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	469,000円
		上記以外のものである場合	一戸建て	住宅		36,800円
					1棟の総戸数が5戸以下のもの	74,500円
					1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	104,800円
					1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	147,500円
					1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	211,900円
					1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	303,800円
					1棟の総戸数が100戸を超え200戸	411,500円

						以下のもの	
						1 棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	539,600円
						1 棟の総戸数が300戸を超えるもの	633,600円
				共用部分		床面積が300平方メートル以内のもの	117,900円
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	155,500円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	194,500円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	303,000円
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	389,100円
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	465,100円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	541,700円
				非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分		床面積が300平方メートル以内のもの	256,700円
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	321,600円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	415,200円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	592,600円
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	730,000円
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	862,900円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,500円
5	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定	一戸建ての住宅			3,000円
				共用部分	住戸	1 棟の総戸数が5戸以下のもの	6,000円
						1 棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	10,400円
						1 棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	17,300円
						1 棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	29,000円
						1 棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	52,000円
						1 棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,400円
						1 棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,100円
						1 棟の総戸数が300戸を超えるもの	111,100円
				共用部分		床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円

				める方法により技術的審査を受けたものである場合		床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円
					非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円
イ	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	共同住宅等	住戸部分	一戸建ての住宅		9,800円
					1棟の総戸数が5戸以下のもの		18,600円
							23,700円
							39,600円
							60,400円
							92,700円
							133,500円
							172,100円
							176,000円
					非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	47,900円
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	64,300円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	81,500円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	136,000円

				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	180,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	217,200円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	256,100円
ウ	上記以外の ものである 場合	一戸建ての住宅			18,900円
		共同 住宅等	住戸	1棟の総戸数が5戸以下のもの	38,200円
				1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	54,100円
				1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	76,600円
				1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	110,800円
				1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	160,500円
				1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	219,500円
				1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	287,100円
				1棟の総戸数が300戸を超えるもの	335,300円
		共用 部分		床面積が300平方メートル以内のもの	59,900円
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	79,500円
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	100,100円
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	160,200円
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	208,300円
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	249,900円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	292,500円
		非住宅建 築物又は 複合建築 物の住宅 以外の用 途に供す る部分		床面積が300平方メートル以内のもの	129,400円
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	162,600円
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,600円
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	305,300円
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	379,300円
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	449,600円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	514,900円

6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	一戸建ての住宅		5,000円		
				住戸	1棟の申請戸数が1戸のもの	5,000円		
					共用部分	1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	10,100円	
						1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円	
						1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,900円	
						1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400円	
						1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800円	
						1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,400円	
						1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円	
						1棟の申請戸数が300戸を超えるもの	185,100円	
				共用部分		床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	
					床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円		
					床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円		
					床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円		
					床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円		
					床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円		
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円		
					非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		28,900円		
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		86,800円		
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		137,400円		
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		173,600円		
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの		217,000円		
				イ	申請に係る一戸建ての住宅		18,700円	
					共用部分	住戸	1棟の申請戸数が1戸のもの	18,700円
							1棟の申請戸数が1戸を超え5戸	35,300円

				ルギー消費住宅性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合			以下のもの	
							1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	51,200円
							1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	73,600円
							1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	111,100円
							1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	168,100円
							1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	239,500円
							1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	309,500円
							1棟の申請戸数が300戸を超えるもの	352,100円
					非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分		床面積が300平方メートル以内のもの	93,800円
							床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	124,900円
							床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	157,300円
							床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	254,700円
							床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	332,600円
							床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	399,800円
							床面積が25,000平方メートルを超えるもの	469,000円
							ウ 上記以外のものである場合	共用住宅等部分
					1棟の申請戸数が1戸のもの	36,800円		
					1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	74,500円		
					1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	104,800円		
					1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	147,500円		
					1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	211,900円		
					1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	303,800円		
					1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	411,500円		
					1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	539,600円		
					1棟の申請戸数が300戸を超えるもの	633,600円		
					共用部分		床面積が300平方メートル以内のもの	117,900円

					床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	155,500円
					床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	194,500円
					床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	303,000円
					床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	389,100円
					床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	465,100円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	541,700円
				非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	256,700円
					床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	321,600円
					床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	415,200円
					床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	592,600円
					床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	730,000円
					床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	862,900円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,500円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
 - (2) 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。
 - (3) 住戸部分 共同住宅等の住戸の部分をいう。
 - (4) 共用部分 共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
 - (5) 複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。
- 2 1の部及び2の部において、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたイの款に定める金額とする。
- 3 3の部において、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたアの款に定める金額とする。
- 4 1の部及び2の部において、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたウの款又はエの款に定める金額とする。
- 5 3の部において、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたイの款又はウの款に定める金額とする。
- 6 1の部及び2の部において、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（備考2又は備考4に該当する建築物を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じたイの款に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じたウの款又はエの款に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非

住宅部分全体の床面積の区分に応じたウの款又はエの款に定める金額を超える場合は、当該ウの款又はエの款の金額とする。

- 7 3の部において、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（備考3又は備考5に該当する建築物を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じたアの款に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じたイの款又はウの款に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたイの款又はウの款に定める金額を超える場合は、当該イの款又はウの款の金額とする。
- 8 1の部、2の部及び3の部において、複合建築物については、住宅以外の用途に供する部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。
- 9 4の部において床面積とは、次の各号に定めるところにより算定した面積の合計をいう。
 - (1) 「共同住宅等・共用部分」の区分における床面積にあつては、共用部分の床面積
 - (2) 「非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分」の区分における床面積にあつては、非住宅建築物全体の床面積又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分全体の床面積
- 10 5の部において床面積とは、備考9各号により算定した面積の合計をいう。ただし、備考9各号の規定中「床面積」とあるのは「変更後の床面積」と読み替えるものとする。
- 11 4の部及び5の部において、共同住宅等の認定申請をする場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額を加算した金額を徴収する。ただし、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1号ロ（1）に規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ）を算定しない場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額のみを徴収する。
- 12 4の部及び5の部において、複合建築物の認定申請をする場合において、申請対象部分が次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める金額を徴収する。
 - (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 「一戸建ての住宅」の区分に定める金額
 - (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額を加算した金額。ただし、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額
 - (3) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 「非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分」の区分に定める金額
- 13 4の部及び5の部において、複数の建築物が連携する計画の認定申請をする場合は、当該計画に係る建築物ごとの区分に定める金額を合算した金額を徴収する。
- 14 4の部において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出があつたときには、4の部に規定する手数料の額に別表第1に定める金額を加算した金額を徴収する。
- 15 5の部において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出があつたときには、5の部に規定する手数料の額に別表第1に定める金額を加算した金額を徴収する。
- 16 6の部において、共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の建築物全体の認定申請に併せて住戸部分の認定申請をする場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額（この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは「総戸数」と読み替えるものとする。）に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額を加算した金額を徴収する。ただし、共用部分の設計一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ）を算定しない場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額のみを徴収する。
- 17 6の部において、複合建築物の建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の建築物全体の認定申請に併せて住戸の部分の認定申請をする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当

該各号に定める金額を徴収する。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 「一戸建ての住宅」の区分に定める金額に、「非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分」の区分に定める金額を加算した金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額（この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは「総戸数」と読み替えるものとする。）に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額及び「非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分」の区分に定める金額を加算した金額。ただし、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額に「非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分」の区分に定める金額を加算した金額とする。

18 6の部において、複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合は、一戸の住宅の用途に供する部分を有する複合建築物にあつては「一戸建ての住宅」の区分に定める金額を、共同住宅等の用途に供する部分を有する複合建築物にあつては「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額を、それぞれ徴収する。

〔 別 記 〕

〔改正後〕

別表第1（第2条関係）

建築基準法関係の手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額		
		区分		金額
1 建築物に関する建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に対する審査	ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）に係る確認申請又は計画通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	12,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	27,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	63,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	97,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	110,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	160,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	239,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	352,000円
		当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	630,000円
	イ 確認済証の交付を受けた建築物の計画	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分		

			画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）に係る確認申請又は計画通知手数料	の床面積）をアに掲げる床面積の合計とした場合の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額		
		ウ	建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）に係る確認申請又は計画通知手数料	当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1をアに掲げる床面積の合計とした場合の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額		
		エ	確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合に係る確認申請又は計画通知手数料	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1をアに掲げる床面積の合計とした場合の当該床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額		
2	建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査	建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	ア	小荷物専用昇降機以外の建築設備を設置する場合（ウに掲げる場合を除く。）	1件につき（昇降機については、1基につき）	23,000円
			イ	小荷物専用昇降機	1基につき	8,000円
			ウ	確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機以外の建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	1件につき（昇降機については、1基につき）	10,000円
			エ	確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	1基につき	5,000円
3	工作物に関する建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認	工作物に関する確認申請又は計画通知手数料	ア	工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項の工作物1件につき	17,000円

	の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査			建築基準法施行令第138条第2項又は第3項の工作物1件につき	23,000円
			イ	確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	7,000円
				建築基準法施行令第138条第2項又は第3項の工作物1件につき	10,000円
4	建築物に関する建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に適合するかどうかの審査	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく審査手数料	ア	一戸建ての住宅	当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの 15,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	16,000円
			イ	共同住宅等	当該建築に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 27,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	42,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	66,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	85,000円

				る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	
5	建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に対する審査	ア	建築物（建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）を建築した場合（移転した場合を除く。）に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 29,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 35,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき 58,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき 82,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 88,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 97,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 177,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき 252,000円
				当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 464,000円
		イ	建築物（建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 28,000円

		建築物に限る。)を建築した場合(移転した場合を除く。)に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	34,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	56,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	79,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	84,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	91,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	169,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	245,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	458,000円
			ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係る完了検査申請又は完了通知手数料		
6	建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第	建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料	ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備	1件につき(昇降機については、1基につき)	41,000円

	1 項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に対する審査		イ 小荷物専用昇降機	1 基につき	24,000円
7	工作物に関する建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に対する審査	工作物に関する完了検査申請又は完了通知手数料		建築基準法施行令第138条第1項の工作物1件につき	29,000円
				建築基準法施行令第138条第2項又は第3項の工作物1件につき	41,000円
8	建築物に関する建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査	建築物に関する中間検査申請又は特定工事終了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件につき	26,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1 件につき	32,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき	50,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき	71,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	77,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき	86,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件につき	148,000円
			当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000	1 件につき	211,000円

			平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの		
			当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1 件につき	404,000円
9	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料		1 件につき	120,000円
10	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査	道路位置指定申請手数料		1 件につき	50,000円
11	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の接道の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料		1 件につき	27,000円
12	建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の接道の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料		1 件につき	33,000円
13	建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料		1 件につき	33,000円
14	建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の	道路内における建築認定申請手数料		1 件につき	27,000円

	認定の申請に対する審査				
15	建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく建築許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料		1件につき	160,000円
16	建築基準法第47条ただし書の規定に基づく建築許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料		1件につき	160,000円
17	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（同条第16項各号のいずれかに該当する場合を除き、同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料		1件につき	180,000円
18	建築基準法第48条第16項第1号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合の増築等の許可の申請に対する審査	特例許可を受けた建築物等に係る用途地域における増築等許可申請手数料		1件につき	120,000円
19	建築基準法第48条第16項第2号（同法第88条第2項において準用する場合	日常生活に必要な建築物等に係る用途地域における建築等許可申請手数料		1件につき	140,000円

	を含む。)の規定に該当する場合の建築等の許可の申請に対する審査				
20	建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料		1件につき	160,000円
21	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料		1件につき	27,000円
22	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料		1件につき	160,000円
23	建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の特例に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の特例に係る許可申請手数料		1件につき	33,000円
24	建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		1件につき	33,000円
25	建築基準法第53条の2第1項第3号及び第4号（同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の	建築物の敷地面積の許可申請手数料		1件につき	160,000円

	敷地面積の許可の申請に対する審査				
26	建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料		1件につき	27,000円
27	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき	160,000円
28	建築基準法第55条第4項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		1件につき	160,000円
29	建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき	160,000円
30	建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設けられた建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき	27,000円
31	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき	160,000円
32	建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料		1件につき	160,000円
33	建築基準法第59条	高度利用地区における		1件につき	160,000円

	第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	建築物の各部分の高さの許可申請手数料			
34	建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さの特例容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料		1件につき	160,000円
35	建築基準法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率の特例許可申請手数料		1件につき	160,000円
36	建築基準法第60条の2の2第2項ただし書の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料		1件につき	160,000円
37	建築基準法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき	160,000円
38	建築基準法第60条の3第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率及び建築面積に関する特例の許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区における建築物の容積率及び建築面積の特例許可申請手数料		1件につき	160,000円
39	建築基準法第60条の3第2項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき	160,000円
40	建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料		1件につき	160,000円

	る特例の許可の申請に対する審査				
41	建築基準法第67条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置の特例許可申請の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料		1件につき	160,000円
42	建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の防災定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料の申請に対する審査	特定防災街区整備地区都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		1件につき	160,000円
43	建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料の申請に対する審査	再開発等促進区における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき	27,000円
44	建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発等促進区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料		1件につき	160,000円
45	建築基準法第68条の3第7項の規定に基づく開発整備促進区内における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査	開発整備促進区内における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき	27,000円
46	建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域にお		1件につき	27,000円

	査	ける建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料			
47	建築基準法第68条の5の2第1項の規定に基づく区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例の認定申請に対する審査	特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料		1 件につき	27,000円
48	建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		1 件につき	160,000円
49	建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1 件につき	27,000円
50	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料		1 件につき	27,000円
51	建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料		1 件につき	160,000円
52	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料		1 件につき	120,000円

53	建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料		1件につき	160,000円
54	建築基準法第86条第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築等をする1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料		建築物の数が1又は2	78,000円
				建築物の数が3以上	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
55	建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料		建築等をする建築物の数が1	78,000円
				建築等をする建築物の数が2以上	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
56	建築基準法第86条第3項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する一団地内に建築等をする1又は2以上の建築物の特例許可申請手数料		建築物の数が1又は2	220,000円
				建築物の数が3以上	220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
57	建築基準法第86条第4項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する一定の一団地の土地に既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例許可申請手数料		建築等をする建築物の数が1	220,000円
				建築等をする建築物の数が2以上	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
58	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料		建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数	78,000円

				が 1	
				建築物の数が 2 以上	78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
59	建築基準法第 86 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定に基づく一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等許可申請手数料		建築物（一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が 1	220,000 円
				建築物の数が 2 以上	220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
60	建築基準法第 86 条の 5 第 1 項の規定に基づく 1 の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	1 の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料		1 件につき	6,400 円に現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額
61	建築基準法第 86 条の 6 第 2 項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建蔽率、外率、外壁の後退距離又は壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、建蔽率、外率、外壁の後退距離又は壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1 件につき	27,000 円
62	建築基準法第 86 条の 8 第 1 項の規定に基づく既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分	既存の 1 の建築物を段階的に増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料		1 件につき	27,000 円

	けて増築等を含む 工事を行う場合の 制限の緩和に係る 認定の申請に対す る審査				
63	建築基準法第86条 の8第3項（同法第 87条の2第2項に おいて準用する場 合を含む。）の規定 に基づく既存の1 の建築物について 2以上の工事に分 けて増築等を含む 工事等を行う場合 の制限の緩和に係 る認定の変更の申 請に対する審査	既存の1の建築物を段 階的に増築等を含む工 事等を行う場合の制限 の緩和に係る認定の変 更認定申請手数料		1件につき	27,000円
64	建築基準法第87条 の2第1項の規定 に基づく既存の1 の建築物について 2以上の工事に分 けて用途の変更に 伴う工事を行う場 合の制限の緩和に 係る認定の申請に 対する審査	既存の1の建築物を段 階的に用途の変更に伴 う工事を行う場合の制 限の緩和に係る認定申 請手数料		1件につき	27,000円
65	建築基準法第87条 の3第6項の規定 に基づく建築物の 用途を変更して一 時的に興行場等と して使用する場合 の制限の緩和に係 る許可の申請に対 する審査	建築物の用途を変更し て一時的に興行場等と して使用する場合の制 限の緩和に係る許可申 請手数料		1件につき	120,000円
66	建築基準法第87条 の3第7項の規定 に基づく建築物の 用途を変更して一 時的に特別興行場 等として使用する 場合の制限の緩和 に係る許可の申請 に対する審査	建築物の用途を変更し て一時的に特別興行場 等として使用する場 合の制限の緩和に係る 許可申請手数料		1件につき	160,000円
67	建築基準法施行令 第137条の12第6項 の規定に基づく建	建築物の用途の変更を 伴わない大規模の修繕 又は大規模の模様替を		1件につき	27,000円

	建築物の用途の変更を行う場合の制限の緩和を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料			
68	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の形態の変更を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料		1件につき	27,000円
69	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の移転を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料		1件につき	27,000円

備考

- 1 建築物に関する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機（以下「昇降機」という。）が含まれる場合は、1の部アに規定する手数料のほか、2の部ア又はイに規定する手数料を徴収する。
- 2 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項の規定により確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画に昇降機が含まれる場合は、1の部イに規定する手数料のほか、2の部ウ又はエに規定する手数料を徴収する。
- 3 建築基準法第7条第1項の規定による検査に昇降機が含まれる場合は、5の部ア又はイに規定する手数料のほか、6の部ア又はイに規定する手数料を徴収する。
- 4 この表の1の部及び5の部に掲げる移転とは、同一敷地内における移転に限るものとする。
- 5 この表の4の部における用語の意義は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の例によるものとし、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいうものとする。

別表第4（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額			
		区分			1件当たりの金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に	建築物エネルギー消費性能の向上に	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー	一戸建ての住宅		5,000円
			共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの
					1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの
					1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの

関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	ギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合		1 棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48, 000円
			1 棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86, 000円
			1 棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137, 000円
			1 棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173, 000円
			1 棟の総戸数が300戸を超えるもの	185, 000円
		共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10, 000円
			床面積が300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内のもの	18, 000円
			床面積が1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの	28, 000円
			床面積が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの	86, 000円
			床面積が5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの	137, 000円
			床面積が10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内のもの	173, 000円
			床面積が25, 000平方メートルを超えるもの	217, 000円
			非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの
		床面積が300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内のもの		18, 000円
		床面積が1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの		28, 000円
		床面積が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの		86, 000円
		床面積が5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの		137, 000円
		床面積が10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内のもの		173, 000円
		床面積が25, 000平方メートルを超えるもの		217, 000円
	イ 非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	床面積が300平方メートル以内のもの		21, 000円
		床面積が300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内のもの	29, 000円	
		床面積が1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの	42, 000円	
		床面積が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの	107, 000円	
		床面積が5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの	161, 000円	
		床面積が10, 000平方メートルを超	200, 000円	

				え25,000平方メートル以内のもの	
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	249,000円
ウ	非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の用途が工場等以外であつて、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合			床面積が300平方メートル以内のもの	98,000円
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	124,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	164,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	266,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	348,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	418,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	490,000円
エ	上記以外のものがある場合	一戸建ての住宅			36,000円
		共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	74,000円
				1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	104,000円
				1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	147,000円
				1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	211,000円
				1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	303,000円
				1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	411,000円
				1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	539,000円
				1棟の総戸数が300戸を超えるもの	633,000円
			共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	117,000円
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	155,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	194,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	303,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	389,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	465,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	541,000円
		非住宅建築物又は複合建築物の住宅		床面積が300平方メートル以内のもの	256,000円

					以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	321,000円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	415,000円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	592,000円
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	730,000円
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	862,000円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,000円
2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能	一戸建ての住宅			3,000円
				共同住宅	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	6,000円
						1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	10,000円
						1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	17,000円
						1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	29,000円
						1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	52,000円
						1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,000円
						1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,000円
						1棟の総戸数が300戸を超えるもの	111,000円
				共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	
					床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	
					床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円	
					床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	
					床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円	
					床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円	
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円	
					非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		11,000円	
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		17,000円	
				床面積が2,000平方メートルを超		52,000円	

	保 計 画 が 同 様 の 方 法 に よ り 評 価 さ れ た も の で あ る 場 合		え5,000平方メートル以内のもの		
			床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円	
			床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円	
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円	
	イ	非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の用途が工場等である場合	床面積が300平方メートル以内のもの	11,000円	
			床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円	
			床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	24,000円	
			床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	62,000円	
			床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	95,000円	
			床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	118,000円	
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	147,000円	
			ウ	非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の用途が工場等以外であって、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの
	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	64,000円			
	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	85,000円			
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	142,000円			
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	188,000円			
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	227,000円			
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	268,000円			
	エ	上 記 以 外 の も の で あ る 場 合			一戸建ての住宅
			共同住宅	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの
1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの					54,000円
1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの					76,000円
1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの					110,000円
1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの					160,000円
1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの					219,000円
1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの					287,000円

						1 棟の総戸数が300戸を超えるもの	335,000円
					共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	59,000円
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	79,000円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	100,000円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	160,000円
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	208,000円
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	249,000円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	292,000円
				非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分		床面積が300平方メートル以内のもの	129,000円
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	162,000円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,000円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	305,000円
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	379,000円
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	449,000円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	514,000円
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第2項又は第12条第3項に規定する軽微な変更ししていること	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る更該第12条第3項に規定する軽微な変更ししていること	建築物の用途が住宅である場合	一戸建ての住宅			9,000円
				共同住宅	住戸部分	1 棟の総戸数が5戸以下のもの	19,000円
						1 棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	27,000円
						1 棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	38,000円
						1 棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	55,000円
						1 棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	80,000円
						1 棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	109,000円
						1 棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	143,000円
						1 棟の総戸数が300戸を超えるもの	167,000円
					共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	29,000円
						床面積が300平方メートルを超え	39,000円

証 する 書 面 の 交 付 申 請 に 対 する 審 査				1,000平方メートル以内のもの	
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	50,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	104,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	124,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	146,000円
	イ	非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の用途が工場等である場合		床面積が300平方メートル以内のもの	5,000円
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	8,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	12,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	31,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	47,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	59,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	73,000円
	ウ	非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の用途が工場等以外であつて、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合		床面積が300平方メートル以内のもの	25,000円
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	32,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	42,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	71,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	94,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	113,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	134,000円
	エ	上記以外のものである場合		床面積が300平方メートル以内のもの	64,000円
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	81,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	105,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	152,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	189,000円

						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	224,000円	
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	257,000円	
4	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	一戸建ての住宅		5,000円	
					共同住宅	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	10,100円
							1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円
							1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,900円
							1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400円
							1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800円
							1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,400円
							1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円
							1棟の総戸数が300戸を超えるもの	185,100円
					共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	
						非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円
					床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		18,400円	
					床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		28,900円	
					床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		86,800円	
床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円							
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円							
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円							
				イ	申請に係る		一戸建ての住宅	18,700円

	る建築物 エネルギー 消費性能 向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	共同住宅	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	35,300円		
				1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	51,200円		
				1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	73,600円		
				1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	111,100円		
				1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	168,100円		
				1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	239,500円		
				1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	309,500円		
				1棟の総戸数が300戸を超えるもの	352,100円		
		非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分		床面積が300平方メートル以内のもの	93,800円		
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	124,900円		
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	157,300円		
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	254,700円		
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	332,600円		
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	399,800円		
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	469,000円		
				ウ	上記以外のものである場合	一戸建ての住宅	
		共同住宅	住戸部分			1棟の総戸数が5戸以下のもの	74,500円
						1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	104,800円
						1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	147,500円
						1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	211,900円
						1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	303,800円
						1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	411,500円
						1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	539,600円
						1棟の総戸数が300戸を超えるもの	633,600円
			共用部分			床面積が300平方メートル以内のもの	117,900円
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	155,500円		

						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	194,500円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	303,000円
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	389,100円
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	465,100円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	541,700円
				非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分		床面積が300平方メートル以内のもの	256,700円
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	321,600円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	415,200円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	592,600円
						床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	730,000円
						床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	862,900円
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,500円
5	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受け	一戸建ての住宅			3,000円
				共同住宅	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	6,000円
						1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	10,400円
						1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	17,300円
						1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	29,000円
						1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	52,000円
						1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,400円
						1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,100円
						1棟の総戸数が300戸を超えるもの	111,100円
					共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円
						床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
						床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円
						床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円
						床面積が5,000平方メートルを超	82,400円

	た も の で ある場合			え10,000平方メートル以内のもの				
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円			
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円			
		非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分		床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円			
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円			
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円			
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円			
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円			
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円			
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円			
				イ 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合	共同住宅	住戸部分	一戸建ての住宅	9,800円
							1棟の総戸数が5戸以下のもの	18,600円
	1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	23,700円						
	1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	39,600円						
	1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	60,400円						
	1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	92,700円						
	1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	133,500円						
	1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	172,100円						
	非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分		床面積が300平方メートル以内のもの	47,900円				
			床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	64,300円				
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			81,500円					
床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの			136,000円					
床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの			180,000円					
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの			217,200円					
床面積が25,000平方メートルを超えるもの			256,100円					

ウ	上記以外 のもので ある場合	一戸建ての住宅		18,900円	
		共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	38,200円
				1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	54,100円
				1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	76,600円
				1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	110,800円
				1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	160,500円
				1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	219,500円
				1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	287,100円
				1棟の総戸数が300戸を超えるもの	335,300円
			共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	59,900円
				床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	79,500円
				床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	100,100円
				床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	160,200円
				床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	208,300円
				床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	249,900円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	292,500円
		非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	129,400円	
			床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	162,600円	
			床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,600円	
			床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	305,300円	
			床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	379,300円	
			床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	449,600円	
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	514,900円	

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
 - (2) 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。
 - (3) 住戸部分 共同住宅等の住戸の部分をいう。

- (4) 共用部分 共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- (5) 複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。
- 2 この表において、床面積とは次の各号に定めるところにより算定した面積の合計をいう。ただし、2の部及び5の部において「床面積」とあるのは「変更後の床面積」と読み替えるものとする。
- (1) 「共同住宅等・共用部分」の区分における床面積にあつては、共用部分の床面積
- (2) 「非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分」の区分における床面積にあつては、非住宅建築物全体の床面積又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積
- 3 1の部、2の部及び3の部において、共同住宅等の申請をする場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額を加算した金額を徴収する。ただし、共用部分の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。）を算定しない場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額のみを徴収する。
- 4 1の部及び2の部において、住宅以外の用途に供する部分に工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じたイの款に定める金額とする。
- 5 3の部において、住宅以外の用途に供する部分に工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じたイの款に定める金額とする。
- 6 1の部及び2の部において、住宅以外の用途に供する部分に工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じたウの款又はエの款に定める金額とする。
- 7 3の部において、住宅以外の用途に供する部分に工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じたウの款又はエの款に定める金額とする。
- 8 1の部及び2の部において、住宅以外の用途に供する部分に工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（備考4又は備考6に該当する建築物を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じたイの款に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じたウの款又はエの款に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じたウの款又はエの款に定める金額を超える場合は、当該ウの款又はエの款の金額とする。
- 9 3の部において、住宅以外の用途に供する部分に工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（備考5又は備考7に該当する建築物を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じたイの款に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じたウの款又はエの款に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じたウの款又はエの款に定める金額を超える場合は、当該ウの款又はエの款の金額とする。
- 10 1の部、2の部及び3の部において、複合建築物の申請をする場合は、当該建築物における住宅の用途に供する部分に応じた金額と住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じた金額とを合算した金額を徴収するものとし、申請対象部分の区分に応じ、次の各号に定める金額を徴収する。
- (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 「一戸建ての住宅」の区分に定める金額
- (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 「共同住宅等・住戸部分」の区分に定

める金額に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額を加算した金額。ただし、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額

(3) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 「非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分」の区分に定める金額

11 4の部及び5の部において、共同住宅等の認定申請をする場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額を加算した金額を徴収する。ただし、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量（基準省令第10条第1号ロ（1）に規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。）を算定しない場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額のみを徴収する。

12 4の部及び5の部において、複合建築物の認定申請をする場合は、申請対象部分の区分に応じ、次の各号に定める金額を徴収する。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 「一戸建ての住宅」の区分に定める金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額に、「共同住宅等・共用部分」の区分に定める金額を加算した金額。ただし、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合は、「共同住宅等・住戸部分」の区分に定める金額

(3) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 「非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分」の区分に定める金額

13 4の部及び5の部において、複数の建築物が連携する計画の認定申請をする場合は、当該計画に係る建築物ごとの区分に定める金額を合算した金額を徴収する。

14 4の部において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出があったときには、4の部に規定する手数料の額に別表第1に定める金額を加算した金額を徴収する。

15 5の部において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出があったときには、5の部に規定する手数料の額に別表第1に定める金額を加算した金額を徴収する。

議案第27号

桑名市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

桑名市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

桑名市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成16年桑名市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「桑名市大字江場7番地」を「桑名市大山田一丁目9番地」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月2日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

桑名市消防庁舎等再編整備事業に伴い桑名市消防本部の位置を変更するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
(消防本部) 第 2 条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 位置 <u>桑名市大山田一丁目 9 番地</u>	(消防本部) 第 2 条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 位置 <u>桑名市大字江場 7 番地</u>

議案第28号

桑名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

桑名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

桑名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成16年桑名市条例第169号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の桑名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

参 考

(改正のあらまし)

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後								改 正 前							
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表								別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							
階級	勤務年数							階級	勤務年数						
	5 年 以上1 0 年未 満	1 0 年 以上1 5 年未 満	1 5 年 以上2 0 年未 満	2 0 年 以上2 5 年未 満	2 5 年 以上3 0 年未 満	3 0 年 以上3 5 年未 満	3 5 年 以上		5 年以 上10年 未満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	2 5 年 以上3 0 年未 満	30年 以上	
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円	団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	
副 団 長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円	副 団 長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	
分 団 長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円	分 団 長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	
副 分 団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円	副 分 団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	
部 長 及 び 班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円	部 長 及 び 班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円	団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	

議案第29号

桑名市立学校条例の一部改正について

桑名市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市立学校条例の一部を改正する条例

桑名市立学校条例（平成16年桑名市条例第171号）の一部を次のように改正する。

別表中1の表桑名市立多度中小学校の項、桑名市立多度東小学校の項、桑名市立多度北小学校の項及び桑名市立多度青葉小学校の項を削る。

別表中2の表桑名市立多度中学校の項を削る。

別表中2の表の次に次の1表を加える。

3 義務教育学校

名称	位置
桑名市立多度学園	桑名市多度町小山2330番地

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

多度地区の小中学校を再編し、義務教育学校を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係） 1 小学校		別表（第2条関係） 1 小学校	
名称	位置	名称	位置
桑名市立日進小学校	桑名市新屋敷126番地	桑名市立日進小学校	桑名市新屋敷126番地
桑名市立精義小学校	桑名市寿町三丁目28番地	桑名市立精義小学校	桑名市寿町三丁目28番地
桑名市立立教小学校	桑名市吉之丸10番地	桑名市立立教小学校	桑名市吉之丸10番地
桑名市立城東小学校	桑名市大字小貝須1883番地2	桑名市立城東小学校	桑名市大字小貝須1883番地2
桑名市立益世小学校	桑名市益生町59番地	桑名市立益世小学校	桑名市益生町59番地
桑名市立修徳小学校	桑名市大字東方302番地5	桑名市立修徳小学校	桑名市大字東方302番地5
桑名市立大成小学校	桑名市大字東方2157番地	桑名市立大成小学校	桑名市大字東方2157番地
桑名市立桑部小学校	桑名市大字桑部479番地1	桑名市立桑部小学校	桑名市大字桑部479番地1
桑名市立在良小学校	桑名市大字蓮花寺129番地2	桑名市立在良小学校	桑名市大字蓮花寺129番地2
桑名市立七和小学校	桑名市大字芳ヶ崎1232番地2	桑名市立七和小学校	桑名市大字芳ヶ崎1232番地2
桑名市立久米小学校	桑名市大字志知3846番地1	桑名市立久米小学校	桑名市大字志知3846番地1
桑名市立深谷小学校	桑名市大字下深谷部3683番地1	桑名市立深谷小学校	桑名市大字下深谷部3683番地1
桑名市立城南小学校	桑名市大字和泉269番地1	桑名市立城南小学校	桑名市大字和泉269番地1
桑名市立大和小学校	桑名市大字播磨770番地	桑名市立大和小学校	桑名市大字播磨770番地
桑名市立大山田東小学校	桑名市筒尾八丁目11番地1	桑名市立大山田東小学校	桑名市筒尾八丁目11番地1
桑名市立大山田北小学校	桑名市大山田六丁目8番地	桑名市立大山田北小学校	桑名市大山田六丁目8番地
桑名市立大山田西小学校	桑名市野田二丁目8番地	桑名市立大山田西小学校	桑名市野田二丁目8番地
桑名市立大山田南小学校	桑名市松ノ木六丁目11番地1	桑名市立大山田南小学校	桑名市松ノ木六丁目11番地1
桑名市立藤が丘小学校	桑名市藤が丘六丁目109番地1	桑名市立藤が丘小学校	桑名市藤が丘六丁目109番地1
桑名市立星見ヶ丘小学校	桑名市星見ヶ丘八丁目501番地	桑名市立星見ヶ丘小学校	桑名市星見ヶ丘八丁目501番地

丘小学校		丘小学校	
桑名市立長島北部小学校	桑名市長島町西川423番地	桑名市立多度中 小学校	桑名市多度町小山2060番地
桑名市立長島中部小学校	桑名市長島町西外面2188番地	桑名市立多度東 小学校	桑名市多度町下野代955番地
桑名市立伊曾島小学校	桑名市長島町福吉567番地	桑名市立多度北 小学校	桑名市多度町香取2202番地
桑名市立伊曾島 小学校悠分校	桑名市長島町横満蔵568番地 3	桑名市立多度青 葉小学校	桑名市多度町力尾2304番地 2
		桑名市立長島北 部小学校	桑名市長島町西川423番地
		桑名市立長島中 部小学校	桑名市長島町西外面2188番地
		桑名市立伊曾島 小学校	桑名市長島町福吉567番地
		桑名市立伊曾島 小学校悠分校	桑名市長島町横満蔵568番地 3
2 中学校		2 中学校	
名称	位置	名称	位置
桑名市立成徳中 学校	桑名市大字東汰上415番地 1	桑名市立成徳中 学校	桑名市大字東汰上415番地 1
桑名市立明正中 学校	桑名市明正町31番地	桑名市立明正中 学校	桑名市明正町31番地
桑名市立光風中 学校	桑名市新矢田二丁目37番地	桑名市立光風中 学校	桑名市新矢田二丁目37番地
桑名市立陽和中 学校	桑名市大字小貝須1408番地 4	桑名市立陽和中 学校	桑名市大字小貝須1408番地 4
桑名市立正和中 学校	桑名市大字坂井339番地25	桑名市立正和中 学校	桑名市大字坂井339番地25
桑名市立陵成中 学校	桑名市筒尾八丁目12番地	桑名市立陵成中 学校	桑名市筒尾八丁目12番地
桑名市立光陵中 学校	桑名市大山田五丁目12番地	桑名市立光陵中 学校	桑名市大山田五丁目12番地
桑名市立長島中 学校	桑名市長島町西外面2175番地	桑名市立多度中 学校	桑名市多度町柚井24番地
桑名市立長島中 学校悠分校	桑名市長島町横満蔵568番地 3	桑名市立長島中 学校	桑名市長島町西外面2175番地
		桑名市立長島中 学校悠分校	桑名市長島町横満蔵568番地 3
3 義務教育学校			
名称	位置		
桑名市立多度学 園	桑名市多度町小山2330番地		

議案第30号

桑名市体育施設条例の一部改正について

桑名市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市体育施設条例の一部を改正する条例

桑名市体育施設条例（平成16年桑名市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「桑名市総合運動公園サッカー場」を「桑名市総合運動公園フットボール場」に改める。

別表第1、別表第2、別表第8及び別表第9中「桑名市総合運動公園サッカー場」を「桑名市総合運動公園フットボール場」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

桑名市総合運動公園サッカー場メイングラウンド人工芝張替工事の完了に伴い、同グラウンドにてラグビーを行うことが可能となり、施設の名称を改めるため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後		改 正 前	
(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
桑名市体育館	桑名市中央町三丁目38番地	桑名市体育館	桑名市中央町三丁目38番地
桑名市多度体育センター	桑名市多度町多度738番地4	桑名市多度体育センター	桑名市多度町多度738番地4
桑名市長島B&G海洋センター体育館	桑名市長島町松ケ島59番地	桑名市長島B&G海洋センター体育館	桑名市長島町松ケ島59番地
桑名市九華公園野球場	桑名市吉之丸5番地1	桑名市九華公園野球場	桑名市吉之丸5番地1
桑名市大山田第四公園ソフトボール場	桑名市筒尾九丁目5番地	桑名市大山田第四公園ソフトボール場	桑名市筒尾九丁目5番地
桑名市北部野球場	桑名市大字東汰上835番地	桑名市北部野球場	桑名市大字東汰上835番地
桑名市深谷野球場	桑名市大字下深谷部5080番地6	桑名市深谷野球場	桑名市大字下深谷部5080番地6
桑名市多度アイリスパーク球場	桑名市多度町御衣野4000番地	桑名市多度アイリスパーク球場	桑名市多度町御衣野4000番地
桑名市長島運動公園野球場	桑名市長島町押付・小島地先	桑名市長島運動公園野球場	桑名市長島町押付・小島地先
桑名市立花公園テニスコート	桑名市立花町一丁目4番地	桑名市立花公園テニスコート	桑名市立花町一丁目4番地
桑名市大山田第二公園テニスコート	桑名市野田三丁目5番地	桑名市大山田第二公園テニスコート	桑名市野田三丁目5番地
桑名市こばさか公園テニスコート	桑名市赤尾台一丁目37番地	桑名市こばさか公園テニスコート	桑名市赤尾台一丁目37番地
桑名市総合運動公園テニスコート	桑名市大字芳ヶ崎1859番地4	桑名市総合運動公園テニスコート	桑名市大字芳ヶ崎1859番地4
桑名市多度テニスコート	桑名市多度町多度739番地2	桑名市多度テニスコート	桑名市多度町多度739番地2
桑名市長島運動公園テニスコート	桑名市長島町押付・小島地先	桑名市長島運動公園テニスコート	桑名市長島町押付・小島地先
桑名市民プール	桑名市吉之丸8番地1	桑名市民プール	桑名市吉之丸8番地1
桑名市長島B&G海洋センタープール	桑名市長島町松ケ島59番地	桑名市長島B&G海洋センタープール	桑名市長島町松ケ島59番地
桑名市総合運動公園フットボール場	桑名市大字播磨1584番地108	桑名市総合運動公園サッカー場	桑名市大字播磨1584番地108
桑名市総合運動公園多目的運動広場	桑名市大字西方2223番地1他	桑名市総合運動公園多目的運動広場	桑名市大字西方2223番地1他
桑名市総合運動公園デイキャンプ場	桑名市大字播磨1584番地164他	桑名市総合運動公園デイキャンプ場	桑名市大字播磨1584番地164他

桑名市多度アイリスパークグラウンド	桑名市多度町御衣野400番地
桑名市長島運動公園	桑名市長島町押付・小島地先
桑名市大山田第二公園運動広場	桑名市野田三丁目5番地
桑名市星川公園運動広場	桑名市星見ヶ丘五丁目701番地
桑名市九華公園相撲場	桑名市吉之丸5番地

別表（第3条の2関係）

第1 休業日

施設名	休業日
桑名市体育館	火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その翌日以降の最初の平日 12月29日から翌年1月3日まで
桑名市多度体育センター	5月4日から5月5日まで 12月29日から翌年1月3日まで
桑名市長島B&G海洋センター体育館	月曜日 12月29日から翌年1月3日まで
桑名市九華公園野球場 桑名市大山田第四公園ソフトボール場 桑名市北部野球場 桑名市深谷野球場 桑名市多度アイリスパーク球場	12月29日から翌年1月3日まで ただし、12月28日までに申請をし、許可された場合は、この限りでない。
桑名市長島運動公園野球場	12月29日から翌年1月3日まで
桑名市立花公園テニスコート 桑名市大山田第二公園テニスコート 桑名市こばさか公園テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで ただし、12月28日までに申請をし、許可された場合は、この限りでない。
桑名市長島運動公園テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで
桑名市総合運動公園テニスコート	火曜日。ただし、火曜日が祝日に当たるときは、その翌日以

桑名市多度アイリスパークグラウンド	桑名市多度町御衣野400番地
桑名市長島運動公園	桑名市長島町押付・小島地先
桑名市大山田第二公園運動広場	桑名市野田三丁目5番地
桑名市星川公園運動広場	桑名市星見ヶ丘五丁目701番地
桑名市九華公園相撲場	桑名市吉之丸5番地

別表（第3条の2関係）

第1 休業日

施設名	休業日
桑名市体育館	火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その翌日以降の最初の平日 12月29日から翌年1月3日まで
桑名市多度体育センター	5月4日から5月5日まで 12月29日から翌年1月3日まで
桑名市長島B&G海洋センター体育館	月曜日 12月29日から翌年1月3日まで
桑名市九華公園野球場 桑名市大山田第四公園ソフトボール場 桑名市北部野球場 桑名市深谷野球場 桑名市多度アイリスパーク球場	12月29日から翌年1月3日まで ただし、12月28日までに申請をし、許可された場合は、この限りでない。
桑名市長島運動公園野球場	12月29日から翌年1月3日まで
桑名市立花公園テニスコート 桑名市大山田第二公園テニスコート 桑名市こばさか公園テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで ただし、12月28日までに申請をし、許可された場合は、この限りでない。
桑名市長島運動公園テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで
桑名市総合運動公園テニスコート	火曜日。ただし、火曜日が祝日に当たるときは、その翌日以

	降の最初の平日 12月29日から翌年1月3日まで		降の最初の平日 12月29日から翌年1月3日まで
桑名市多度テニスコート	5月4日から5月5日まで 12月29日から翌年1月3日まで ただし、12月28日までに申請をし、許可された場合は、この限りでない。	桑名市多度テニスコート	5月4日から5月5日まで 12月29日から翌年1月3日まで ただし、12月28日までに申請をし、許可された場合は、この限りでない。
桑名市民プール	6月第3日曜日から6月30日まで及び9月1日から9月10日までの土曜日、日曜日並びに7月1日から8月31日まで以外の日	桑名市民プール	6月第3日曜日から6月30日まで及び9月1日から9月10日までの土曜日、日曜日並びに7月1日から8月31日まで以外の日
桑名市長島B&G海洋センタープール	月曜日 12月1日から翌年2月末日まで	桑名市長島B&G海洋センタープール	月曜日 12月1日から翌年2月末日まで
桑名市総合運動公園フットボール場	火曜日。ただし、火曜日が祝日に当たるときは、その翌日以降の最初の平日 12月29日から翌年1月3日まで	桑名市総合運動公園サッカー場	火曜日。ただし、火曜日が祝日に当たるときは、その翌日以降の最初の平日 12月29日から翌年1月3日まで
桑名市総合運動公園多目的運動広場 桑名市大山田第二公園運動広場 桑名市星川公園運動広場 桑名市多度アイリスパークグラウンド 桑名市九華公園相撲場	12月29日から翌年1月3日まで ただし、12月28日までに申請をし、許可された場合は、この限りでない。	桑名市総合運動公園多目的運動広場 桑名市大山田第二公園運動広場 桑名市星川公園運動広場 桑名市多度アイリスパークグラウンド 桑名市九華公園相撲場	12月29日から翌年1月3日まで ただし、12月28日までに申請をし、許可された場合は、この限りでない。
桑名市総合運動公園デイキャンプ場	火曜日。ただし、火曜日が祝日に当たるときは、その翌日以降の最初の平日 12月29日から翌年1月3日まで	桑名市総合運動公園デイキャンプ場	火曜日。ただし、火曜日が祝日に当たるときは、その翌日以降の最初の平日 12月29日から翌年1月3日まで
桑名市長島運動公園	12月29日から翌年1月3日まで	桑名市長島運動公園	12月29日から翌年1月3日まで
別表（第3条の3関係） 第2 利用時間		別表（第3条の3関係） 第2 利用時間	
施設名	利用時間	施設名	利用時間
桑名市体育館	午前9時から午後9時まで	桑名市体育館	午前9時から午後9時まで
桑名市多度体育センター	午前8時30分から午後9時30分まで	桑名市多度体育センター	午前8時30分から午後9時30分まで
桑名市長島B&G海洋	午前9時から午後10時まで	桑名市長島B&G海洋	午前9時から午後10時まで

センター体育館	
桑名市九華公園野球場	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、3 月 1 日から10 月 31 日までは午前 9 時から午後 9 時までとする。
桑名市大山田第四公園ソフトボール場 桑名市深谷野球場	午前 9 時から午後 5 時まで
桑名市北部野球場	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、3 月 1 日から10 月 31 日までは午前 6 時から午後 5 時までとする。
桑名市多度アイリスパーク球場	午前 7 時から午後 4 時まで。ただし、4 月 1 日から10 月 31 日までは午前 7 時から午後 10 時までとする。
桑名市長島運動公園野球場	日出から日没まで
桑名市立花公園テニスコート 桑名市大山田第二公園テニスコート 桑名市こばさか公園テニスコート	午前 8 時から午後 4 時まで。ただし、3 月 1 日から10 月 31 日までは午前 8 時から午後 6 時までとする。
桑名市総合運動公園テニスコート	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、3 月 1 日から10 月 31 日までは午前 6 時から午後 9 時まで、11 月 1 日から12 月 28 日までは午前 9 時から午後 9 時までとする。
桑名市多度テニスコート	午前 9 時から午後 9 時まで
桑名市長島運動公園テニスコート	日出から日没まで
桑名市民プール	午前 9 時から午後 6 時まで
桑名市長島B&G海洋センタープール	午前 9 時から午後 9 時まで
桑名市総合運動公園フットボール場	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、3 月 1 日から10 月 31 日までは午前 6 時から午後 6 時までとする。
桑名市総合運動公園多目的運動広場 桑名市星川公園運動広場	専用利用の場合に適用する。 午前 9 時から午後 5 時まで
桑名市総合運動公園デイキャンプ場	午前 9 時から午後 4 時まで
桑名市多度アイリス	専用利用の場合に適用する。

センター体育館	
桑名市九華公園野球場	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、3 月 1 日から10 月 31 日までは午前 9 時から午後 9 時までとする。
桑名市大山田第四公園ソフトボール場 桑名市深谷野球場	午前 9 時から午後 5 時まで
桑名市北部野球場	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、3 月 1 日から10 月 31 日までは午前 6 時から午後 5 時までとする。
桑名市多度アイリスパーク球場	午前 7 時から午後 4 時まで。ただし、4 月 1 日から10 月 31 日までは午前 7 時から午後 10 時までとする。
桑名市長島運動公園野球場	日出から日没まで
桑名市立花公園テニスコート 桑名市大山田第二公園テニスコート 桑名市こばさか公園テニスコート	午前 8 時から午後 4 時まで。ただし、3 月 1 日から10 月 31 日までは午前 8 時から午後 6 時までとする。
桑名市総合運動公園テニスコート	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、3 月 1 日から10 月 31 日までは午前 6 時から午後 9 時まで、11 月 1 日から12 月 28 日までは午前 9 時から午後 9 時までとする。
桑名市多度テニスコート	午前 9 時から午後 9 時まで
桑名市長島運動公園テニスコート	日出から日没まで
桑名市民プール	午前 9 時から午後 6 時まで
桑名市長島B&G海洋センタープール	午前 9 時から午後 9 時まで
桑名市総合運動公園サッカー場	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、3 月 1 日から10 月 31 日までは午前 6 時から午後 6 時までとする。
桑名市総合運動公園多目的運動広場 桑名市星川公園運動広場	専用利用の場合に適用する。 午前 9 時から午後 5 時まで
桑名市総合運動公園デイキャンプ場	午前 9 時から午後 4 時まで
桑名市多度アイリス	専用利用の場合に適用する。

パークグラウンド	る。 午前 7 時から午後 4 時まで。ただし、6 月 1 日から 8 月 31 日までは午前 7 時から午後 7 時まで (午後 7 時までは、日没までと読み替える。)
桑名市長島運動公園	日出から日没まで
桑名市大山田第二公園運動広場	午前 9 時から午後 5 時まで
桑名市九華公園相撲場	午前 6 時から午後 6 時まで

第 8 多目的体育施設等

施設名		基本額及び区分	
桑名市 総合運 動公園 フット ボール 場	メイン グラウ ンド	午前 6 時 ～ 午前 7 時	2,310 円
		午前 7 時 ～ 午前 8 時	2,310 円
		午前 8 時 ～ 午前 9 時	2,310 円
		午前 9 時 ～ 午前 10 時	2,310 円
		午前 10 時 ～ 午前 11 時	2,310 円
		午前 11 時 ～ 正午	2,310 円
		正午～午 後 1 時	2,310 円
		午後 1 時 ～ 午後 2 時	2,310 円
		午後 2 時 ～ 午後 3 時	2,310 円
		午後 3 時 ～ 午後 4 時	2,310 円
		午後 4 時 ～ 午後 5 時	2,310 円
		午後 5 時 ～ 午後 6 時	2,310 円
		桑名市民以外 の者が利用す る場合の使用 料は、それぞ れの区分の使 用料の 2 倍の 額とする。	

パークグラウンド	る。 午前 7 時から午後 4 時まで。ただし、6 月 1 日から 8 月 31 日までは午前 7 時から午後 7 時まで (午後 7 時までは、日没までと読み替える。)
桑名市長島運動公園	日出から日没まで
桑名市大山田第二公園運動広場	午前 9 時から午後 5 時まで
桑名市九華公園相撲場	午前 6 時から午後 6 時まで

第 8 多目的体育施設等

施設名		基本額及び区分	
桑名市 総合運 動公園 サッカ ー場 —	メイン グラウ ンド	午前 6 時 ～ 午前 7 時	2,310 円
		午前 7 時 ～ 午前 8 時	2,310 円
		午前 8 時 ～ 午前 9 時	2,310 円
		午前 9 時 ～ 午前 10 時	2,310 円
		午前 10 時 ～ 午前 11 時	2,310 円
		午前 11 時 ～ 正午	2,310 円
		正午～午 後 1 時	2,310 円
		午後 1 時 ～ 午後 2 時	2,310 円
		午後 2 時 ～ 午後 3 時	2,310 円
		午後 3 時 ～ 午後 4 時	2,310 円
		午後 4 時 ～ 午後 5 時	2,310 円
		午後 5 時 ～ 午後 6 時	2,310 円
		桑名市民以外 の者が利用す る場合の使用 料は、それぞ れの区分の使 用料の 2 倍の 額とする。	

	時		
サブグラウンド	午前 6 時	1,660	
	～ 午前 7 時	円	
	午前 7 時	1,660	
	～ 午前 8 時	円	
	午前 8 時	1,660	
	～ 午前 9 時	円	
	午前 9 時	1,660	
	～ 午前 10 時	円	
	午前 10 時	1,660	
	～ 午前 11 時	円	
	午前 11 時	1,660	
	～ 正午	円	
	正午～午後 1 時	1,660	
	午後 1 時	1,660	
	～ 午後 2 時	円	
	午後 2 時	1,660	
	～ 午後 3 時	円	
	午後 3 時	1,660	
	～ 午後 4 時	円	
	午後 4 時	1,660	
	～ 午後 5 時	円	
	午後 5 時	1,660	
	～ 午後 6 時	円	
桑名市総合運動公園多目的運動広場 桑名市星川公園運動広場	午前 9 時	無料	
	～ 午後 1 時		
	午後 1 時		
桑名市総合運動公園デイキャンプ場	午後 1 時		
	～ 午後 5 時		
桑名市総合運動公園デイキャンプ場	1 テーブル 1 日につき 1,380 円	桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、それぞれの区分の使用料の 2 倍の額とする。	
桑名市多度アイ	午前 7 時	3,800	桑名市民以外

	時		
サブグラウンド	午前 6 時	1,660	
	～ 午前 7 時	円	
	午前 7 時	1,660	
	～ 午前 8 時	円	
	午前 8 時	1,660	
	～ 午前 9 時	円	
	午前 9 時	1,660	
	～ 午前 10 時	円	
	午前 10 時	1,660	
	～ 午前 11 時	円	
	午前 11 時	1,660	
	～ 正午	円	
	正午～午後 1 時	1,660	
	午後 1 時	1,660	
	～ 午後 2 時	円	
	午後 2 時	1,660	
	～ 午後 3 時	円	
	午後 3 時	1,660	
	～ 午後 4 時	円	
	午後 4 時	1,660	
	～ 午後 5 時	円	
	午後 5 時	1,660	
	～ 午後 6 時	円	
桑名市総合運動公園多目的運動広場 桑名市星川公園運動広場	午前 9 時	無料	
	～ 午後 1 時		
	午後 1 時		
桑名市総合運動公園デイキャンプ場	午後 1 時		
	～ 午後 5 時		
桑名市総合運動公園デイキャンプ場	1 テーブル 1 日につき 1,380 円	桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、それぞれの区分の使用料の 2 倍の額とする。	
桑名市多度アイ	午前 7 時	3,800	桑名市民以外

リスパークグラウンド		～午前10時	円	の者が利用する場合の使用料は、それぞれの区分の使用料の2倍の額とする。	
		午前10時～午後1時	3,800円		
		午後1時～午後4時	3,800円		
		午後4時～午後7時	3,800円		
		一部利用をする場合は、面積を1／2の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1／2の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。			
桑名市長島運動公園	サッカー場 ソフトボール場	1面1区分につき		桑名市民以外の者	
				月曜日～土曜日	日曜日・祝日
		日出～午前8時	388円	1,290円	1,940円
		午前8時～正午	640円	2,590円	3,880円
		正午～午後4時	640円	2,590円	3,880円
		午後4時～日没	388円	1,290円	1,940円
	サッカー場を分割利用する場合	早朝・夕方1面につき 129円		桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、それぞれの区分の使用料の2倍の額とする。	
		午前・午後1面につき 510円			
	桑名市大山田第二公園運動広場	午前9時～午後1時	1,700円	桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、それぞれの区分の使用料の2倍の額とする。	
		午後1時～午後5時	1,700円		
桑名市九華公園相撲場		無料			
備考 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。					

リスパークグラウンド		～午前10時	円	の者が利用する場合の使用料は、それぞれの区分の使用料の2倍の額とする。	
		午前10時～午後1時	3,800円		
		午後1時～午後4時	3,800円		
		午後4時～午後7時	3,800円		
		一部利用をする場合は、面積を1／2の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1／2の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。			
桑名市長島運動公園	サッカー場 ソフトボール場	1面1区分につき		桑名市民以外の者	
				月曜日～土曜日	日曜日・祝日
		日出～午前8時	388円	1,290円	1,940円
		午前8時～正午	640円	2,590円	3,880円
		正午～午後4時	640円	2,590円	3,880円
		午後4時～日没	388円	1,290円	1,940円
	サッカー場を分割利用する場合	早朝・夕方1面につき 129円		桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、それぞれの区分の使用料の2倍の額とする。	
		午前・午後1面につき 510円			
	桑名市大山田第二公園運動広場	午前9時～午後1時	1,700円	桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、それぞれの区分の使用料の2倍の額とする。	
		午後1時～午後5時	1,700円		
桑名市九華公園相撲場		無料			
備考 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。					

別表（第18条関係）

第9

名称
桑名市体育館
桑名市多度体育センター
桑名市九華公園野球場
桑名市大山田第四公園ソフトボール場
桑名市北部野球場
桑名市深谷野球場
桑名市多度アイリスパーク球場
桑名市立花公園テニスコート
桑名市大山田第二公園テニスコート
桑名市こばさか公園テニスコート
桑名市総合運動公園テニスコート
桑名市多度テニスコート
桑名市民プール
桑名市総合運動公園フットボール場
桑名市総合運動公園多目的運動広場
桑名市総合運動公園デイキャンプ場
桑名市大山田第二公園運動広場
桑名市星川公園運動広場
桑名市多度アイリスパークグラウンド
桑名市九華公園相撲場

別表（第18条関係）

第9

名称
桑名市体育館
桑名市多度体育センター
桑名市九華公園野球場
桑名市大山田第四公園ソフトボール場
桑名市北部野球場
桑名市深谷野球場
桑名市多度アイリスパーク球場
桑名市立花公園テニスコート
桑名市大山田第二公園テニスコート
桑名市こばさか公園テニスコート
桑名市総合運動公園テニスコート
桑名市多度テニスコート
桑名市民プール
桑名市総合運動公園サッカー場
桑名市総合運動公園多目的運動広場
桑名市総合運動公園デイキャンプ場
桑名市大山田第二公園運動広場
桑名市星川公園運動広場
桑名市多度アイリスパークグラウンド
桑名市九華公園相撲場

議案第31号

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年桑名市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「休日」の次に「（以下「勤務を要しない日等」という。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「勤務を要しない日及び休日以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第6条第2項中「職員と同一戸籍内にある配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう」を「次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

第6条第3項を削る。

第8条の2第1項本文中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第22条第1項中「、第7条」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第7条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年桑名市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「、第7条」を削る。

参 考

(改正のあらまし)

人事院勧告等に基づき、職員の扶養手当を改正する等、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
(管理職員特別勤務手当) 第5条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日(以下「勤務を要しない日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の 午前5時までの間(勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (扶養手当) 第6条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう _____。 _____。 _____。 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 削る	(管理職員特別勤務手当) 第5条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日_____に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要しない日及び休日以外の日の午前0時から午前5時までの間_____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (扶養手当) 第6条 (略) 2 前項の扶養親族とは、職員と同一戸籍内にある配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。ただし、相当の勤労所得、資産所得又は事業所得があつて扶養を受けていないことが明瞭な者は、扶養親族としない。 3 職員と生計を一にする次に掲げる職員の親族の中で、主として職員の収入によって生計を維持している者であることを管理者が承認した者は、これを扶養親族とすることができる。 (1) 満60歳以上の父母及び祖父母 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (4) 重度心身障害者

(単身赴任手当)

第8条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第22条 第6条_____及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 第7条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

3 (略)

(単身赴任手当)

第8条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者_____

_____と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第22条 第6条、第7条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 (略)

議案第32号

桑名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

桑名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

桑名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年桑名市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門

に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（同法に基づく専門職大学の前期課程の修了者を含む。）については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令により布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められたことにより、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
<u>(布設工事監督者の資格)</u> <u>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> <u>(2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> <u>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) <u>(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> <u>(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> <u>(6) 高等学校等において機械科若しくは電気</u>	<u>(布設工事監督者の資格)</u> <u>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(6) 上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が別に定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</u>

科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定め

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定め

る資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(同法に基づく専門職大学の前期課程の修了者を含む。)については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する

る資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 管理者が別に定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

議案第33号

財産の無償貸付けについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 貸付財産

土地

所在 桑名市大字矢田字大塚109番2 外748筆
地積 57,067.24平方メートル

2 貸付先

四日市市富田三丁目22番83号

三岐鉄道株式会社

代表取締役社長 渡邊 一陽

3 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで